

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年8月31日

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)
S.A.)

【代表者の役職氏名】 エグゼクティブ・ディレクター ファブリス・マス
(Fabrice Mas, Executive Director)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287番
(287, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治
同 金光 由以

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeグローバル・
ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド
(Tokio Marine Strategic Trust - Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】 米ドル建 米ドルヘッジクラス：
20億アメリカ合衆国ドル(約3,247億8,000万円)を上限とする。
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス：
20億オーストラリアドル(約2,231億2,000万円)を上限とする。
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびオーストラリア
ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2026年6月30
日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ド
ル=162.39円および1豪ドル=111.56円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

(Tokio Marine Strategic Trust - Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund)

(注) 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド(以下「ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドである東京海上ストラテジック・トラスト(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。2026年8月31日現在、トラストは、本ファンドのみで構成されている。ファンドは1または複数のクラスで構成される。2026年8月31日現在のファンドのクラスは、日本円クラス、米ドルクラス、ユーロクラス、豪ドルクラス、ブラジル・リアルクラス、資源国通貨バスケットクラス、米ドル建 米ドルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、メキシコ・ペソクラスおよびトルコ・リラクラスである。

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

米ドル建 米ドルヘッジクラス受益証券および豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券(以下、個別にまたは総称して「ファンド証券」または「受益証券」という。)の2種類のクラスの受益証券について、本書により募集が行われる。ファンド証券は、記名式無額面受益証券である。ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンドは、追加型である。

(3)【発行(売出)価額の総額】

米ドル建 米ドルヘッジクラス:

20億アメリカ合衆国ドル(約3,247億8,000万円)を上限とする。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス:

20億オーストラリアドル(約2,231億2,000万円)を上限とする。

(注1) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびオーストラリアドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2026年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=162.39円および1豪ドル=111.56円)による。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとする。

（注２）ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されているが、ファンド証券の米ドル建 米ドルヘッジクラスについては米ドル建、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスについては豪ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限りそれぞれ米ドル貨または豪ドル貨をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

管理会社により申込みが受け付けられた取引日におけるファンド証券１口当たり純資産価格

なお、発行価格に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に同じ。

（注１）「営業日」とは、(1)ロンドン、ルクセンブルグ、ニューヨークおよび東京において銀行が営業している日であつ(2)ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時定めるその他の日をいう。

（注２）「取引日」とは、償還日の前営業日に終了するまでの期間におけるすべての営業日、または管理会社がファンドもしくは特定のクラスに関して随時定めるその他の日をいう。

（注３）「評価日」とは、償還日までの期間におけるすべての営業日、または管理会社がファンドに関して随時定めるその他の日をいう。

（注４）「償還日」とは、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、2031年９月10日（当該日が営業日でない場合、前営業日）、または管理会社がその絶対的裁量により随時定めるそれ以降の日をいう。

（５）【申込手数料】

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3.30%（税抜3%）の申込手数料を課することができる。ただし、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。なお、申込手数料に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に同じ。

（６）【申込単位】

米ドル建 米ドルヘッジクラス：

1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社（以下に定義する。）が別途定める金額）

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス：

1,000豪ドル以上0.01豪ドル単位（または日本における販売会社（以下に定義する。）が別途定める金額）

申込単位には、申込手数料（税込）が含まれる。

(7) 【申込期間】 2026年9月1日(火曜日)から2027年8月31日(火曜日)まで
ただし、営業日で、かつ日本における販売会社(以下に定義する。)および販売取扱会社(以下に定義する。)の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

(注)申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(8) 【申込取扱場所】 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
東京都千代田区大手町一丁目9番2号
(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」または「日本における販売会社」という。)

(ホームページ・アドレス) <https://www.sc.mufg.jp/>

(注)上記日本における販売会社または販売取扱会社(以下に定義する。)の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(9) 【払込期日】 投資者による払込みの方法については下記「(12) その他
(8) 申込みの方法」を参照のこと。
日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社であるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.のファンド口座に、適用される取引日から起算して(同日を除き)4営業日目の日(以下「払込期日」という。)までに米ドル貨または豪ドル貨で払い込まれる。

(10) 【払込取扱場所】 上記「(8) 申込取扱場所」に同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】 該当事項なし。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はない。

(ロ) 引受等の概要

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する2012年11月2日付受益証券販売・買戻契約を締結している。

日本における販売会社は、他の販売・買戻し取扱会社(以下「販売取扱会社」という。日本における販売会社が直接日本の受益者に販売する場合については、当該日本における販売会社も含むものとする。)を通じて間接的に受けたファンド証券の申込・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(注)販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次ぎ業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻請求を日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次ぎ金融商品取引業者および取次ぎ登録金融機関をいう。

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券をファンド証券に関して日本における代行協会員に指定している。

(注)代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務を行う協会員をいう。

(ハ) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う日本における投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、取得申込みを行った受益証券の表示通貨(米ドル貨または豪ドル貨)で支払われる。申込金額は、国内約定日から起算して日本における4営業日目までに販売取

扱会社に対して支払われ、日本における販売会社は、払込期日に保管会社のファンドの口座に米ドル貨または豪ドル貨で払い込む。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることがある。

（注）国内約定日とは、申込みまたは買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、管理会社により申込みまたは買戻しの注文が受け付けられた取引日の翌国内営業日）をいう。以下同じ。

（二）日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドは、アンブレラ・ファンドである東京海上ストラテジック・トラストのサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、１つの投資信託の下で１または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。2026年８月31日現在、トラストは、本ファンドのみで構成されている。

ファンドの目的は、主として世界の金融機関が発行するハイブリッド証券等への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることである。

ファンドにおける、ハイブリッド証券等への運用の指図に関する権限は、副投資顧問会社に委託される。

ファンドにおける信託金の最高限度額の制限はない。

ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

管理会社は、ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、日本における販売会社を通じて管理会社に対して通知することにより、毎取引日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、買戻しが行われる取引日に算出される当該取引日における受益証券１口当たりの純資産価格を参照して計算される。

管理会社が受託会社と協議の上その裁量により存続期間の延長を決定しない限り、ファンドは、2031年９月10日をもって終了する。

（２）【ファンドの沿革】

1974年４月11日	管理会社設立
2010年５月21日	信託証書締結
2011年９月27日	補遺信託証書締結
2012年11月６日	補遺信託証書に対する変更証書締結
2012年11月26日	ファンド証券の募集開始
2012年12月13日	ファンド証券に帰属する資産の運用開始
2015年７月９日	信託証書に対する改訂信託証書締結

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)	管理会社 保管会社 管理事務代行会社	2010年5月21日付で信託証書(2015年7月9日付改訂信託証書により改訂済。)および2011年9月27日付補遺信託証書(2012年11月6日付変更証書により改訂済。)(以下「信託証書」と総称する。)をそれぞれ受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の管理、ファンドの受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。 2010年5月21日付で保管契約(2015年1月22日付で改訂再録済(2011年9月27日付で遡及的に効力発生。))および管理事務代行契約(2015年1月21日付で改訂再録済。)(注1)を受託会社と締結。同契約は、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務について規定している。
CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド (CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。信託証書は、ファンドの資産の運用、管理、ファンドの受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.)	副管理会社	2014年7月21日付で効力発生の投資運用およびリスク・マネジメント委託契約(随時改訂または補足済)(注2)を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務について規定している。
東京海上アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2014年7月21日付で効力発生の投資顧問契約(2024年3月1日付の改訂再録投資顧問契約により改訂済。)(注3)を副管理会社と2014年11月21日付で締結。同契約は、投資顧問業務について規定している。

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・UK・リミテッド (Allianz Global Investors UK Limited)	副投資顧問会社	東京海上Roggeアセットマネジメントリミテッド（以下「当初副投資顧問会社」という。）が投資顧問会社と2011年11月8日付で副投資顧問契約（注4）を締結。同契約は、2015年8月31日付修正契約により改訂され、さらに、投資顧問会社、当初副投資顧問会社およびアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー 英国支店（Allianz Global Investors GmbH, UK Branch）（以下「退任副投資顧問会社」という。）の間で締結された2021年4月30日付修正更改契約により改訂され、当初副投資顧問会社から退任副投資顧問会社へ同契約上の地位が移転した。さらに、投資顧問会社、退任副投資顧問会社および副投資顧問会社の間で締結された2023年5月30日付更改証書にしたがい退任副投資顧問会社から副投資顧問会社に同契約上の地位が移転しており、さらに、随時改訂または補足されることがある。同契約は、副投資顧問業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2012年11月2日付で管理会社との間で代行協会員契約（改訂済）（注5）を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。2012年11月2日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。受益証券販売・買戻契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

（注1）保管契約および管理事務代行契約とは、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務の提供を約する契約である。

（注2）投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、管理会社に対し、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務の提供を約する契約である。

（注3）投資顧問契約とは、副管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに対し、投資顧問サービスを提供することを約する契約である。

（注4）副投資顧問契約とは、投資顧問会社によって任命された副投資顧問会社が副投資顧問業務を提供することを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび日本の受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ大公国の1915年8月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグ大公国において1974年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ ）事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

() 資本金の額(2026年6月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約304億円)

発行済株式総数 5,051,655株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

() 会社の沿革

1974年4月11日 設立

2006年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに変更

2007年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更

2016年5月1日 会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

() 大株主の状況

(2026年6月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,051,655株	100.00%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(A) 準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法(改正済)(以下「信託法」という。)に基づき登録されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規制されている。

(B) 準拠法の内容

信託法

信託法は、基本的に英国の信託法に従っており、英国の信託法の実質的部分および関連する論点の判例法を採用している。さらに、信託法は実質的に1925年英国受託者法を基礎としている。投資者が受託者に出資した資金は通常、受益者たる投資者のために保管者たる受託者によって保有され、投資運用者によって運用される。各受益者は信託資産の持分について割合的権利を有する。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されている。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定期間を得ることができる。

一旦設定されたケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、2031年9月10日に終了する。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

ミューチュアル・ファンド法

下記「（６）監督官庁の概要」の項を参照のこと。

一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「ケイマン規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ケイマン規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「ＣＩＭＡ」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはＣＩＭＡが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はケイマン規則に従って事業を行わねばならない。

ケイマン規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ケイマン規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきＣＩＭＡにより認可された管理事務代行会社を任命し、保有することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、ＣＩＭＡ、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の１か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、ＣＩＭＡの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）の第５（２）（ａ）条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）またはＣＩＭＡにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、ＣＩＭＡ、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、１か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域もしくはＣＩＭＡにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、ＣＩＭＡ、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の１か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、ＣＩＭＡに対し、１か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから６か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（５）【開示制度の概要】

（Ａ）ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

トラストは、募集書類を発行しなければならない。募集書類は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければならない。募集書類は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、規制された投資信託の募集書類の内容について規則を発表するが、CIMAは募集書類の内容や形式を指示しない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- () 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法(改正済)
 - マネー・ロンダリング防止規則(改正済)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)
 - 認可条件

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島(PricewaterhouseCoopers Cayman Islands)である。トラストの会計監査は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて行われる。

トラストは、各会計年度末から6か月以内に監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a)トラスト資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b)受託会社もしくは管理会社がその設立文書または目論見書に定める規定に従って、トラストの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、()当該事実を受託会社に書面で報告し、()当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、トラストの次の年次報告書、および次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、(a)トラストの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b)トラストを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにトラストの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、トラストに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むトラストの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- (c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産価額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額

(g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) トラストが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、ＣＩＭＡに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

トラストは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、ＣＩＭＡ、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも１か月前に、書面で通知しなければならない。

トラストは、保管会社の任命について提案された変更を、ＣＩＭＡ、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも１か月前に、書面で通知しなければならない。

トラストは、管理会社について提案された変更を、ＣＩＭＡ、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも１か月前に、書面で通知しなければならない。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度末は、毎年２月末日である。会計書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成され、会計年度末から６か月以内に受益者に送付される。また、未監査の半期報告書が作成され、毎年８月末日から３か月以内に受益者に送付される。

(B) 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における１億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をＥＤＩＮＥＴ等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の修正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面（交付運用報告書）は、日本の知れている受益者に交付される。運用報告書（全体版）は、管理会社のために代行協会のホームページに掲載される。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付される。

ホームページ アドレス <https://www.sc.mufg.jp/>

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンドとしてミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。ＣＩＭＡは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、法定の事項および監査済財務書類を毎年ＣＩＭＡに提出しなければならない。規制された投資信託として、ＣＩＭＡは、いつでもトラストおよびファンドに、その財務書類の監査を行い、これをＣＩＭＡが定める期限内に提出するよう指示することができる。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科されることがあるほか、ＣＩＭＡは裁判所にトラストの解散を請求することができる。

ただし、ＣＩＭＡは一定の状況下においてトラストおよびファンドの活動を調査する権限を有しているものの、トラストおよび各ファンドは、その投資活動またはポートフォリオの組成に関して、ＣＩＭＡまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。ＣＩＭＡまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、募集書類の条項または利点についての意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、免許投資信託の場合、その投資信託の免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、ＣＩＭＡは、一定の措置を取ることができる。ＣＩＭＡの権限には、特に、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命することが含まれる。ＣＩＭＡは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

トラストの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社として免許を受けている。受託会社は、ＣＩＭＡの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として免許を受けている。

2【投資方針】

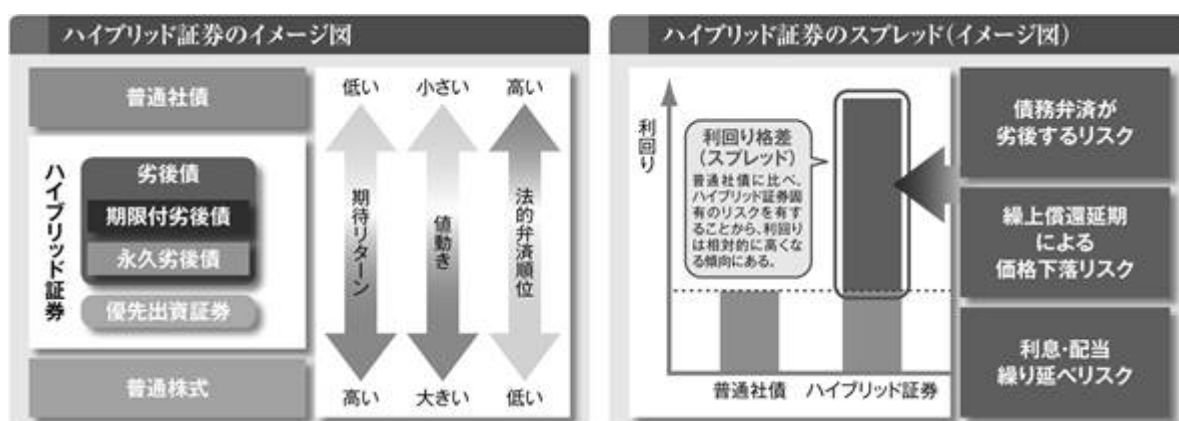
(1)【投資方針】

ファンドの投資目的は、主として世界の金融機関が発行するハイブリッド証券等（以下に定義する。）への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることである。

ハイブリッド証券とは

ハイブリッド証券とは「資本」と「負債」の性格を併せ持った証券で、具体的には、劣後債（期限付劣後債、永久劣後債）、優先出資証券等がある。

ハイブリッド証券は「満期償還」「繰上償還」「利息（または配当）」等が定められていることから債券（発行体にとっての「負債」）に類似した性格を持つ一方で、普通社債と比較して債務不履行（デフォルト）時の支払い順位が劣後する点や発行体を取り巻く経済状況等により利息（または配当）の支払いの繰り延べまたは停止や繰上償還が延期されることがある点等から、発行体にとっては「資本」としての性格を併せ持っており、株式と債券の中間に位置すると考えられる。



上記以外にも、流動性リスクや信用リスク等がある。

「劣後債」

発行体の経営破たん時に、借入金や普通社債等よりも債務弁済の順位が劣る債券であり、その分、普通社債等に比べて利率が高くなる。償還期限の定めのない「永久劣後債」と償還期限の定めがある「期限付劣後債」がある。

「優先出資証券」

配当や残余財産請求権（企業が解散する際に、負債（他人資本）を返済し、なお財産が残る場合、株主はその持ち株数に応じて残った財産の分配を受けることができる権利）が普通株に対して優先される優先株に類似した性質を持つ有価証券をいう。

なお、上記は、ハイブリッド証券に関する一般的な内容を示したものであり、必ずしもすべてを表すものではない。また、上記に当てはまらない場合がある。（一部のハイブリッド証券については、発行体の判断や財務状況等の要因により元本が削減される場合や株式に転換される場合等がある。）

追加の投資方針

ハイブリッド証券への投資に加えて、ファンドは、主にファンドの流動性を確保する目的から、一時的に、短期金融商品・世界の金融機関が発行する社債、国債、地方債または政府保証債を組み入れる場合があり、この場合、ハイブリッド証券に対する投資比率が低くなる場合がある。また、副投資顧問会社は、発行体の信用リスクを低減するため、特定の発行体に対する集中投資は行わず、分散投資を行う予定である。

銘柄選定

ファンドが投資対象とするハイブリッド証券等は、取得時において、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）からBaa3以上、S & Pグローバル・レーティング（以下「S & P社」という。）もしくはフィッチ・レーティングス（以下

「フィッチ社」という。)からBBB-以上、または副投資顧問会社が投資顧問会社と協議の上で決定するその他の格付機関からこれらに相当する長期格付けを付与されたものとする。

副投資顧問会社は、原則として、ポートフォリオ全体の利回りおよび、個別銘柄と各国の国債のスプレッドを考慮して、ポートフォリオに組み入れる個別銘柄の選定を行う。

ポートフォリオにおける通貨別の投資比率は、金利水準、ヘッジコストおよびハイブリッド証券の需給動向等の要素を勘案して、副投資顧問会社によって決定される。

為替ヘッジ

ファンドは、原則として、以下の為替ヘッジを行う。

- (a) 米ドル以外の通貨建の資産については、原則として、副投資顧問会社が、外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)等を活用して、当該通貨売り/米ドル買いとなる為替ヘッジを行うことで、米ドル建 米ドルヘッジクラスは組入資産について為替変動リスクの低減を図る。
- (b) 加えて、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスについて、投資顧問会社は、原則として、外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)等を活用して、米ドル売り/豪ドル買いとなる為替ヘッジを行うことで組入資産について為替変動リスクの低減を図る。

ファンドは、リスク分散の原則に従い、有価証券および適用される法令により認められたその他の資産に対する投資を行う場合があり、効率的なポートフォリオ運用目的および投資目的で、現物契約、直物為替先渡取引(NDF)および外国為替予約取引(クロス取引を含む。)を行う場合がある。

(2)【投資対象】

前記「(1)投資方針」を参照のこと。

(3)【運用体制】

副管理会社は、投資顧問契約(随時変更される。)に従い、投資顧問会社にポートフォリオの投資運用業務を委託している。

ファンドの資産の運用は、投資顧問会社と副投資顧問会社が共同で行う。

<投資顧問会社の運用体制>

ファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定する。

ファンドの運用は、社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づいて行う。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門(10名程度)による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会(運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加)において投資行動の評価が行われる(リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク (2) リスクに対する管理体制」を参照のこと。)。

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会(運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加)において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指す。

なお、ファンドの運用は、副投資顧問会社と共同で行う。投資顧問会社は、副投資顧問会社と共同で運用を担当するファンドの運用状況について随時確認できる体制を構築している。この他、投資顧問会社においては、副投資顧問会社の運用、リスク管理、コンプライアンスおよびバックオフィスの各機能について、定期的に確認を行っている。

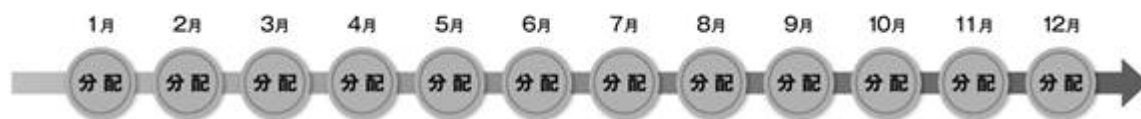
<副投資顧問会社の運用体制>

副投資顧問会社における全ての投資判断は、各国のマクロ分析を基に、債券、為替の定量・定性判断によりアセットアロケーション会議により決定する。アセットアロケーション会議の決定事項を踏まえ、取ろうとしている総リスク量を各資産クラス(先進国市場、エマージング市場、投資適格債、ハイイールド債)毎に配分する。各資産クラスにおいては、相対価値分析により各々の戦略を決定する。また、インベストメントコミティーにおいて、ポートフォリオの状況をレビューし、適宜戦略の修正を実施する。

コンプライアンス部門が、独自の社内システムを用いて、個別ポートフォリオ毎に社内・顧客ガイドラインを遵守しているかという点についてのチェックを実施する。ファンド管理部門は、パフォーマンス要因分析を行い、分析結果はポートフォリオマネジメントチームにフィードバックされ、今後の運用に役立てている。ポートフォリオマネジャーは、月次でポートフォリオ・アロケーションのレビューを実施し、同様の投資手法を用いたポートフォリオとのリターンを比較する。（上記の体制や人員等は、2026年7月1日現在のものであり、今後変更する場合がある。）

（４）【分配方針】

管理会社は、いずれのクラスに関しても、投資顧問会社と協議の上、毎月５日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび配当可能資本から分配を宣言することができる。当該分配宣言の日より５営業日以内に、受益者に対し分配が行われる。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではない。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。

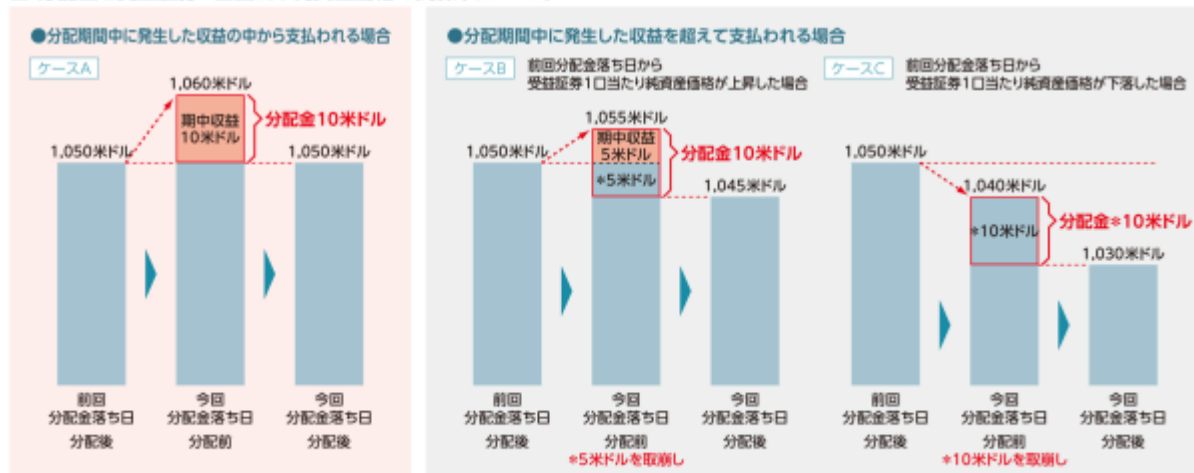
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がある。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではない。

(注)「分配期間」とはある分配金落ち日から次回分配金落ち日までの期間をいう。

分配金と受益証券1口当たり純資産価格の関係(イメージ)



(注)上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではないので留意すること。

○分配金は、ファンド毎の分配方針に基づいて支払われる。

○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなる。

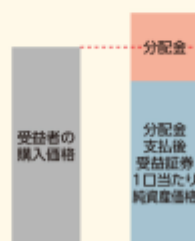
ケースA：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差	0米ドル	=	10米ドル
ケースB：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差	▲5米ドル	=	5米ドル
ケースC：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差	▲20米ドル	=	▲10米ドル

➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額であるが、受益証券1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっている。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額で判断すること。

(注)「豪ドル建 豪ドルヘッジクラス」については、受益証券1口当たり純資産価格は豪ドルで計算され、分配金は豪ドル貨で支払われる。

受益者のファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり率が小さかった場合も同様である。

●分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



●分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



◎受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となる。

(5)【投資制限】

投資制限

ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

- (イ) ファンドは、空売りされる有価証券の時価総額が、ファンドの純資産総額を超えることとなるような空売りを行わないものとする。
- (ロ) ファンドの純資産総額の10%を超えて、借入れを行わないものとする。ただし、合併等の特別の事由により一時的に(いかなる場合も12か月間を超えることはできない。)、かかる10%を超える場合はこの限りではない。
- (ハ) ファンドおよび管理会社の運用するミューチュアル・ファンドの全体において、一発行会社の議決権総数の50%を超えて投資を行ってはならない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。

(注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

- (ニ) ファンドは、私募株式、非上場株式、不動産、証券化関連商品等、流動性に欠ける資産の取得の結果、当該資産がファンドの純資産総額の15%を超える場合、投資を行わない。ただし、かかる投資対象の評価方法が開示書面において明確に開示され、価格の透明性を確保する適切な方法がとられている場合、ファンドはかかる制限を受けない。
- (ホ) 投資対象の購入、投資および追加の結果、ファンドの資産額の50%を超えて、日本の金融商品取引法において規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- (ヘ) 管理会社、投資顧問会社または副投資顧問会社が管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社またはファンド以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の利益を害し、またはファンドの資産の適正な運用を害するファンドのための管理会社、投資顧問会社または副投資顧問会社の取引は、すべて禁止される。
- (ト) ファンドは、他の投資信託に対する投資を行う投資信託(いわゆるファンド・オブ・ファンズ)への投資、または(直接的もしくは間接的に)ファンドとの間で相互および循環保有となる投資信託への投資を行わない。これらの場合以外における他の投資信託への投資は、ファンドの純資産総額の5%を超えないものとする。かかる制限は、上場投資信託(ETF)に対する投資には適用されない。
- (チ) 管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社はファンドのために自身またはその取締役との間で取引を行ってはならない。
- (リ) ファンドは、単一の発行体の株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」という。))が、純資産総額の10%を超える場合(かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。))、当該会社の株式または当該投資信託の受益証券を保有しないものとする。
- (ヌ) ファンドは、デリバティブのポジションからある単一のカウンターパーティーに対して生じるネット・エクスポージャー(以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。))が、純資産総額の10%を超える場合(かかるデリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。))、単一のカウンターパーティーに対してデリバティブのポジションを保有しないものとする(120日以内に予約期日が到来する為替予約取引(店頭デリバティブ取引に該当するものは除く。))については、この限りでない。))。
- (ル) ファンドは、単一の法主体によって発行され、組成され、または、負担される有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分(以下これらを「債券等エクスポージャー」という。))の価額が純資産総額の10%を超える場合(かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。))、()有価証券(上記(リ)に記載される株式または受益証券を除く。))、()金銭債権(上記(ヌ)に記載されるデリバティブを除く。))および()匿名組合出資持分を保有しないものとする。

（注）担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができる。

- （ヲ）ファンドは、単一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、単一の発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または、単一の発行体もしくはカウンターパーティーに対してポジションを保有しないものとする。

ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、ファンドの資産からの支払またはファンドの受益証券の買戻しの結果としてファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

３【投資リスク】

（１）リスク要因

ファンドは、リスクの高い事業を行っているため、ファンドへの投資は、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資家によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証およびファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資は以下に言及するリスク等のリスクを伴う。以下のリストはすべてのリスクを網羅するものではない。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が実現される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

市場リスク

ハイブリッド証券への投資に伴うリスク

ハイブリッド証券への投資には次のような特有のリスク（ただし、これらに限られない。）があり、信用リスクや流動性リスクは普通社債への投資と比較して相対的に大きいものとなる。

弁済の劣後リスク

一般的にハイブリッド証券は、株式に優先し、普通社債に劣後する。

したがって、発行体が経営破たんに陥り、普通社債等が全額支払われない場合、ハイブリッド証券は元利金の支払いを受けられないことがある。また、ハイブリッド証券は、一般的に普通社債と比較して低い格付が格付機関により付与されており、その格付がさらに下落する場合には、ハイブリッド証券の価格が普通社債以上に大きく下落する場合がある。

繰上償還延期リスク

一般的にハイブリッド証券には、繰上償還（コール）条項が付与されており、通常かかる条項が行使され、予定された繰上償還日に償還されることを前提として取引されている。しかし、市場環境等の要因によって予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が下落することがある。

利息・配当繰り延べリスク

利息または配当の支払い繰り延べ条項を有するハイブリッド証券は、発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性がある。この場合、ハイブリッド証券について期待されるインカムゲインが得られないこととなり、ハイブリッド証券の価格が下落する可能性がある。

制度変更等に関わるリスク

ハイブリッド証券は、通常、税務当局による税制および関連するハイブリッド証券市場に適用される規制に依拠している。将来、ハイブリッド証券にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、または著しく低下する可能性がある。この結果、ファンドは、純資産価格の下落により損失を被る可能性がある。

為替変動リスク

ファンド証券の純資産総額の算定はそれぞれ米ドル建または豪ドル建により行われるので、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

ファンドの純資産価格は、為替変動およびファンドの計算において行われる為替取引の効果の影響を受ける。したがって、これらの影響を受け、１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

ファンドは、米ドル、ユーロ、ポンド等の通貨（以下「原資産通貨」という。）建の有価証券に投資する。米ドル以外の原資産通貨へのエクスポージャーは原則として対米ドルでヘッジされる。しかし、米ドル以外の原資産通貨へのエクスポージャーを完全に排除することは不可能である。米ドルの金利が米ドル以外の原資産通貨の金利より低い場合、金利差相当分がヘッジコストとなる。

為替レートは、金利変動、政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）または通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動する。その結果、ファンドが外貨建証券に投資する場合、そのリターンが減少することがある。

ファンドもしくはクラスが常にヘッジされ、または投資顧問会社および副投資顧問会社がヘッジの活用成功する保証はない。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス

豪ドル建 豪ドルヘッジクラスに関しては、対米ドルのヘッジに加え対豪ドルでもヘッジされる。ファンドは、豪ドルに対する米ドルの変動へのエクスポージャーを軽減することを意図しているが、米ドルのエクスポージャーを完全に排除することは不可能であることから豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの純資産価格は米ドル変動の影響を受ける。なお、豪ドル金利が米ドル金利より低いときには、この金利差相当分がヘッジコストとなる。

直物為替先渡取引

ファンドまたはクラスは、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用することにより、為替ヘッジを行う場合がある。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、需給バランスおよび対象通貨に関する市場の期待などの理由から、当該通貨の金利差から予想される理論的な水準から大きく乖離する場合がある。その結果、対象通貨の基礎的な価値の価格変動は、実際の対象通貨の為替市場における価格変動から予想され得るものから大きく異なる可能性がある。ファンドのいずれかのクラスに関して、かかるヘッジ行為は明らかに当該クラスに帰属し、かかるヘッジ取引により生じるあらゆる費用および利益／損失は当該クラスに帰属するものとする。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行体の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいう。ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けるので、１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

流動性リスク

有価証券等を売却または取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、ファンドはそのリスクを伴う。特にハイブリッド証券市場は、株式市場または債券市場に比べて価格変動が大きく、流動性が低いことがある。例えば、組み入れているハイブリッド証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性がある。この場合、１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

カントリーリスク

新興国への投資（当該国の通貨への投資を含む。）は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性がある。この場合、１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込む可能性が高まる可能性がある。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により確定利付証券の価額が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、ファンドが保有する一定の確定利付債券の価額が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができる。比較的長期のデュレーションを有する確定利付債券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期のデュレーションを有する証券よりも変動しやすい。

エクスポージャーの集中のリスク

ファンドは主として世界の金融機関が発行するハイブリッド証券に投資するため、金融部門に集中してエクスポージャーを得る予定である。そのため、ファンドは、規制当局の金融政策、金融情勢等の金融に関する事象の影響を受ける可能性がある。したがって、ファンドの純資産価格は、分散投資を行うファンドと比べてボラティリティが高くなることがあり、経済情勢への懸念の高まりおよび／または予期しない金融行政における変更により急速に下落する可能性がある。

その他のリスク

ハイ・イールドリスク

ファンドは、ムーディーズ社からBaa 3 以上、S&P社もしくはフィッチ社からBBB - 以上、または副投資顧問会社が投資顧問会社と協議の上で決定するその他の格付機関からこれらに相当する長期格付けを付与されたハイブリッド証券に投資することをその方針としており、これらより低い格付のいわゆるハイ・イールド証券またはジャンク債に対する投資を行わない。しかし、ファンドが取得した後にファンド保有有価証券の格付が引き下げられ、その結果、ファンドがハイ・イールド証券またはジャンク債を保有することになる可能性がある。ハイ・イールド証券またはジャンク債に投資するファンドは、かかる証券に投資しないファンドに比べて、より大きな金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされる。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられている。経済的な低迷または金利の上昇期間は、かかる証券の市場に悪影響を及ぼし、ファンドがかかる証券を売却する能力を低下させる可能性がある（流動性リスク）。

証券の発行体が、利息または元本の支払に関し不履行となった場合、ファンドは、その投資のすべてを失うおそれがある。

発行体リスク

証券の価値は、経營業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するまたは取得する戦略の一環としてデリバティブを活用する。

ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、ファンドが利益を得ている場合において他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブ取引を行うという保証はない。

繰上償還リスクおよび延期リスク

ファンドが保有する有価証券の発行体または保証会社は、特に金利が低下している時には、その有価証券の元本および／または支払期限の到来した利息を繰上償還することができる。ファンドは、当該元本を魅力的な金利で再投資することができない可能性もあり、ファンドの収益は低下し、さらにファンドは支払プレミアムを失うこともある。ファンドは払戻された元本および／または利息の価格に対する金利の低下による利益を失うこともある。一方、金利が上昇すると予想よりも繰上げ償還の発生率は緩やかになる。これにより、事実上、影響を受ける有価証券の残存期間が延び、より金利変動に敏感になり、純資産総額は変動しやすくなる。繰上償還リスクにさらされている有価証券は、通常、金利が低下すれば利益を得る可能性が低下し、金利が上昇すれば、損失を被る可能性が高まる。

発行体の非分散リスク

ファンドは分散投資を行うことを目指すが、ファンドの投資方針に適合する投資対象には限りがあるため、必ずしも投資の分散が実現できない可能性がある。少数の発行体、産業もしくは通貨への集中投資はリスクを高める。比較的少数の発行体に投資を行うファンドは、より分散した投資を行うファンドに比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響を受けやすい。当該発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクをもたらすものが含まれる可能性がある。

マネジメント・リスク

ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。投資顧問会社および副投資顧問会社は、ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが期待される結果を生むという保証はない。

政府証券

政府証券は、政府、政府機関、下部機構もしくは政府支援企業の債務証券またはこれらに保証される債務証券である。政府証券には、市場リスクおよび金利リスクがあり、また様々な程度の信用リスクもある。政府証券には、ゼロ・クーポン債が含まれるが、これらの証券は、同等の満期を有する利付証券よりも市場リスクの程度が大きくなる傾向がある。明確性のために付言すると、「政府証券」には、政府が保有する、管理下に置く、支援するまたは保証する発行体により発行される証券が含まれる。

地方債

地方債は、一般に、地方公共団体、それらの機関、関係当局およびその他の代行機関により発行される。地方債には、金利リスク、信用リスクおよび市場リスクがある。発行体の支払能力は、訴訟、法律制定その他の政治的事情または発行体の破産に影響を受けることがある。低格付の地方債には、より良質の地方債よりも大きな信用リスクおよび市場リスクがある。

変動利付証券

変動利付証券は、債務に対して支払われる金利の定期的な調整を規定している。変動利付証券は、一般に、金利変動に対してさほど敏感ではないが、変動利付証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しない場合、価格が下がることがある。反対に、変動利付証券は、一般に、金利が下落した場合、その価値は上昇しない。ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下は、かかる証券から受け取る収益およびファンドの受益証券の純資産価格、ひいてはファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす。

発行時取引、後渡および先渡約定取引

ファンドは、発行時に買付に適格な証券を取得し、後渡でかかる証券を売買し、通常の受渡時以後の将来のある期日に確定価格によりかかる証券を買い付ける契約（先渡約定）を締結することがある。発行時取引、後渡買付および先渡約定は、決済日前に当該証券の価格が下落した場合には損失リスクを伴う。かかるリスクは、ファンドの他の資産の価格下落リスクに加わるものである。したがって、これら取引は、一定のレバレッジをもたらし、当該ファンド全体の投資エクスポージャーを増大させることになる。ファンドは当該ポジションの補填のために分別または用途指定した証券に対するインカム収益を獲得することができるが、一般に、当該証券の受渡時前にファンドが買付を約束した証券には、インカム収益は発生しない。

信用格付および無格付証券

格付機関は、転換証券を含む固定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス機関である。

格付機関により付与された格付は、絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況は、格付が示すものよりも良いまたは悪い場合がある。一部の格付は、格付カテゴリー内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。ファンドは、当該証券が購入時点で当該ファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付されている場合、格付の修正にかかわらず証券を取得することができる。例えば、ファンドは、BBB格の証券を当該ファンドが購入できる場合にBBB - 格の証券を購入することができる。

ファンドは、当該証券がファンドの購入できる格付証券に相当する信用水準のものであると投資顧問会社または副投資顧問会社が判断する場合、（格付機関により格付が付与されていない）無格付証券を取得することができる。無格付証券には、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付を投資顧問会社および副投資顧問会社が正確に評価できないというリスクがある。ファンドが無格付証券に投資する限り、当該ファンドによる投資目的の達成の成否は、ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きく投資顧問会社および副投資顧問会社の信用力分析に依拠することになる。

デュレーション

（負もしくは正の数値となる）デュレーションは、金利変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される指標である。証券のデュレーションが長いほど、金利変動への感応度が高いことになる。同様に、ファンドのポートフォリオ平均のデュレーションが長い場合は、ポートフォリオ平均のデュレーションが短いファンドに比べて金利の変動に対する感応度が高くなる。例として、デュレーションが５年である債券ファンドの価格は、金利が１％上昇した場合に約５％下落すると予想される。逆に、デュレーションがマイナス１年である債券ファンドの価格は、金利が１％上昇した場合に約１％上昇すると予想される。

転換可能証券

ファンドは、転換可能証券を含むハイブリッド証券に投資する。転換可能証券には、同一のまたは異なる発行体が発行する一定の数の株式その他の有価証券に転換または交換が可能なボンド、ディベンチャー、ノート、優先株式その他の有価証券が含まれる。転換可能証券の所持者は、転換可能証券につき満期が到来し、または転換、返還もしくは償還されるまでの間、債券について発生し、支払われる金利または株式について発生し、支払われる配当を受領することができる。これらの証券は通常、(a)普通株式より高い利回りを有し、(b)債務証券の性格を有するため転換または変換の対象となる普通株式より価格変動が小さく、また(c)対象株式の市場価格が高騰した場合には、値上がり差を享受することができる。しかしながら、転換可能証券は、債務証券に関連する一般的なリスクを伴うのに加えて、通常、対象株式に比べて流動性に乏しい傾向がある。

その他の投資対象および投資手法

ファンドは、アセットバック証券等、その他の種類の証券に投資し、本項には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法により、ファンドに追加的なリスクが発生することとなる。

複数のクラスにおける債務の負担

ファンドの管理会社はファンドに関し、異なるクラスの受益証券を発行することができる。トラストの信託宣言は、トラストの複数のサブ・ファンドおよびサブ・ファンドの個別の受益証券のクラス間における債務負担の方法について規定している（通常、債務は当該債務が発生した特定のサブ・ファンドまたはクラスに帰属する。）。異なるサブ・ファンドが別個の信託として設立されているのに対し、同一のサブ・ファンドの異なるクラスは別個の信託とはされない。ファンドのあるクラスの受益者は、関連する他のクラスが債務を履行するのに十分な資産を有していない場合、自分が保有していない当該他のクラスに関して発生した債務の負担を強制される可能性がある。したがって、特定のクラスの債務が当該クラスに限定されず、関連するファンドの他のクラスにより債務を履行することが必要となるリスクがある。

上記に掲げられるリスク要因は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。投資予定者は、本書全体を読むべきであり、ファンドへの投資を決定する前に自らの専門アドバイザーに相談すべきである。

(2) リスクに対する管理体制

< 副管理会社のリスク管理体制 >

副管理会社は、ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを、検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的および階層的に独立しており、さらに、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。

< 投資顧問会社のリスク管理体制 >

投資顧問会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としている。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っている。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築している。

流動性リスク管理

投資顧問会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行う。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督する。

< 副投資顧問会社のリスク管理体制 >

副投資顧問会社では、自動化されたトレーディングシステムにより、取引が顧客ガイドラインに違反していないかどうか、全取引についてモニタリングをしている。

厳格なコンプライアンス体制を確立しており、専任のコンプライアンスオフィサーを擁し、トレーディングおよびオペレーションシステムは、すべて英国の金融行動監視機構（FCA）および米国の証券取引委員会（SEC）の規制に対応している。

投資リスクについては運用プロセスの各段階において管理、モニタリングしている。

ファンドは、ヘッジ目的および／またはヘッジ目的以外の目的でデリバティブを利用している。副管理会社は、随時改正されるオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（AIFMD）の準拠に基づくリスク管理方法を採用している。

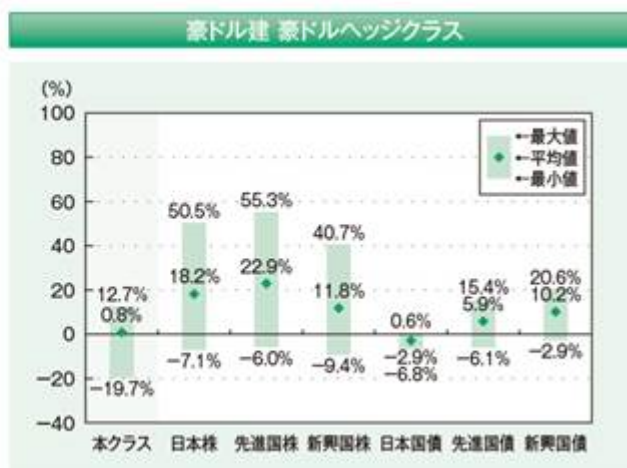
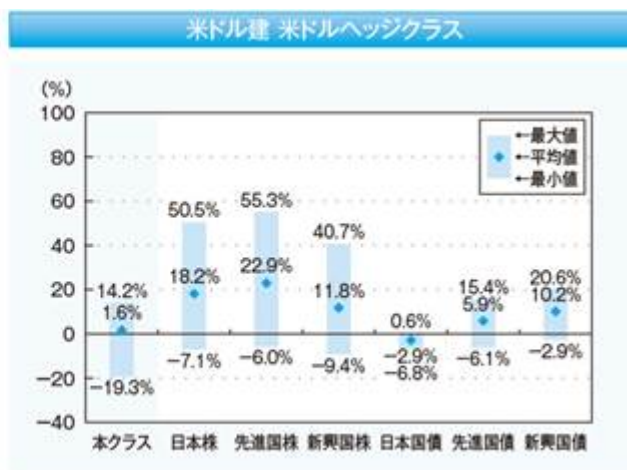
(3) リスクに関する参考情報

ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2021年7月～2026年6月の5年間に於けるファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。

ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものである。



出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものである。

ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。

代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。

ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。

ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。

ファンドの年間騰落率は、各受益証券の参照通貨建てで計算されており、円貨に換算されていない。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。

ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

●各資産クラスの指数

日 本 株・・・ＴＯＰＩＸ（配当込み）

先進国株・・・ＦＴＳＥ先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株・・・Ｓ＆Ｐ新興国総合指数

日本国債・・・ブルームバーグＥ１年超日本国債指数

先進国債・・・ＦＴＳＥ世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債・・・ＦＴＳＥ新興国市場国債指数（円ベース）

（注）Ｓ＆Ｐ新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）の指数値およびＴＯＰＩＸに係る標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などＴＯＰＩＸに関するすべての権利・ノウハウおよびＴＯＰＩＸに係る標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有する。ＪＰＸは、ＴＯＰＩＸの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負わない。

ＦＴＳＥ先進国株価指数（除く日本、円ベース）、ＦＴＳＥ世界国債指数（除く日本、円ベース）およびＦＴＳＥ新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大３％の申込手数料（適用ある消費税を除く。）を課することができる。

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3.30％（税抜３％）の申込手数料を課することができる。ただし、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。申込手数料の詳細については、日本における販売会社に照会すること。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に収受される。

（注）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方税を示す。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

（３）【管理報酬等】

ファンドについては以下に詳述する通り、米ドル建 米ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスに係るファンドの純資産総額に対し、年率1.6％（このうち年率0.01％の受託報酬については、ファンド全体について年額10,000米ドルを下回らないものとする。）の管理報酬等が支払われる。

（ ）受託報酬

受託会社は、米ドル建 米ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスに係るファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.01％の報酬を受領する権利を有する。

ただし、最低報酬額は、ファンド全体について年間10,000米ドルとする。

上記の受託会社の報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われ、かつ、年に一度見直される。四半期末満の期間に関する報酬は、日割計算される。また、受託会社は、米ドル建 米ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスに係るファンドの保管資産から、ファンドの信託証書に基づく自己の義務の履行において適切に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

受託報酬は、信託証書に定める受託会社としての受託業務の対価として、受託会社に支払われる。

2026年２月28日に終了した会計年度中の受託報酬は2,749,249円であった。

（ ）管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

（保管会社および管理事務代行会社としても行為する）管理会社は、米ドル建 米ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスに係るファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.15％の管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬を受領する権利を有する。管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。管理会社はまた、ファンドの資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

副管理会社は、管理会社の資産から、自己が提供した業務に関連して支払われるべき報酬を受領する権利を有する。また、副管理会社は、管理会社の資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は、信託証書に定める管理会社、保管会社および管理事務代行会社としての業務の対価として、管理会社に支払われる。

2026年２月28日に終了した会計年度中の管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は34,254,848円、副管理報酬は6,856,229円であった。

（ ）投資顧問報酬

投資顧問会社は、米ドル建 米ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスに係るファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.797%の報酬を受領する権利を有する。投資顧問報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。また、投資顧問会社は、ファンドの資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

投資顧問報酬は、ファンドのポートフォリオの投資運用、資産の投資および再投資の管理業務等の対価として、投資顧問会社に支払われる。

2026年２月28日に終了した会計年度中の投資顧問報酬（副投資顧問報酬を含む。）は183,625,981円であった。

（ ）副投資顧問報酬

副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から、米ドル建 米ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスに係るファンドの純資産総額の年率0.3985%の報酬を受領する権利を有する。副投資顧問報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。また、副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

副投資顧問報酬は、投資顧問会社に提供する投資顧問業務の対価として、副投資顧問会社に支払われる。

（ ）販売報酬

日本における販売会社は、米ドル建 米ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスに係るファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.593%の報酬を受領する権利を有する。販売報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。

販売報酬は、口座内でのファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等の対価として販売会社に支払われる。

2026年２月28日に終了した会計年度中の販売報酬は88,802,965円であった。

（ ）代行協会員報酬

代行協会員は、米ドル建 米ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスに係るファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。代行協会員報酬は、日々発生し、直前の評価日現在の純資産総額に基づき計算され、四半期毎に後払いで支払われる。また、代行協会員は、自己が提供した業務に関連して合理的に負担した立替費用について払戻しを受けることができる。

代行協会員報酬は、ファンド証券１口当たりの純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務の対価として代行協会員に支払われる。

2026年２月28日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は7,483,044円であった。

（４）【その他の手数料等】

トラストおよびファンドの設立に関連する経費および費用は、比例按分してファンドの資産から支払われ、３会計期間にわたり償却された。

受託会社または管理会社は、特定のサブ・ファンドの設立、運営、管理および維持に関する一切の費用（以下のいずれか（またはすべて）を含むがこれらに限定されない。）について、受託会社、管理会社その他が負担したかの別を問わず、関連するサブ・ファンドの保有財産からのみ、支払を行いまたは行わせることができる。

- (a) 本書に記載された一切の初期費用、ならびにあらゆる投資対象の登録および運用、もしくは投資対象の保有、または投資対象の権原書類の保管に関連して生じた一切の費用（手数料および費用、輸送、移動その他における紛失に対する権原書類の保険、ならびに文書を安全に保管するために受託会社の代理人によって負担された費用を含む。）
- (b) 受託会社による収益または元本の回収、または租税の決定において生じた一切の費用（税金の払戻しまたは減税を受けるにあたり生じた専門家報酬その他の費用を含む。）
- (c) 収益もしくは元本の分配に関して、または信託財産の保有またはその取引に関して、または（サブ・ファンドからの収益または利益以外の）関連するサブ・ファンドに関して受託会社もしくは管理会社に課される（またはそれらから回収できる）その他のものに関して、支払われる一切の税金（信託証書に基づき受益者に対して行われたまたは行われる一切の分配に対して支払われる租税は除くが、何らかの者に対する補償（かかる補償が租税に関連する場合）のための支払金を含む。）
- (d) 監査人の報酬および費用
- (e) 法務、監査、評価および会計費用、仲介手数料、コンピューター・ソフトウェア・サービスおよび管理費（管理事務代行会社の報酬ならびに受託会社および管理事務代行会社が関連するサブ・ファンドを運営するにあたり負担した立替費用を含む。）
- (f) 英文目論見書に基づき授権された受託会社の支出
- (g) 関連するサブ・ファンドのための投資対象の保有または取引について発生した一切の公租公課
- (h) 補遺信託証書の作成および受益者集会の開催に係る、およびこれに付帯する報酬および費用
- (i) トラストまたは関連するサブ・ファンドの設立もしくは終了に起因する、またはこれに関連する印紙税その他の租税
- (j) 登録事務代行会社および関連するサブ・ファンドに関して適式に任命された登録事務代行会社の委託先の報酬および費用
- (k) 本書に記載される販売・買戻契約に基づき、管理会社により支払われる報酬および費用
- (l) 代行協会員報酬
- (m) サブ・ファンドの終了に関連して生じた受託会社の（管理会社の同意するところによるか、または同意がなくかつ別異に放棄されない場合、その現在の商業レートによる）報酬および費用
- (n) 本書に詳述される（またはあるサブ・ファンドに関する合意事項を参照することにより記載される）その他の報酬および費用
- (o) 受託会社の外国口座税務コンプライアンス法（ＦＡＴＣＡ）継続サービス料
受託会社は、ＦＡＴＣＡ報告サービスの提供の対価として、投資者５名まで１,５００米ドルの年間手数料および５名を超える場合、投資家１名あたり年間５０米ドルの追加手数料をファンドの保管資産から受け取る権利を有する。
- (p) 金融口座情報の自動的交換（ＡＥＯＩ）サービス
受託会社は、（i）ＡＥＯＩを目的としたケイマン諸島税務情報局ポータルへのファンドの登録および登録解除のために支払われる５００米ドルの一時払手数料、ならびに（ii）主要連絡ポイントを提供し、関係する法域のＡＥＯＩ報告要件遵守を確保する報告法域ごとに５００米ドルの年間手数料をファンドの保管資産から受け取る権利を有する。
- (q) マネーロンダリング防止責任者

受託会社は、ファンドへのマネーロンダリング防止責任者の派遣の対価として3,000米ドルの年間報酬を四半期毎に後払いでファンドの保管資産から受け取る権利を有する。
2026年2月28日に終了した会計年度中のその他の手数料等は25,580,303円であった。

上記「（３）管理報酬等」および「（４）その他の手数料等」に記載された手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

（Ａ）日本

2026年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。））。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなる。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。）。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなる。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税またはキャピタル・ゲイン税、資産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課さない。ケイマン諸島

は、ファンドに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をいかなる国とも締結していない。

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ケイマン諸島の信託法第81条に基づき、ケイマン諸島財務長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本課税または印紙税はない。

ケイマン諸島金融機関報告制度およびFATCA

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスおよび情報交換の促進のため、アメリカ合衆国との間で政府間協定に調印した（以下「US IGA」という。）。また、ケイマン諸島は、100か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関する経済協力開発機構（以下「OECD」という。）基準 - 共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行された（以下「AEOI規則」と総称する。）。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。但し、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関（関連するAEOI規則に定義される。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、その場合には登録要件のみがCRSに基づき適用される。ファンドは、非報告金融機関の免除に依拠する予定はないので、AEOI規則の要件をすべて遵守することを意図している。

AEOI規則により、ファンドは「報告金融機関」として、特に、（ ）（US IGAに該当する場合のみ）グローバル仲介人識別番号（以下「GIN」という。）を取得するために米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）CRSに基づく自らの義務に対処する方法を記載した書面による方針および手続きを採用および実施すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するために自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、（ ）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告すること、ならびに（ ）ケイマン諸島税務情報局にCRSコンプライアンス用紙を提出することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（すなわち、米国報告対象口座の場合はIRS）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

US IGAは、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島の報告金融機関が米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「米国FATCA」という。）のデュー・ディリジェンス要件および報告要件を充足しているものとして取り扱われること、したがって米国FATCAの要件を遵守しているとみなされるため、米国FATCA源泉徴収税を課税されず、非協力的口座を解約する必要がないことを規定している。ケイマン諸島の報告金融機関は、米国FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、米国の納税申告用紙に自らの米国FATCA上の地位に関する身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合がある。US IGAの条項に基づき、トラストまたはファンドへの支払に対して米国FATCA源泉徴収税は課されないが、トラストまたはファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（US IGAに定義される。）とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAEO

I 規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、米国 F A T C A その他の口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

ファンドへの投資および／またはファンドへの投資の継続により、投資者は、受託会社および／または他のサービス提供者に対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドによる A E O I 規則の遵守が投資者情報および口座保有者および／または管理者情報の開示につながる可能性があること、ならびに当該情報が管轄権を有する海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは買戻しおよび／または当該投資者の口座閉鎖を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める義務を負いおよび／または権利を留保することがある。ファンドはケイマン諸島税務情報局が発行した手引書に従って、身元証明確認書類が口座開設から90日以内に取得されない投資者の口座を閉鎖しなければならない。

したがって、投資者は自らのアドバイザーに適宜助言を求めることが推奨される。

５【運用状況】

ファンドは、2012年12月13日から運用を開始した。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2026年6月末日現在）

資産の種類	地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
社債	米国	7,253,893,398	30.54
	英国	3,394,327,973	14.29
	スペイン	2,039,313,381	8.59
	フランス	1,768,369,577	7.45
	ドイツ	1,468,085,813	6.18
	オランダ	1,220,772,114	5.14
	イタリア	1,071,410,453	4.51
	フィンランド	929,135,042	3.91
	アイルランド	652,348,391	2.75
	スイス	504,724,452	2.13
	ベルギー	479,772,689	2.02
	オーストリア	425,339,905	1.79
	韓国	322,295,494	1.36
	オーストラリア	257,065,563	1.08
	香港	229,755,834	0.97
	カナダ	88,343,009	0.37
	小計	22,104,953,088	93.08
優先株式	米国	215,635,529	0.91
小計		22,320,588,617	93.98
現金・その他の資産 （負債控除後）		1,428,509,562	6.02
合計（純資産総額）		23,749,098,179	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（２０２６年６月末日現在）

	銘柄	地域	種類	利率 (%)	満期日	数量	取得価格（円）		時価（円）		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	LLOYDS BANKING GROUP PLC FLT 12/15/31	英国	社債	1.985 (2026年12月 以降変動金利)	2031/12/15	4,350,000	152.61	663,857,454	214.36	932,467,619	3.93
2	BANCO SANTANDER SA 5.127% 11/06/35	スペイン	社債	5.127	2035/11/6	4,700,000	154.58	726,532,035	159.57	749,968,549	3.16
3	METLIFE INC FLT 03/15/55	米国	社債	6.350 (2035年3月 以降変動金利)	2055/3/15	4,400,000	147.49	648,956,000	166.48	732,523,501	3.08
4	NATWEST GROUP PLC FLT 02/25/35	英国	社債	3.723 (2030年2月 以降変動金利)	2035/2/25	3,900,000	177.53	692,365,235	185.38	722,998,352	3.04
5	COMMERZBANK AG FLT 10/05/33	ドイツ	社債	6.750 (2028年10月 以降変動金利)	2033/10/5	3,500,000	159.78	559,227,818	197.16	690,072,556	2.91
6	NORDEA BANK ABP FLT 12/09/32	フィン ランド	社債	1.625 (2027年12月 以降変動金利)	2032/12/9	3,200,000	149.93	479,761,168	206.90	662,068,592	2.79
7	GOLDMAN SACHS CAPITAL I 6.345% 02/15/34	米国	社債	6.345	2034/2/15	3,450,000	139.56	481,492,676	169.56	584,993,805	2.46
8	BANK OF AMERICA CORP 7.750% 05/14/38	米国	社債	7.750	2038/5/14	2,950,000	168.19	496,152,228	194.27	573,096,934	2.41
9	FIFTH THIRD BANCORP FLT 04/25/33	米国	社債	4.337 (2032年4月 以降変動金利)	2033/4/25	3,400,000	129.93	441,745,580	156.68	532,722,058	2.24
10	JPMORGAN CHASE & CO FLT 05/13/31	米国	社債	2.956 (2030年5月 以降変動金利)	2031/5/13	3,400,000	106.05	360,570,015	151.71	515,800,964	2.17
11	GENERALI FLT 06/08/48	イタリ ア	社債	5.000 (2028年6月 以降変動金利)	2048/6/8	2,550,000	148.35	378,289,811	191.11	487,328,135	2.05
12	GROUPE ACM FLT 04/21/42	フラン ス	社債	1.850 (2032年4月 以降変動金利)	2042/4/21	2,900,000	121.18	351,430,526	167.05	484,436,526	2.04
13	LIBERTY MUTUAL GROUP INC 3.875% 09/26/35	米国	社債	3.875	2035/9/26	2,550,000	176.41	449,857,693	183.94	469,047,056	1.98
14	HSBC BANK USA NA 7.000% 01/15/39	米国	社債	7.000	2039/1/15	2,500,000	141.42	353,538,974	183.65	459,133,206	1.93
15	FIFTH THIRD BANCORP FLT 01/30/30	米国	社債	5.982 (2029年1月 以降変動金利)	2030/1/30	2,600,000	154.35	401,319,074	167.01	434,213,469	1.83
16	PINNACLE FINANCIAL PARTN FLT 05/19/32	米国	社債	5.596 (2031年5月 以降変動金利)	2032/5/19	2,600,000	157.64	409,864,000	162.84	423,375,818	1.78
17	INTESA SANPAOLO SPA FLT 11/21/33	イタリ ア	社債	8.248 (2032年11月 以降変動金利)	2033/11/21	2,250,000	180.60	406,349,229	188.01	423,024,057	1.78

	銘柄	地域	種類	利率 (%)	満期日	数量	取得価格(円)		時価(円)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
18	BNP PARIBAS FLT 01/19/36	フランス	社債	3.780 (2031年1月 以降変動金利)	2036/1/19	2,100,000	175.91	369,408,330	184.69	387,840,118	1.63
19	AVIVA PLC FLT 06/03/55	英国	社債	4.000 (2035年6月 以降変動金利)	2055/6/3	2,000,000	142.62	285,230,621	185.63	371,255,067	1.56
20	DEUTSCHE BANK AG FLT 02/17/32	ドイツ	社債	1.375 (2031年2月 以降変動金利)	2032/2/17	2,100,000	122.94	258,168,804	168.93	354,757,360	1.49
21	BELFIUS BANK SA/NV FLT 04/06/34	ベルギー	社債	1.250 (2029年4月 以降変動金利)	2034/4/6	2,000,000	129.64	259,281,359	175.35	350,691,059	1.48
22	BANCO SANTANDER SA FLT 10/04/32	スペイン	社債	2.250 (2027年10月 以降変動金利)	2032/10/4	1,600,000	147.87	236,594,823	209.46	335,130,361	1.41
23	LIBERTY MUTUAL GROUP INC FLT 12/15/51	米国	社債	4.125 (2026年12月 以降変動金利)	2051/12/15	2,016,000	112.51	226,817,222	161.84	326,265,848	1.37
24	CAPITAL ONE FINANCIAL CO FLT 02/01/34	米国	社債	5.817 (2033年2月 以降変動金利)	2034/2/1	1,950,000	138.81	270,670,746	166.92	325,495,429	1.37
25	ZIONS BANCORP NA FLT 11/19/35	米国	社債	6.816 (2034年11月 以降変動金利)	2035/11/19	1,900,000	141.67	269,181,360	170.55	324,048,360	1.36
26	HANWHA LIFE INSURANCE FLT 02/04/32	韓国	社債	3.379 (2027年2月 以降変動金利)	2032/2/4	2,000,000	113.94	227,870,000	161.15	322,295,494	1.36
27	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG FLT 11/15/34	スペイン	社債	7.883 (2033年11月 以降変動金利)	2034/11/15	1,600,000	150.50	240,800,000	184.63	295,414,073	1.24
28	BANQUE FED CRED MUTUEL 4.750% 11/10/31	フランス	社債	4.750	2031/11/10	1,500,000	173.14	259,713,219	196.53	294,790,981	1.24
29	HANNOVER RE FLT 10/09/39	ドイツ	社債	1.125 (2029年10月 以降変動金利)	2039/10/9	1,700,000	116.53	198,098,357	172.58	293,378,184	1.24
30	ASR NEDERLAND NV FLT 05/02/49	オランダ	社債	3.375 (2029年5月 以降変動金利)	2049/5/2	1,550,000	126.09	195,434,385	184.76	286,382,759	1.21

種類別投資比率

(2026年6月末日現在)

種類	投資比率(%)
社債	93.08
優先株式	0.91
合計	93.98

【投資不動産物件】

該当事項なし。（2026年6月末日現在）

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。（2026年6月末日現在）

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2026年６月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第５会計年度末 (2017年２月末日)	133,400,589.53	21,662,922	0.009601	1.5591
第６会計年度末 (2018年２月末日)	99,587,865.51	16,172,073	0.009472	1.5382
第７会計年度末 (2019年２月末日)	91,788,317.14	14,905,505	0.009007	1.4626
第８会計年度末 (2020年２月末日)	118,285,726.45	19,208,419	0.009432	1.5317
第９会計年度末 (2021年２月末日)	153,438,292.84	24,916,844	0.009052	1.4700
第10会計年度末 (2022年２月末日)	135,614,110.57	22,022,375	0.007999	1.2990
第11会計年度末 (2023年２月末日)	102,983,760.21	16,723,533	0.006803	1.1047
第12会計年度末 (2024年２月末日)	95,342,308.04	15,482,637	0.006829	1.1090
第13会計年度末 (2025年２月末日)	98,179,757.83	15,943,411	0.006901	1.1207
第14会計年度末 (2026年２月末日)	85,412,817.43	13,870,187	0.006813	1.1064
2025年７月末日	95,847,347.94	15,564,651	0.006853	1.1129
８月末日	95,487,365.10	15,506,193	0.006849	1.1122
９月末日	92,131,122.77	14,961,173	0.006872	1.1159
10月末日	91,832,723.77	14,912,716	0.006872	1.1159
11月末日	86,609,665.32	14,064,544	0.006851	1.1125
12月末日	86,338,151.65	14,020,452	0.006823	1.1080
2026年１月末日	85,845,008.75	13,940,371	0.006813	1.1064
２月末日	85,412,817.43	13,870,187	0.006813	1.1064
３月末日	80,930,463.31	13,142,298	0.006644	1.0789
４月末日	78,334,694.02	12,720,771	0.006658	1.0812
５月末日	75,074,242.94	12,191,306	0.006663	1.0820
６月末日	71,927,524.15	11,680,311	0.006651	1.0801

（注）会計年度末の純資産総額は端数処理方法の違いにより、財務書類の数値と異なる場合がある。以下同じ。

< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
第５会計年度末 (2017年２月末日)	49,818,239.77	5,557,723	0.008905	0.9934
第６会計年度末 (2018年２月末日)	34,575,193.93	3,857,209	0.008603	0.9598
第７会計年度末 (2019年２月末日)	30,546,951.68	3,407,818	0.007918	0.8833
第８会計年度末 (2020年２月末日)	31,273,148.44	3,488,832	0.008135	0.9075
第９会計年度末 (2021年２月末日)	29,452,946.93	3,285,771	0.007726	0.8619
第10会計年度末 (2022年２月末日)	24,941,057.98	2,782,424	0.006844	0.7635
第11会計年度末 (2023年２月末日)	17,463,954.18	1,948,279	0.005788	0.6457
第12会計年度末 (2024年２月末日)	14,078,440.60	1,570,591	0.005791	0.6460
第13会計年度末 (2025年２月末日)	12,912,919.77	1,440,565	0.005843	0.6518
第14会計年度末 (2026年２月末日)	11,397,960.96	1,271,557	0.005792	0.6462
2025年７月末日	11,729,531.19	1,308,546	0.005813	0.6485
８月末日	11,728,903.86	1,308,477	0.005811	0.6483
９月末日	11,756,448.31	1,311,549	0.005832	0.6506
10月末日	11,612,342.09	1,295,473	0.005836	0.6511
11月末日	11,505,812.34	1,283,588	0.005820	0.6493
12月末日	11,447,130.14	1,277,042	0.005800	0.6470
2026年１月末日	11,415,751.29	1,273,541	0.005793	0.6463
２月末日	11,397,960.96	1,271,557	0.005792	0.6462
３月末日	10,801,835.74	1,205,053	0.005650	0.6303
４月末日	10,788,987.00	1,203,619	0.005660	0.6314
５月末日	10,740,812.58	1,198,245	0.005673	0.6329
６月末日	10,673,572.72	1,190,744	0.005670	0.6325

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移（2016年6月末日～2026年6月末日）



（注１）課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている１口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている１口当たり純資産価格とは異なる。以下同じ。

（注２）ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。以下同じ。

【分配の推移】

下記会計年度中の期間の１口当たりの分配の額は、以下のとおりである。

< 米ドル建 米ドルヘッジクラス >

会計年度	１口当たり分配金	
	米ドル	円
第５会計年度 (2016年３月１日～2017年２月28日)	0.000540	0.087691
第６会計年度 (2017年３月１日～2018年２月28日)	0.000540	0.087691
第７会計年度 (2018年３月１日～2019年２月28日)	0.000540	0.087691
第８会計年度 (2019年３月１日～2020年２月29日)	0.000630	0.102306
第９会計年度 (2020年３月１日～2021年２月28日)	0.000720	0.116921
第10会計年度 (2021年３月１日～2022年２月28日)	0.000644	0.104579
第11会計年度 (2022年３月１日～2023年２月28日)	0.000500	0.081195
第12会計年度 (2023年３月１日～2024年２月29日)	0.000480	0.077947
第13会計年度 (2024年３月１日～2025年２月28日)	0.000480	0.077947
第14会計年度 (2025年３月１日～2026年２月28日)	0.000480	0.077947

< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

会計年度	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第5会計年度 (2016年3月1日～2017年2月28日)	0.000720	0.080323
第6会計年度 (2017年3月1日～2018年2月28日)	0.000720	0.080323
第7会計年度 (2018年3月1日～2019年2月28日)	0.000720	0.080323
第8会計年度 (2019年3月1日～2020年2月29日)	0.000672	0.074968
第9会計年度 (2020年3月1日～2021年2月28日)	0.000622	0.069390
第10会計年度 (2021年3月1日～2022年2月28日)	0.000534	0.059573
第11会計年度 (2022年3月1日～2023年2月28日)	0.000380	0.042393
第12会計年度 (2023年3月1日～2024年2月29日)	0.000360	0.040162
第13会計年度 (2024年3月1日～2025年2月28日)	0.000360	0.040162
第14会計年度 (2025年3月1日～2026年2月28日)	0.000360	0.040162

< 参考情報 >

分配の推移 (2026年6月末日現在)

米ドル建 米ドルヘッジクラス	
(単位:米ドル、1口当たり課税前)	
第10会計年度(2021年3月1日～2022年2月28日)	0.000644
第11会計年度(2022年3月1日～2023年2月28日)	0.000500
第12会計年度(2023年3月1日～2024年2月29日)	0.000480
第13会計年度(2024年3月1日～2025年2月28日)	0.000480
第14会計年度(2025年3月1日～2026年2月28日)	0.000480
2026年2月	0.000040
2026年3月	0.000040
2026年4月	0.000040
2026年5月	0.000040
2026年6月	0.000040
直近1年間累計	0.000480
設定来累計	0.007379

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	
(単位:豪ドル、1口当たり課税前)	
第10会計年度(2021年3月1日～2022年2月28日)	0.000534
第11会計年度(2022年3月1日～2023年2月28日)	0.000380
第12会計年度(2023年3月1日～2024年2月29日)	0.000360
第13会計年度(2024年3月1日～2025年2月28日)	0.000360
第14会計年度(2025年3月1日～2026年2月28日)	0.000360
2026年2月	0.000030
2026年3月	0.000030
2026年4月	0.000030
2026年5月	0.000030
2026年6月	0.000030
直近1年間累計	0.000360
設定来累計	0.008428

【収益率の推移】

下記会計年度における収益率は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

会計年度	収益率（注）
第 5 会計年度 （ 2016 年 3 月 1 日～2017 年 2 月28 日 ）	8.66%
第 6 会計年度 （ 2017 年 3 月 1 日～2018 年 2 月28 日 ）	4.28%
第 7 会計年度 （ 2018 年 3 月 1 日～2019 年 2 月28 日 ）	0.79%
第 8 会計年度 （ 2019 年 3 月 1 日～2020 年 2 月29 日 ）	11.71%
第 9 会計年度 （ 2020 年 3 月 1 日～2021 年 2 月28 日 ）	3.60%
第10会計年度 （ 2021 年 3 月 1 日～2022 年 2 月28 日 ）	- 4.52%
第11会計年度 （ 2022 年 3 月 1 日～2023 年 2 月28 日 ）	- 8.70%
第12会計年度 （ 2023 年 3 月 1 日～2024 年 2 月29 日 ）	7.44%
第13会計年度 （ 2024 年 3 月 1 日～2025 年 2 月28 日 ）	8.08%
第14会計年度 （ 2025 年 3 月 1 日～2026 年 2 月28 日 ）	5.68%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の 1 口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の 1 口当たり純資産価格（分配落ちの額）

< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

会計年度	収益率（注）
第5会計年度 （2016年3月1日～2017年2月28日）	9.08%
第6会計年度 （2017年3月1日～2018年2月28日）	4.69%
第7会計年度 （2018年3月1日～2019年2月28日）	0.41%
第8会計年度 （2019年3月1日～2020年2月29日）	11.23%
第9会計年度 （2020年3月1日～2021年2月28日）	2.62%
第10会計年度 （2021年3月1日～2022年2月28日）	-4.50%
第11会計年度 （2022年3月1日～2023年2月28日）	-9.88%
第12会計年度 （2023年3月1日～2024年2月29日）	6.27%
第13会計年度 （2024年3月1日～2025年2月28日）	7.11%
第14会計年度 （2025年3月1日～2026年2月28日）	5.29%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

< 参考情報 >

年間収益率の推移



（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

ただし、2026年については2026年6月末日における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

（注2）2026年は1月1日から6月末日までの収益率である。

（注3）ファンドおよび各クラスに、ベンチマークはない。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルヘッジクラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第５会計年度 (2016年３月１日～ 2017年２月28日)	1,131,000,372 (1,131,000,372)	4,860,338,818 (4,860,338,818)	13,894,194,350 (13,894,194,350)
第６会計年度 (2017年３月１日～ 2018年２月28日)	566,110,414 (566,110,414)	3,946,559,471 (3,946,559,471)	10,513,745,293 (10,513,745,293)
第７会計年度 (2018年３月１日～ 2019年２月28日)	1,450,219,794 (1,450,219,794)	1,773,677,376 (1,773,677,376)	10,190,287,711 (10,190,287,711)
第８会計年度 (2019年３月１日～ 2020年２月29日)	2,997,524,620 (2,997,524,620)	647,570,934 (647,570,934)	12,540,241,397 (12,540,241,397)
第９会計年度 (2020年３月１日～ 2021年２月28日)	5,377,243,845 (5,377,243,845)	966,790,263 (966,790,263)	16,950,694,979 (16,950,694,979)
第10会計年度 (2021年３月１日～ 2022年２月28日)	2,590,185,819 (2,590,185,819)	2,586,005,385 (2,586,005,385)	16,954,875,413 (16,954,875,413)
第11会計年度 (2022年３月１日～ 2023年２月28日)	869,774,769 (869,774,769)	2,687,008,382 (2,687,008,382)	15,137,641,800 (15,137,641,800)
第12会計年度 (2023年３月１日～ 2024年２月29日)	1,777,427,897 (1,777,427,897)	2,954,227,404 (2,954,227,404)	13,960,842,293 (13,960,842,293)
第13会計年度 (2024年３月１日～ 2025年２月28日)	1,821,641,561 (1,821,641,561)	1,555,729,725 (1,555,729,725)	14,226,754,129 (14,226,754,129)
第14会計年度 (2025年３月１日～ 2026年２月28日)	862,926,783 (862,926,783)	2,552,238,641 (2,552,238,641)	12,537,442,271 (12,537,442,271)

< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 5 会計年度 (2016年 3 月 1 日 ~ 2017年 2 月28日)	715,155,907 (715,155,907)	1,430,328,675 (1,430,328,675)	5,594,489,505 (5,594,489,505)
第 6 会計年度 (2017年 3 月 1 日 ~ 2018年 2 月28日)	249,280,383 (249,280,383)	1,824,919,326 (1,824,919,326)	4,018,850,562 (4,018,850,562)
第 7 会計年度 (2018年 3 月 1 日 ~ 2019年 2 月28日)	376,742,525 (376,742,525)	537,516,951 (537,516,951)	3,858,076,136 (3,858,076,136)
第 8 会計年度 (2019年 3 月 1 日 ~ 2020年 2 月29日)	676,139,224 (676,139,224)	690,065,994 (690,065,994)	3,844,149,366 (3,844,149,366)
第 9 会計年度 (2020年 3 月 1 日 ~ 2021年 2 月28日)	550,665,365 (550,665,365)	582,616,905 (582,616,905)	3,812,197,826 (3,812,197,826)
第10会計年度 (2021年 3 月 1 日 ~ 2022年 2 月28日)	574,154,216 (574,154,216)	742,364,784 (742,364,784)	3,643,987,258 (3,643,987,258)
第11会計年度 (2022年 3 月 1 日 ~ 2023年 2 月28日)	167,647,815 (167,647,815)	794,339,061 (794,339,061)	3,017,296,012 (3,017,296,012)
第12会計年度 (2023年 3 月 1 日 ~ 2024年 2 月29日)	192,336,350 (192,336,350)	778,450,038 (778,450,038)	2,431,182,324 (2,431,182,324)
第13会計年度 (2024年 3 月 1 日 ~ 2025年 2 月28日)	110,813,775 (110,813,775)	332,076,424 (332,076,424)	2,209,919,675 (2,209,919,675)
第14会計年度 (2025年 3 月 1 日 ~ 2026年 2 月28日)	49,255,225 (49,255,225)	291,320,041 (291,320,041)	1,967,854,859 (1,967,854,859)

(注) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）海外における販売

申込み

受益証券は、各取引日に適用ある購入価格に申込価格の３％を上限とする販売手数料（適用ある消費税を除く。）を加算した額で申込みことができる。販売手数料は、日本における販売会社に対し支払われる。受益証券は、当該取引日現在で決定される関連するクラスの受益証券１口当たり純資産価格により申し込むことができる。

手続

受益証券の申込人および追加の受益証券の申込みを希望する受益者は、記入済みの申込書を（申込人の身元確認のため要求された裏付情報および裏付書類を添付した上で）管理会社により関係する取引日の正午（ルクセンブルグ時間）までに受領されるように送付しなければならない。決済資金は（申込金の資金源を証明するため要求された裏付情報を添付した上で）、管理会社がこれ以降の日とすることに同意する場合を除き、ファンドの口座において、当該取引日から起算して（同日を除き）４営業日目の午後２時（ルクセンブルグ時間）までに申込み受益証券の表示通貨（米ドル貨または豪ドル貨）で受領されなければならない。そのように受領されなかった場合、かかる申込みは、申込書の受領後最初に到来する取引日まで繰り越され、受益証券は、当該取引日に関連するクラスに適用ある申込価格で発行される。

支払いが上記所定の時点までに行われなかった場合、受益証券の申込書は無効とみなされ、当該受益証券の発行は取消される可能性があり、申込金は無利息で返還される。

申込書は、ファックスまたはＰＤＦ形式で電子メールにより送付することができる。投資者は、管理会社、受託会社、販売会社または管理事務代行会社のいずれも、ファックスまたは電子メールにより送付された申込書を受領していないこともしくは申込書が判読不能なことから生じる損失、または適切に授權された者から発信されたものであると誠実に信じた指示に基づき何らかの措置を講じたために発生した損失について責任を負わないことに留意すべきである。

すべての申込金は、申込人名義の口座から拠出されたものでなければならない。第三者による支払は認められない。

投資者が管理会社との間でその他の通貨建ての支払について取決めを行わない限り、支払は申込み受益証券の表示通貨（米ドル貨または豪ドル貨）で行われるものとする。支払が米ドル貨または豪ドル貨以外の通貨で行われた場合、かかる支払は、投資者のために、投資者のリスクおよび費用負担により、管理会社が当該日にその絶対的裁量により適切と判断するレートにより米ドルまたは豪ドルに換算される。

受益証券の端数は発行されない。いずれかのクラスの受益証券１口未満に相当する申込金は、管理会社の裁量により、受益者に対し受益者のリスク負担により返還されるか、またはファンドのために留保される。

管理会社または販売会社は、理由の如何を問わず、または何ら理由なく、一切の申込みを拒否することができ、かかる理由を開示する義務を負わない。

管理会社が受領した記入済みの申込書は、取消不能である。管理会社は、記入済み申込書（ならびに要求があれば申込人の身元確認および申込金の資金源を証明するためのすべての書類）を受領した後、認められた申込人に対して所有確認書を発行する。かかる所有確認書は、通常、関係する取引日の後５営業日以内に発行される。管理会社が、確認書の発行前に申込人に対して追加情報を要求することを決定する場合、管理会社は、申込人に書面で通知を行い、必要な情報を要求する。

最低申込口数

適用法令に従った上で、投資者１人当たりの受益証券の当初最低申込口数の制限はない。

非適格申込人

申込書は、各クラスの受益証券の投資予定者に対し、自らが適格投資家であり、適用法に違反することなく受益証券を取得し保有することができる旨を特に表明し保証することを要求する。

ファンドが本来負担することのない納税義務が発生するか、本来被ることのないその他の金銭上の不利を被ると管理会社が判断する場合、いずれかのクラスの受益証券の募集または発行が行われないことがある。

受益証券の申込者は、申込書において、特に自らがファンドへの投資についてのリスクを評価するための金融に関する知識、専門性および経験を有しており、ファンドが投資を行う資産への投資および保有／取引方法に固有のリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資の全額を失うリスクを負担し得ることを表明し保証しなければならない。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益者の資格は、受益者名簿への記載によって証明されるものであり、券面によるものではない。

停止

管理会社は、後記「４ 資産管理等の概要（１）資産の評価 純資産価格の計算の停止」の項に記載された一定の状況において、受益証券の発行を停止することができる。かかる停止期間中は、受益証券は発行されない。

マネー・ロンダリング防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止

マネー・ロンダリングの防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、手続を設定および維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して、身元、実質的所有者／管理者（該当ある場合）の身元および資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、これらの手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の管理のために適切な者に依拠するかまたはかかる手続の管理を適切な者（以下「ＡＭＬ担当者」という。）に別途委託することもできる。

受託会社、受託会社のために行為する管理事務代行会社および／またはＡＭＬ担当者は、受益証券の購入申込者に対して、身元、実質的所有者／管理者（該当ある場合）の身元およびその資金源を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、状況が許す場合に、受託会社、受託会社のために行為する管理事務代行会社および／またはＡＭＬ担当者は、適用法に基づく関連する免除規定が適用される場合、申込時に完全なデュー・ディリジェンスが必要ではないという点に納得することがある。ただし、受益証券に関する代金の支払またはその譲渡の前に詳細な身元確認情報を求められることがある。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を遅延するか、または怠る場合、受託会社、受託会社のために行為する管理事務代行会社および／またはＡＭＬ担当者は、申込みの受諾を拒絶することができ、もし申込みが既に行われている場合には関連するファンドの条件に従い受益証券を保留するか、または買い戻すことができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

受託会社、受託会社のために行為する管理事務代行会社および／またはＡＭＬ担当者は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法もしくは規制に対する違反となる可能性があるかと疑うか、もしくは違反となる可能性があるかと助言されている場合、または受託会社、受託会社のために行為する管理事務代行会社および／またはＡＭＬ担当者による適用法もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者が、他者が犯罪行為を行っているか、またはテロもしくはテロリストの財産に関与していると了知するか疑うか、そのように了知するか疑う合理的な根拠を有し、かつ、当該居住者がそのように了知するか疑うに至る情報を規制を受けるセクターにおける事業もしくはその他取引、専門業務、事業もしくは雇用の過程で知るところとなる場合、当該居住者は、そのように了知するか疑う旨を、（ ）開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律に従い、ケイマン諸島財務報告庁（以下「ＦＲＡ」という。）に対して、

または（ ）開示がテロもしくはテロリストの資金供与および財産への関与に関する場合には、ケイマン諸島のテロ防止法（改正済）に従い、巡査かそれ以上の階級にある警察官もしくはＦＲＡに対して報告することを義務付けられる。かかる報告は、法律その他により課された情報の秘匿もしくは開示制限の違反とはみなされないものとする。

随時改正または変更されるマネー・ロンダリング防止規則で規定された条項にトラストおよびファンドが違反した場合、ＣＩＭＡは、トラストおよびファンドに対して、および違反に同意したかもしくは違反を黙認し、または違反を放置したことについて帰責性が証明された場合には、トラストまたはファンドの受託者または役員に対して、相当の課徴金を課す裁量権を有する。かかる課徴金がトラストまたはファンドによって支払われる範囲において、トラストおよび関連するファンドはかかる課徴金および関連する訴訟費用を負担する。

投資者は、fund.servicescayman@cibccaribbean.com宛てで受託会社に連絡を取ることで、ファンドのマネー・ロンダリング防止コンプライアンス責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含む。）を取得することができる。

申込者は、申込みを行うことにより、自らのためならびに自らの実質的所有者および管理者のために、受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社が、ケイマン諸島およびその他の法域双方におけるマネー・ロンダリング、税務情報交換、規制および類似する事項に関連して、規制組織およびその他に宛てて要求を受けて申込者に関する情報を開示することに同意する。

ケイマン諸島データ保護

受託会社は、国際的に認められたデータ・プライバシーの原則に基づくケイマン諸島のデータ保護法（改正済）（以下「データ保護法」という。）の下で一定の義務を負う。

受託会社は、データ保護法に基づく受託会社のデータ保護義務および投資者（および投資者に關係する個人）のデータ保護の権利を概説する書類を作成した（以下「ファンド・プライバシー通知」という。）。ファンド・プライバシー通知は、fund.servicescayman@cibccaribbean.comへの請求に応じて受託会社から提供される。

投資予定者は、ファンドへの投資ならびに受託会社ならびにその関連会社および／または委託先との付随する相互作用（申込書の記入を含み、および該当する場合は電子的通信または通話の記録を含む。）により、または投資者に關係する個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、顧客、実質的所有者または代理人）の情報を受託会社に対して提供することにより、当該個人は、受託会社ならびにその関連会社および／または委託先（管理事務代行会社を含むが、これらに限られない。）に対して、データ保護法のセクション２で定義される「個人データ」を構成する一定の個人情報を提供することに留意すべきである。受託会社は、かかる個人情報に関するデータ管理者を務めるものとし、データ保護法を含む適用されるデータ保護の法律に従ってかかる個人情報を処理する。

ファンドに投資することおよび／またはファンドに継続して投資することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を詳細に読み、およびこれを理解したものとみなされる。

制裁

受託会社およびファンドは、法令により、制裁制度の適用を受ける法人、個人、組織および／または投資対象との間の取引を制限される。

したがって、受託会社は、投資者に自身が、また、自身が知り得る限りまたは信じる限りにおいて、自身の実質的な所有者、管理者または授權された者（以下「関係者」という。）（もしあれば）が、（ ）国際連合、米国財務省外国資産管理局（以下「ＯＦＡＣ」という。）、日本国財務省によって維持されるか、または欧州連合（以下「ＥＵ」という。）および／もしくは英国（以下「ＵＫ」という。）の規則（後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含む。）および／またはケイマン諸島法制に基づく、制裁の対象となる法主体または個人のリストに記載されていないこと、（ ）国際連合、ＯＦＡＣ、日本国財務省、ＥＵ、ＵＫおよび／またはケイマン諸島により課される制裁が適用される国または領域に事業の拠点を置いておらず、また居住していないこと、ならびに（ ）その他国際連合、ＯＦＡＣ、日本国財務省、ＥＵ、ＵＫにより課される制裁（後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含む。）またはケイマン諸島により課される制裁の対象（以下総

称して「制裁対象」という。）でないことを継続的に表明および保証するよう要求することができる。

投資者または関係者が制裁対象であるか、または制裁対象となった場合、受託会社は、投資者または該当する場合その関係者が制裁対象でなくなるまで、または投資者との追加の取引および／もしくはファンドにおける投資者の持分の追加の取引を続けるための認可が適用法に基づき取得されるまで、直ちに、かつ、投資者に通知を行うことなくかかる追加の取引を停止することを要求される場合がある（以下「制裁対象者事由」という。）。受託会社およびファンドは、制裁対象者事由に起因して投資者が被った一切の債務、費用、経費、損害および／または損失（直接的、間接的または派生的な損失、利益の喪失、収入の喪失、評判の喪失ならびにすべての利息、違約金および法的費用および一切のその他の専門家費用および経費を含むがこれらに限られない。）につき、一切の責任を負わないものとする。

さらに、ファンドのために行われた投資がその後制裁の対象となった場合、受託会社は制裁が解除されるか、またはかかる取引を続けるための認可が適用法に基づき取得されるまで、直ちに、かつ、投資者に通知を行うことなく、かかる投資に関する更なる取引を停止する場合がある。

情報請求

受託会社、管理会社、またはケイマン諸島に住所を有するその取締役もしくは代理人は、適用法に基づき規制当局もしくは規制機関または政府当局もしくは政府機関が行う情報請求に従い、情報の提供を強制されることがある。具体的には、CIMAが、自らもしくは公認の外国の規制当局のために、金融庁法（改正済）に基づいて請求する場合、または、ケイマン諸島税務情報局が、ケイマン諸島税務情報局法（改正済）または関連する規則、合意、協定および覚書に基づいて請求する場合がある。これらの法律に基づく秘密情報の開示は、いかなる秘密保持義務の違反ともみなされず、一定の状況において、受託会社、管理会社、その取締役または代理人は、かかる請求を受けたことの開示を禁止される場合がある。

郵便物の取扱い

トラストまたはファンドの登記上の事務所において受領された、トラストまたはファンド宛の郵便物は、処理のため、管理事務代行会社が提供する転送先所在地に未開封のまま転送される。受託会社、管理会社、その取締役、役員、顧問またはサービス提供者（ケイマン諸島における登記上の事務所サービスを提供する機関を含む。）はいずれも、何らかの経緯で生じた転送先所在地への郵便物の配達遅延に対していかなる責任も負わない。特に受託会社および管理会社は、自身個人宛の郵便物（トラストまたはファンド宛の郵便物ではないもの）のみを、受領、開封または直接処理する。

(2) 日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に受益証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき国内約定日から起算して日本における４営業日目までに、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする。

発行価格は、管理会社により申込みが受け付けられた取引日に決定されるファンド証券１口当たり純資産価格である。

ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることがある。

日本の投資者は、原則として取引日の午後３時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合にはそれに従うものとし、異なる取扱いとすることができる。

申込単位は以下のとおりである。

米ドル建 米ドルヘッジクラス：１,０００米ドル以上０.０１米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス：１,０００豪ドル以上０.０１豪ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大３.３０％（税抜３％）の申込手数料を課すことができる。ただし、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

ただし、管理会社、日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資家は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、取得申込みを行った受益証券の表示通貨（米ドル貨または豪ドル貨）によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

取引日における買戻し

受益証券は、以下の規定に従い、当該受益証券の保有者の請求に基づき取引日に買い戻すことができる。

ある取引日に買戻しを行うためには、受益者は、管理会社に対し、取引日の正午（ルクセンブルグ時間）までに受領されるよう、買戻通知に記載された住所宛てに買戻通知を送付しなければならない。かかる日時以降に受領された買戻通知は、翌取引日に処理される。受益者は、管理会社により別途同意されない限り、一度提出した買戻通知を取り消すことができない。

管理会社は、当該買戻しが他の受益者またはファンドの資産の適切な運用に不利益となると考える場合、買戻通知の全部または一部を拒絶することができる。かかる拒絶がもしなされる場合、該当する受益者に対して速やかに通知される。

買戻価格は、当該取引日における関連するクラスの受益証券１口当たり純資産価格とする。

受託会社は、通常、買戻代金（送金手数料控除後）を、受益者の指示に従い、当該買戻しが行われた取引日の４営業日後に買戻す受益証券の表示通貨（米ドル貨または豪ドル貨）で振込送金する。受益者から支払に関する適切な指示が行われなかった場合、受託会社は、受益者に対し、（自らの絶対的裁量により）適切と判断する方法（ファンドの受益者名簿に記載される受益者の住所（共同で登録されている保有者の場合には、当該名簿に最初に氏名が記載される保有者の住所）宛てに小切手を送付することを含む（ただし、これに限定されない。））。により、買戻代金を送金することができる。受託会社および管理会社のいずれも、当該手続に従ったことにより生じるいかなる損失についても責任を負わない。当該取引日から買戻しを行った受益者への実際の支払日までの期間について、買戻代金には利息が支払われない。

買戻しの繰越し

いずれかの取引日における買戻請求の総額がファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）を上回った場合、管理会社は、自らが別途決定しない限り、当該買戻日に買い戻すことのできる受益証券の総口数を当該日における発行済受益証券の10%（または管理会社が決定するその他の割合）に制限することを選択することができる。かかる場合、買戻請求は按分して減じられ、残りの部分は、翌買戻日に、関連するクラスに関して当該日に受領された一切の買戻請求に優先して買い戻される（かかる権限に従い当該日の買戻しが制限された場合には常に更なる繰越しに従うものとする。）。

停止

管理会社は、後記「４ 資産管理等の概要（１）資産の評価 純資産価格の計算の停止」に記載される一定の状況において受益証券の買戻しを停止することができる。かかる停止期間中、受益証券の買戻しは一切行われない。

(2) 日本における買戻し

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、販売取扱会社を通じ日本における営業日の午後３時（日本時間）までに日本における販売会社に通知を行うことにより受益証券の買戻しを請求することができる。日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合にはそれに従うものとし、異なる取扱いとすることができる。受益者が保有するすべての受益証券に関する買戻請求の場合を除き、買戻請求は１口以上１口の整数倍単位で行わなければならない。

大量の買戻請求があった場合、前記「(1) 海外における買戻し」の「買戻しの繰越し」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、通常、国内約定日から起算して日本における４営業日目に行われる。

ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることがある。

買戻し手数料は課されない。買戻代金の支払は、口座約款の定めるところに従って日本における販売会社を通じて行い、円貨または取得申込みを行った受益証券の表示通貨（米ドル貨もしくは豪ドル貨）により行われるものとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることがある。

前記「(1) 海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

3【受益証券の譲渡】

(1) 受益証券の譲渡

以下に記載される規定、本書に規定される規定および管理会社または副管理会社が決定するその他の条件に基づき、受益者は、通常もしくは一般的な形式（または管理事務代行会社が随時承認するあらゆる形式）により自らが保有する受益証券を譲渡することができる。各譲渡証書は、譲渡人またはその代理人および譲受人またはその代理人の署名が付される必要がある。

譲渡に関して、管理会社、副管理会社または管理事務代行会社は、それぞれの絶対的裁量により、譲受人に対して、必要または望ましいとみなすあらゆる情報(管理会社または管理事務代行会社が、関連または適用ある法域の法律規定または政府等の要求もしくは規制または当該時に効力を有する管理会社、副管理会社もしくは管理事務代行会社の方針の遵守を促すために要求されることがある情報または文書を含む。)を必要または望ましいとみなすいずれかの形態で提供するように要求することができる。

受託会社、管理会社または副管理会社は、受託会社、管理会社または副管理会社が譲受人の氏名をトラストの受益者名簿に記入するまで、信託証書の規定に従って行われたい譲渡の確認、合意または登録を行わず、また引き続き譲渡人を、すべての点において譲渡の対象となる受益証券に対する権利を有する受益者として取り扱う。

管理会社、副管理会社またはその受託者としての管理事務代行会社のいずれも、当該譲渡契約または販売契約における表明に依拠して同意することにつき責任を負わず、それぞれ全面的に保護される。

(2) 強制買戻し

受託会社は、いつでも、適切とみなす書面による通知を発することにより、当該受益者が保有する受益証券の全部または一部を、当該買戻日に適用ある買戻価格または受託会社が決定するその他の適切な金額で買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下の状況において実施されることがある。

- (a) 上記の一般論を阻害することなく、受託会社が、以下の者による受益証券の直接的または実質的保有を認知し、またはこれを確信する理由を有する場合
 - () いずれかの国または政府当局の法律または要件に違反する者であり、そのために当該者が受益証券を保有する適格性を失い、その結果、ファンド、受託会社または管理会社が、本来負担せずもしくは被ることのない納税義務もしくは不利益を負いもしくは被る場合
 - () 適格投資者ではない者、または適格投資者ではない者を代理して受益証券を取得している者
 - () ファンドの保管資産、受託会社または管理会社が、本来負担せずまたは被ることのない納税義務を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な経営上の不利を被ると受託会社または管理会社が判断する状況にある者

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

受託会社は、各評価日の営業時間終了時におけるファンドの純資産総額およびファンドの受益証券の1口当たり純資産価格を計算し、または適法に選任された計算事務の受託者をして計算させるものとする。

ファンドの純資産総額およびファンドの受益証券の1口当たり純資産価格を計算するにあたり、受託会社(またはその委託を受けた受託者)は、以下の評価方針および手続に従う。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- () 一切の手元現金、預金またはコール資金(その経過利息を含む。)、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- () 一切の投資対象
- () 一切の為替手形、請求払手形、約束手形、および受取勘定
- () 受託会社により決定されるファンドの初期費用(ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。)
- () 受託会社により随時評価され決定される、ファンドに帰属するその他一切の資産(前払費用を含む。)

ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- () 一切の為替手形、手形および買掛金

- () 日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（既に発生しまたは期限が到来したファンドの投資顧問会社に対する業績連動報酬を含む。）
- () その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限られないファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

トラストの費用または債務は、受託会社が監査法人と協議の上で公正かつ衡平と決定する期間で償却することができる。

トラストの資産の価値は、以下の通りに決定されるものとする。

- () 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた金額で評価されるものとする。
- () ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価されるものとする。
- () 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、受託会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと考える場合はこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、受託会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。
- () 金融商品取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価されるものとする。ただし、金融商品取引所に上場されているものの、当該金融商品取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日時点のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価されるものとする。
- () 未上場有価証券は、管理会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付けサービス提供者から入手した評価情報を考慮した上で、管理会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- () 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価されるものとする。
- () 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- () 上記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または受託会社がいずれの評価方法も実行可能または適切ではないと考える場合、受託会社は、関係する管理会社と協議の上で、かかる状況において公平であると受託会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有するものとする。

トラストおよびファンドの年次の監査は監査法人によって行われるものとする。

上記の方針および手続は、純資産総額またはその一部を計算し、また純資産総額を発行済みおよび発行済みとみなされるファンドの受益証券の口数またはファンドの特定のクラスに帰属する受益証券の口数で除する場合に以下が適用されることを前提とする。

- (a) 発行が合意された各受益証券は、発行済みのものとして取り扱われ、発行が合意された受益証券に関して受領されることを受託会社が期待する現金またはその他の資産の価値を含む。
- (b) 管理会社または受託会社が受益証券の買戻しおよび消却を決議しまたは別段に決定したものの、かかる買戻しおよび消却が計算時に実行されていない場合、かかる受益証券は、発行されていないものとして取り扱われ、ファンドの保管資産の純資産総額および受益証券１口当たり純資産価格の計算の目的において無視され、また受託会社は、かかる買戻しおよび消却の結果としてファンドの保管資産から支払われる金額を控除する。ただし、支払われる金額を、買戻しまたは消却が実行されていないために計算することができない場合、上記は適用されない。

- (c) 投資対象の取得または処分に関する契約上の義務が存在するが、かかる取得または処分が当該計算時に完了していない場合、かかる投資対象は、（それぞれ）ファンドの資産に含まれまたは当該資産から除外され、また取得価格の総額または純処分受取金は、かかる取得または処分が適法に完了されている場合と同様に、それぞれ当該資産に含まれまたは当該資産から除外される。
- (d) 純資産総額または受益証券１口当たり純資産価格のすべての計算は、当該計算日以前に発生する所得または利益に係る税金に関して、受託会社が支払義務を負いまたは回収する権利を有する金額を考慮に入れる。
- (e) ファンドの資産から、以下に関する金額（それぞれを「控除金額」という。）が控除される。
- () 上記に規定されない発生済みの未払費用
 - () ファンドに関して受託会社または管理会社が行う当該時に未払いの借入総額
 - () 信託証書に基づき資本から支払われるべきまたは支払われるべきであると見積もられる上記に規定されない金額
- (f) 管理会社は、いずれかの投資対象の価値または同一の通貨建ての現金から、外国通貨で支払われるべき債務でありまたは当該債務となる金額を控除することができる。
- (g) 管理会社は、外国通貨建ての価値または金額（投資対象または当座もしくは預金勘定における現金もしくは金額または控除金額のいずれかを問わない。）を、管理会社が、関連あるまたは引渡しの責任を負う可能性のあるプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、状況に応じて適切と判断する為替レートで、適切な基準通貨に転換する。
- (h) 管理会社は、当該時の最低市場取引売値または最高市場取引買値であると合理的に判断する価格がそうでなかった場合に、責任を負わない。
- (i) 価格の建値が上記のように入手できない場合、その価値は、管理会社が決定するいずれかの方法で随時決定される。
- (j) 管理会社が上記の評価基準のいずれかが特定の場合または一般的に不適切であると判断する場合、管理会社は、状況に応じて合理的であるとみなすその他の評価基準または評価手続を採用し、または受託会社もしくはいずれかの代理人に対してその採用を指示することができる。

純資産価格の計算の停止

ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の決定および／またはファンドの受益証券の発行および／または買戻しは、受託会社の単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- () 通常の休日および週末以外に、ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている金融商品取引所が稼動していない期間、または取引が制限もしくは停止されている期間
- () 受託会社が、緊急事態またはファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはファンドの受益者に重大な不利益を生じると判断する事態が継続している期間
- () ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、上記の金融商品取引所における現在価値を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他のいずれかの者にとってファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値が迅速かつ正確に取得できないと合理的に判断される時
- () 受託会社が管理会社と協議した上で、いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと判断する期間
- () 受託会社または管理会社が、ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関連会社、子会社もしくは提携会社、またはファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネー・ロンダリング防止規制を遵守するために停止が必要と判断する期間

かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から７日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

（２）【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の契約証書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドの償還日は当初、2021年９月10日であったが、５年間延長され2026年９月10日に、またさらに５年間延長され2031年９月10日となった。ファンドは、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、2031年９月10日（当該日が営業日でない場合、前営業日）、または、管理会社がその絶対的裁量により随時定めるそれ以降の日に終了する。ただし、下記「（５）その他ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年２月末日である。

(5) 【その他】

ファンドの解散

ファンドは、以下の場合、2031年9月10日(当該日が営業日でない場合、前営業日)、または、管理会社はその絶対的裁量により随時定めるそれ以降の日より前に終了することがある。

- () ファンドの決議により可決された場合
- () トラストのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのCIMAによる免許または他の許可が廃止または改正された場合
- () 管理会社との協議を経た受託会社が、その裁量で、ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合
- () 受託会社が辞任または管理会社が解任されもしくは辞任した後、適切な代替または後継の受託会社または管理会社を確保できない場合
- () ファンドにより発行された受益証券の口数が30万口を下回った場合において、管理会社が受託会社に対する書面による通知によりファンドを終了させるべき旨を決定した場合

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対して30日前に通知をすることにより(ただし、受益者決議により受益者はこれを放棄することができる。)、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補足証書を付することにより随時改正、変更または追加することができる。ただし、かかる改正、変更もしくは追加は、受益者集会の決議による承認がない限り行われ不得とする。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合、かかる承認は必要ではない。

- (a) 本法^(注)またはケイマン諸島の法のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む法律の一切の改正を履行するため
- (b) 一切のかかる法律の改正の直接的な結果によるもの
- (c) トラストまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うため
- (d) 会計年度年初および終了日付を変更するため、もしくは年間収益配分日付を変更するため
- (e) その他の会計期間の始まりおよび終了する日付を変更、もしくはかかる会計期間に関連する分配日(中間会計期間および中間配分日を含む。)を変更するため
- (f) 管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるかもしくはこれら一切の者が一切の重要な不利益を被らないと同意する変更をするため
- (g) 信託証書から不要となった条項を削除するため
- (h) 管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを替えるため
- (i) 明白な誤りを訂正するためにおいてのみ必要とされる場合
- (j) 当局、本法^(注)、もしくはトラストが従う他の法、規則の要求を熟考し、従う場合
- (k) 追加のサブ・ファンドを設定する場合

(注)「本法」とは、ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法、これに基づく規制、ケイマン規則および/または(文脈に応じて)信託法をいう。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が相手方当事者に対して3か月前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、書面によって変更される。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

副投資顧問契約

副投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき、販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通りである。

() 分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

() 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

() 議決権

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の

10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合、(個人の場合には)本人もしくは代理人により出席し、(法人の場合には)適式に授權された代表者もしくは代理人により出席したすべての受益者が、一議決権を有する。投票の場合には、上記の各受益者または代理人により出席している受益者が、保有する受益証券一口につき一議決権を有する。

受益者決議は、受益者集会における挙手による場合、受益者により行使された議決権の75%以上の賛成、または投票が適正に要求された場合、当該投票により行使された議決権の75%以上の賛成により可決される。

特定のクラスの受益者にのみ関係する事項を協議するために、クラスの受益者のための個別の受益者集会を開催することができる。その場合、上記の定めがかかる受益者集会に適用されるものとする。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第３【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるブライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は日本円で表示されている。

1【財務諸表】

【2026年2月28日に終了した会計年度】

(1)【貸借対照表】

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド
純資産計算書
2026年2月28日現在

日本円

資産

投資有価証券（取得原価）（注記2）	21,226,624,871
未実現評価益／（損）	4,487,491,506
投資有価証券（時価）（注記2）	25,714,116,377
銀行預金（注記2）	509,400,456
未収利息（注記2）	346,183,287
先渡為替取引に係る未実現評価益（注記2、9）	77,421,609
前払費用	725,603
資産合計	26,647,847,332

負債

未払費用（注記3）	(121,077,506)
ブローカー借越（注記2）	(17,173,750)
受益証券買戻未払金	(130,000,000)
先渡為替取引に係る未実現評価損（注記2、9）	(256,039,134)
負債合計	(524,290,390)

純資産 26,123,556,942

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

純資産計算書(続き)

2026年2月28日現在

発行済受益証券口数	
豪ドルクラス受益証券	79,506.9573□
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	1,967,854,859□
ブラジル・リアルクラス受益証券	204,634.8658□
ユーロクラス受益証券	4,310.7663□
日本円クラス受益証券	542,266.6219□
メキシコ・ペソクラス受益証券	45,219.2438□
資源国通貨バスケットクラス受益証券	4,453.8087□
トルコ・リラクラス受益証券	465,951.4624□
米ドルクラス受益証券	311,109.0745□
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	12,537,442,271□

受益証券1口当たり純資産価額	日本円
豪ドルクラス受益証券	10,255
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券(豪ドル表示)	0.005792
ブラジル・リアルクラス受益証券	3,469
ユーロクラス受益証券	15,073
日本円クラス受益証券	6,952
メキシコ・ペソクラス受益証券	8,673
資源国通貨バスケットクラス受益証券	6,210
トルコ・リラクラス受益証券	656
米ドルクラス受益証券	17,469
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券(米ドル表示)	0.006813

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド
損益および純資産変動計算書
2026年２月28日に終了した会計年度

日本円

期首純資産	29,639,179,794
収益	
分配金（純額）（注記２）	13,580,798
銀行預金に係る受取利息（注記２）	18,896,884
債券に係る受取利息（純額）（注記２）	1,095,239,343
収益合計	1,127,717,025
費用	
管理事務代行報酬、管理報酬および保管報酬（注記６）	(34,254,848)
代行協会員報酬（注記８）	(7,483,044)
販売報酬（注記７）	(88,802,965)
当座借越利息	(303,960)
投資顧問報酬（注記４）	(183,625,981)
その他の費用	(7,776,510)
専門家報酬	(15,927,502)
副保管報酬（注記６）	(1,572,331)
副管理報酬（注記６）	(6,856,229)
受託報酬（注記５）	(2,749,249)
費用合計	(349,352,619)
投資純利益／（損失）	778,364,406
投資に係る実現純利益／（損失）（注記２）	2,254,512,022
為替予約および先渡為替取引に係る実現純利益／（損失）（注記２）	(688,574,465)
当期に係る実現純利益／（損失）	1,565,937,557
以下に係る未実現評価益／（損）の増減：	
- 投資	1,042,903,162
- 先渡為替取引（注記２）	(495,133,710)
- その他の資産および負債の為替換算（注記２）	7,248,632
	555,018,084
運用による純資産の純増加／（減少）額	2,899,320,047

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド
損益および純資産変動計算書(続き)
2026年2月28日に終了した会計年度

日本円

販売

豪ドルクラス受益証券	-
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	27,316,268
ブラジル・リアルクラス受益証券	-
ユーロクラス受益証券	47,000,000
日本円クラス受益証券	-
メキシコ・ペソクラス受益証券	-
資源国通貨バスケットクラス受益証券	-
トルコ・リラクラス受益証券	20,000,000
米ドルクラス受益証券	194,000,000
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	880,588,272

買戻

豪ドルクラス受益証券	(137,000,000)
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	(163,387,935)
ブラジル・リアルクラス受益証券	(457,000,000)
ユーロクラス受益証券	(5,700,000)
日本円クラス受益証券	(828,600,000)
メキシコ・ペソクラス受益証券	(190,000,000)
資源国通貨バスケットクラス受益証券	(11,800,000)
トルコ・リラクラス受益証券	(97,300,000)
米ドルクラス受益証券	(1,352,600,000)
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	(2,621,609,994)

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド
損益および純資産変動計算書（続き）
2026年２月28日に終了した会計年度

日本円

分配金（注記10）

豪ドルクラス受益証券	(21,124,333)
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	(73,080,244)
ブラジル・リアルクラス受益証券	(68,706,456)
ユーロクラス受益証券	(1,082,153)
日本円クラス受益証券	(95,808,903)
メキシコ・ペソクラス受益証券	(26,641,497)
資源国通貨バスケットクラス受益証券	(2,591,897)
トルコ・リラクラス受益証券	(67,212,313)
米ドルクラス受益証券	(386,269,892)
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	(976,331,822)

期末純資産 26,123,556,942

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

受益証券口数の変動（未監査）

	2026年２月28日に 終了した会計年度	2025年２月28日に 終了した会計年度	2024年２月29日に 終了した会計年度
豪ドルクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	94,808.4847	113,008.4675	126,373.2915
販売口数	-	-	-
買戻口数	(15,301.5274)	(18,199.9828)	(13,364.8240)
期末現在の発行済受益証券口数	79,506.9573	94,808.4847	113,008.4675
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	2,209,919,675	2,431,182,324	3,017,296,012
販売口数	49,255,225	110,813,775	192,336,350
買戻口数	(291,320,041)	(332,076,424)	(778,450,038)
期末現在の発行済受益証券口数	1,967,854,859	2,209,919,675	2,431,182,324
ブラジル・リアルクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	359,833.2588	525,666.2818	405,429.6168
販売口数	-	27,963.0031	185,004.4295
買戻口数	(155,198.3930)	(193,796.0261)	(64,767.7645)
期末現在の発行済受益証券口数	204,634.8658	359,833.2588	525,666.2818
ユーロクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	1,039.5100	219.1451	468.1749
販売口数	3,679.3486	947.32530	86.8055
買戻口数	(408.0923)	(126.96040)	(335.8353)
期末現在の発行済受益証券口数	4,310.7663	1,039.5100	219.1451
日本円クラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	662,208.5633	895,999.5339	892,954.3457
販売口数	-	21,290.8543	131,045.9934
買戻口数	(119,941.9414)	(255,081.8249)	(128,000.8052)
期末現在の発行済受益証券口数	542,266.6219	662,208.5633	895,999.5339

東京海上ストラテジック・トラスト

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

受益証券口数の変動（未監査）（続き）

	2026年２月28日に 終了した会計年度	2025年２月28日に 終了した会計年度	2024年２月29日に 終了した会計年度
メキシコ・ペソクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	71,764.0105	84,205.9991	94,357.4200
販売口数	-	11,781.8521	35,063.5597
買戻口数	(26,544.7667)	(24,223.8407)	(45,214.9806)
期末現在の発行済受益証券口数	45,219.2438	71,764.0105	84,205.9991
資源国通貨バスケットクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	6,492.9500	5,044.9881	5,582.9371
販売口数	-	1,710.1710	-
買戻口数	(2,039.1413)	(262.2091)	(537.9490)
期末現在の発行済受益証券口数	4,453.8087	6,492.9500	5,044.9881
トルコ・リラクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	592,931.9065	1,195,199.8330	1,212,289.5397
販売口数	32,001.5443	121,940.4901	52,572.3799
買戻口数	(158,981.9884)	(724,208.4166)	(69,662.0866)
期末現在の発行済受益証券口数	465,951.4624	592,931.9065	1,195,199.8330
米ドルクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	379,682.6491	418,489.1946	317,849.6028
販売口数	11,717.4986	46,081.4466	133,806.6911
買戻口数	(80,291.0732)	(84,887.9921)	(33,167.0993)
期末現在の発行済受益証券口数	311,109.0745	379,682.6491	418,489.1946
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	14,226,754,129	13,960,842,293	15,137,641,800
販売口数	862,926,783	1,821,641,561	1,777,427,897
買戻口数	(2,552,238,641)	(1,555,729,725)	(2,954,227,404)
期末現在の発行済受益証券口数	12,537,442,271	14,226,754,129	13,960,842,293

東京海上ストラテジック・トラスト

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

統計情報（未監査）

2026年２月28日に 2025年２月28日に 2024年２月29日に
終了した会計年度 終了した会計年度 終了した会計年度

豪ドルクラス受益証券（日本円表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	10,255	8,310	8,209
純資産	815,306,522	787,889,648	927,707,138

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券
（豪ドル表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	0.005792	0.005843	0.005791
純資産	11,397,960.96	12,912,919.77	14,078,440.52

ブラジル・リアルクラス受益証券
（日本円表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	3,469	2,747	3,113
純資産	709,928,165	988,394,545	1,636,597,832

ユーロクラス受益証券（日本円表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	15,073	12,491	12,302
純資産	64,976,232	12,984,702	2,695,908

日本円クラス受益証券（日本円表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	6,952	6,894	6,822
純資産	3,769,811,456	4,565,349,116	6,112,632,783

メキシコ・ペソクラス受益証券
（日本円表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	8,673	6,710	7,418
純資産	392,167,800	481,515,557	624,653,407

資源国通貨バスケットクラス受益証券
（日本円表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	6,210	5,076	5,194
純資産	27,660,354	32,956,877	26,202,905

東京海上ストラテジック・トラスト

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

統計情報(未監査)(続き)

	2026年2月28日に 終了した会計年度	2025年2月28日に 終了した会計年度	2024年2月29日に 終了した会計年度
トルコ・リラクラス受益証券 (日本円表示)			
期末現在の受益証券1口当たり純資産価額	656	636	576
純資産	305,611,436	377,008,670	688,945,283
米ドルクラス受益証券(日本円表示)			
期末現在の受益証券1口当たり純資産価額	17,469	16,824	16,298
純資産	5,434,728,330	6,387,691,161	6,820,522,930
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券 (米ドル表示)			
期末現在の受益証券1口当たり純資産価額	0.006813	0.006901	0.006829
純資産	85,412,817.43	98,179,757.83	95,342,308.40
サブ・ファンドの純資産(日本円表示)	26,123,556,942	29,639,179,794	32,482,017,889

東京海上ストラテジック・トラスト

財務書類に対する注記

2026年２月28日現在

注記１ 概要

東京海上ストラテジック・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（旧ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）（以下「受託会社」という。）とルクセンブルク三菱ＵＦＪインベスターサービス銀行Ｓ．Ａ．（以下「管理会社」という。）の間で締結された2010年５月21日付の信託証書により設立されたアンブレラ型投資信託である。

2026年２月28日現在のトラストのサブ・ファンドおよびクラスは、以下のとおりである。

- 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

- ・豪ドルクラス受益証券
- ・豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券
- ・ブラジル・レアルクラス受益証券
- ・ユーロクラス受益証券
- ・日本円クラス受益証券
- ・メキシコ・ペソクラス受益証券
- ・資源国通貨バスケットクラス受益証券
- ・トルコ・リラクラス受益証券
- ・米ドルクラス受益証券
- ・米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券

サブ・ファンドの投資目的は主に、世界の金融機関が発行した主にハイブリッド有価証券（以下「ハイブリッド証券」という。）への投資を通じて、安定したインカムゲインを得るとともに、中長期的なサブ・ファンドの資産の増加を追求することである。

サブ・ファンドは取得時に、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）によりB a a 3以上、またはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（以下「スタンダード・アンド・プアーズ」という。）によりB B B - 以上に格付けされた有価証券、あるいはフィッチ・レーティングスまたは投資顧問会社と協議の上で副投資顧問会社が選定した他の格付機関によりそれに相当する長期格付を得た有価証券に投資する。格付けのない有価証券への投資は、投資顧問会社との協議の上で副投資顧問会社が、B a a 3またはB B B - に相当すると判断した有価証券に制限される。

ハイブリッド証券への投資に加えて、サブ・ファンドは、主にサブ・ファンドの流動性を確保する目的で、短期金融商品、世界の金融機関が発行した社債、国債、地方債または政府保証債を一時的に取得することがある。この場合、ハイブリッド証券への投資比率が低下する可能性がある。また、サブ・ファンドは、発行体の信用リスクを低減するために、特定の発行体に対する集中投資は行わず、分散投資を予定している。

サブ・ファンドは主に、以下の為替取引を締結する。

- (a) 米ドル以外の通貨建て資産について、副投資顧問会社は主に、先渡為替取引、直物為替先渡取引（以下「ＮＤＦ」という。）および類似するデリバティブを使用して、米ドル以外の通貨建て資産をすべて米ドルにヘッジする。副投資顧問会社は、米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に関して、これらの為替取引により為替リスクを軽減する。
- (b) 米ドル建て資産および上記(a)に従い米ドルにヘッジされているため事実上の米ドル建て資産で、それぞれ豪ドルクラス受益証券、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券、ブラジル・リアルクラス受益証券、ユーロクラス受益証券、日本円クラス受益証券、メキシコ・ペソクラス受益証券、トルコ・リラクラス受益証券および資源国通貨バスケットクラス受益証券に帰属する資産については、投資顧問会社は原則として、米ドルと関連するヘッジ対象通貨間の金利差を考慮の上、為替リスクを軽減するために、先渡為替取引、ＮＤＦおよび類似デリバティブを使用して関連する米ドルを売却するとともに関連するヘッジ対象通貨を買入することにより、米ドルのエクスポージャーを関連するヘッジ対象通貨に対してヘッジする。
- () 豪ドルクラス受益証券
投資顧問会社は、豪ドルの対日本円換算レートの変動を反映するよう、豪ドルクラス受益証券について為替取引を締結する。
- () 豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券
投資顧問会社は、米ドルの対豪ドル為替エクスポージャーを軽減するため、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。
- () 資源国通貨バスケットクラス受益証券
投資顧問会社は、ブラジル・リアル、豪ドルおよび南アフリカ・ランドの対日本円換算レートの変動を反映するよう、資源国通貨バスケットクラス受益証券について為替取引を締結する。各通貨に対するエクスポージャーは当該クラス受益証券の純資産の約３分の１になるよう予定している。
- () ブラジル・リアルクラス受益証券
投資顧問会社は、ブラジル・リアルの対日本円換算レートの変動を反映するよう、ブラジル・リアルクラス受益証券について為替取引を締結する。
- () ユーロクラス受益証券
投資顧問会社は、ユーロの対日本円換算レートの変動を反映するよう、ユーロクラス受益証券について為替取引を締結する。
- () 日本円クラス受益証券
投資顧問会社は、米ドルの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、日本円クラス受益証券について為替取引を締結する。
- () メキシコ・ペソクラス受益証券
投資顧問会社は、メキシコ・ペソの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、メキシコ・ペソクラス受益証券について為替取引を締結する。
- () トルコ・リラクラス受益証券
投資顧問会社は、トルコ・リラの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、トルコ・リラクラス受益証券について為替取引を締結する。

サブ・ファンドは上記のとおり米ドルに対してヘッジされ、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券については豪ドルに対してもヘッジされている。サブ・ファンドには米ドルの豪ドルに対する変動エクスポージャーを低減する意図がある。しかし、米ドルによるエクスポージャーを完全に排除できないため、米ドルの変動にさらされることがある。さらに、豪ドル参照金利が米ドル参照金利より低い場合、金利の差異に相当する金額が為替取引によるコストとなる。

為替レートは、金利の変動、政府、中央銀行または国際通貨基金などの国際機関による介入（または介入の失敗）、あるいは通貨管理の発動その他の政治情勢など様々な理由により、短期間で大幅に変動することがある。その結果、サブ・ファンドの外貨建債券への投資のリターンは減少する可能性がある。

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に関して、受益証券が日本円で販売されている場合、受益者が受益証券を買い戻すにあたり、円貨受取額は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券の純資産がそれぞれ、豪ドル建てまたは米ドル建てで計算されているため、日本円と豪ドルとのまたは米ドルとの為替レートの変動により、受益者による投資円貨額を下回ることがある。

注記2 重要な会計方針の要約

財務書類の表示

本財務書類は投資ファンドに適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して表示されている。

トラストの財務書類は、継続企業の前提に基づいて作成されている。

2026年2月28日現在、トラストの本財務書類は会計方針のとおり作成されている。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金に含まれる現金から成る。

投資の評価

トラストの保有する資産の評価は、以下のとおりである。

証券取引所に上場されている、またはその他の組織的な市場で売買されている投資有価証券は、直近の入手可能な価額で評価されるものとする。ただし、証券取引所に上場されているが、当該証券取引所外または店頭市場においてプレミアム価額または割引価額で取得または売買された投資有価証券は、当該投資有価証券の評価日現在のプレミアムまたは割引の水準を考慮して評価されるものとする。

非上場有価証券は、同一または類似の有価証券の最近の取引、ブローカー・ディーラーまたは広く認められている相場情報提供サービスから入手した評価情報など管理会社が適切とみなす情報を考慮して、管理会社が誠実に算定した時価で評価される。

有価証券の売却に係る実現純利益 / (損失)

有価証券の売却に係る実現純利益 / (損失)は、売却した有価証券の平均原価に基づいて算定される。

有価証券取引は約定日に会計処理される。

有価証券の売買

投資有価証券は約定日基準で計上される。オプションおよび先物に係る実現損益は、平均原価法を使用して算定される。債券に係る実現損益は、平均原価法を使用して算定される。

為替取引

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの参照通貨は日本円である。

外貨建資産および負債は、決算日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益および純資産変動計算書に含まれる。

2026年2月28日現在において適用される為替レートは、以下のとおりである。

1 日本円	0.008988 豪ドル
1 日本円	0.032847 ブラジル・リアル
1 日本円	0.005425 ユーロ
1 日本円	0.004764 英ポンド
1 日本円	0.110204 メキシコ・ペソ
1 日本円	0.281514 トルコ・リラ
1 日本円	0.006405 米ドル
1 日本円	0.101952 南アフリカ・ランド

先渡為替取引の評価

先渡為替取引は、契約期間に適用される先渡為替レートを参照して、決算日に評価される。未決済の先渡為替取引に係る未実現評価損益は、契約上の為替レートと取引決済用のレートとの差額として計算される。これらの取引に係る実現損益および未実現評価純損益の増減は損益および純資産変動計算書に開示される。当初証拠金はブローカーに保有され、純資産計算書の「ブローカー保有現金」または「ブローカー借越」として開示されている。

税金

トラストは、ケイマン諸島の信託法（改正）第81条に準拠して、トラストの設定日より50年間にわたり、トラストの設定後に制定された、利益あるいは資本的資産、キャピタル・ゲインまたは評価益に係る何らかの税金、もしくは遺産税または相続税の性質を有する税金を課すケイマン諸島の法律は、トラストを構成する資産またはトラストにおいて発生した利益に対して、あるいはかかる資産または利益に関して受託会社または受益者に対して適用されないものとする保証をケイマン諸島財務長官より得ている。ケイマン諸島において、受益証券の移転または買戻時に印紙税は課されない。

トラストは、法人税等の会計処理に係る公式ガイダンスを遵守している。このガイダンスでは、測定が行われ、財務書類において認識される前に事業体が取るまたは取ると予想される法人税等のポジションの不確実性についての会計処理に関連して、税務ポジションが満たさなければならない最低認識基準を規定

している。投資顧問会社は、すべての未確定の税務年度(運用開始日以降)におけるあらゆる税務管轄地域の法人税等申告書においてトラストが取る税務ポジションを分析し、トラストの財務書類において法人税等引当金の必要はないと結論付けた。投資顧問会社は、今後12ヶ月間に発生する可能性が高く、トラストの未認識の税務上の利益または負債の金額が大幅に増減することになる事象を認識していない。

トラストが実現した一部の受取分配金および一部のキャピタル・ゲイン収益は、その発生した管轄地域の法人税または源泉徴収税を課される場合がある。

収益認識

受取利息は、発生主義で認識される。

分配金は、権利落ち日に計上される。

注記3 未払費用

	日本円
管理事務代行報酬、管理報酬および保管報酬(注記6)	73,945,868
代行協会員報酬(注記8)	1,168,916
販売報酬(注記7)	13,770,234
投資顧問報酬(注記4)	23,167,789
その他の報酬	1,035,118
専門家報酬	4,115,337
副管理報酬(注記6)	2,760,563
受託報酬(注記5)	1,113,681
合計	121,077,506

注記4 投資顧問報酬

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド:

投資顧問会社は、以下のクラスに帰属するハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの預託資産から純資産価額当たりの年率で報酬を受け取る権利を有している。

・豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	0.797%
・豪ドルクラス受益証券	0.517%
・資源国通貨バスケットクラス受益証券	0.517%
・ブラジル・リアルクラス受益証券	0.517%
・ユーロクラス受益証券	0.517%
・日本円クラス受益証券	0.517%
・メキシコ・ペソクラス受益証券	0.517%
・トルコ・リラクラス受益証券	0.517%
・米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	0.797%
・米ドルクラス受益証券	0.517%

副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から純資産価値額の年率0.3985%の報酬を投資顧問会社より受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記５ 受託報酬

受託会社は、自己勘定に関して受託報酬を受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。サブ・ファンドに適用される受託報酬は、サブ・ファンドの純資産価値額の年率0.01%であり、最低報酬額は年間10,000米ドルである。また、受託会社は、その債務の履行において適切に生じたすべての立替経費をサブ・ファンドから受け取る権利を有している。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

受託会社は、サブ・ファンドの預託資産から、最大５人の投資家に係るFATCA報告サービスの提供に対して1,500米ドルの年間報酬と、５人の投資家を超える追加の投資家に係る１人当たり年間50米ドルの追加報酬を受け取る権利を有している。

受託会社は、サブ・ファンドの預託資産から（ｉ）自動的情報交換（以下「AEOI」という。）の目的で、税務当局情報ポータルへのサブ・ファンドの登録および登録解除に対して支払われる500米ドルの１回限りの報酬、および（ ）主要な連絡先を提供し、関連する管轄区域のすべてのAEOI報告要件が満たされていることを確認するための、報告管轄区域毎に500米ドルの年間報酬を受け取る権利を有している。

受託会社は、サブ・ファンドの預託資産から、サブ・ファンドへのマネーロンダリング防止（以下「AML」という。）担当者の配置に対して、四半期毎に後払いされる3,000米ドルの年間報酬を受け取る権利を有している。

注記６ 管理事務代行報酬、管理報酬および保管報酬ならびに副管理報酬

管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。適用されるこれらの報酬はサブ・ファンドの純資産価額の0.15%（管理会社：0.125%、副管理会社：0.025%）である。管理会社はまた、提供したサービスに関連して合理的に生じたすべての立替経費をサブ・ファンドから受け取る権利も有している。

副管理会社は、そのサービスに対して管理会社自身の資産から支払われる報酬を受け取る権利を有している。副管理会社はまた、その提供するサービスに関連して合理的に生じた立替経費を管理会社（管理会社自身の資産から）から支払を受ける権利を有している。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドにおいて発生する副管理報酬の対象となる。

注記７ 販売報酬

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

適用される販売報酬は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に帰属するサブ・ファンドの純資産価額の年率0.593%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記８ 代行協会員報酬

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

適用される代行協会員報酬は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に帰属するサブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記９ 2026年２月28日現在の先渡為替取引の明細

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/16/2026	03/06/2026	日本円	180,000,000	米ドル	1,175,344.10	3,392,348	パークレイズ・バンク
12/01/2025	03/06/2026	米ドル	1,751,542.20	ユーロ	1,500,000.00	3,137,010	モルガン・スタンレー・バンク
01/09/2026	03/06/2026	米ドル	1,517,685.91	ユーロ	1,300,000.00	2,768,256	モルガン・スタンレー・バンク
12/17/2025	03/06/2026	日本円	265,000,000	米ドル	1,715,848.50	2,728,817	モルガン・スタンレー・バンク
12/01/2025	03/06/2026	日本円	150,000,000	米ドル	974,443.85	2,045,300	モルガン・スタンレー・バンク
01/27/2026	03/06/2026	日本円	70,000,000	米ドル	458,278.85	1,506,578	パークレイズ・バンク
11/28/2025	03/06/2026	米ドル	87,200.56	豪ドル	133,076.00	1,191,185	モルガン・スタンレー・バンク
12/15/2025	03/06/2026	日本円	80,000,000	米ドル	520,069.55	1,147,960	モルガン・スタンレー・バンク
01/30/2026	03/06/2026	ユーロ	500,000.00	米ドル	595,794.00	818,393	パークレイズ・バンク
01/21/2026	03/06/2026	米ドル	444,010.81	日本円	70,000,000	719,706	パークレイズ・バンク
01/09/2026	03/06/2026	米ドル	515,071.01	日本円	81,000,000	631,977	パークレイズ・バンク
02/09/2026	03/06/2026	ユーロ	300,000.00	米ドル	357,734.70	531,339	パークレイズ・バンク
11/26/2025	03/06/2026	日本円	68,271,482	米ドル	440,424.97	449,303	モルガン・スタンレー・バンク
01/30/2026	03/06/2026	英債券	100,000.00	米ドル	137,233.92	435,194	パークレイズ・バンク
02/20/2026	03/06/2026	日本円	120,241,270	米ドル	773,336.92	424,732	モルガン・スタンレー・バンク
01/30/2026	03/06/2026	米ドル	105,028.23	豪ドル	150,000.00	291,340	パークレイズ・バンク
12/15/2025	03/06/2026	日本円	13,000,000	米ドル	84,391.33	167,824	モルガン・スタンレー・バンク
02/26/2026	03/06/2026	米ドル	768,598.70	日本円	120,000,000	73,316	パークレイズ・バンク
12/12/2025	03/06/2026	米ドル	176,718.62	ユーロ	150,000.00	69,603	モルガン・スタンレー・バンク
12/15/2025	03/06/2026	米ドル	531,255.33	ユーロ	450,000.00	37,256	モルガン・スタンレー・バンク
02/02/2026	03/06/2026	米ドル	838,536.34	ユーロ	710,000.00	6,746	パークレイズ・バンク
合計						22,574,183	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
11/26/2025	03/06/2026	英ポンド	21,371,519.49	米ドル	28,243,461.06	(76,368,052)	JP モルガン A.G.、ドイツ
11/26/2025	03/06/2026	ユーロ	29,330,000.00	米ドル	34,166,584.46	(74,118,729)	パークレイズ・バンク
11/26/2025	03/06/2026	ユーロ	22,550,000.00	米ドル	26,269,647.31	(56,813,543)	モルガン・スタンレー・バンク
11/26/2025	03/06/2026	ユーロ	10,739,572.41	米ドル	12,511,394.58	(27,008,189)	JP モルガン A.G.、ドイツ
01/28/2026	03/06/2026	米ドル	1,800,030.15	ユーロ	1,500,000.00	(4,428,705)	モルガン・スタンレー・バンク
02/13/2026	03/06/2026	米ドル	719,721.62	日本円	110,000,000	(2,300,252)	パークレイズ・バンク
02/16/2026	03/06/2026	米ドル	1,022,576.55	英ポンド	750,000.00	(2,221,994)	モルガン・スタンレー・バンク
11/26/2025	03/06/2026	英ポンド	602,997.00	米ドル	796,849.62	(2,160,820)	パークレイズ・バンク
12/17/2025	03/06/2026	米ドル	1,035,917.93	日本円	160,000,000	(1,637,279)	パークレイズ・バンク
12/15/2025	03/06/2026	米ドル	778,420.77	日本円	120,000,000	(1,459,250)	パークレイズ・バンク
01/27/2026	03/06/2026	米ドル	327,735.95	日本円	50,000,000	(1,137,591)	パークレイズ・バンク
11/26/2025	03/06/2026	豪ドル	115,128.00	米ドル	74,881.00	(1,117,719)	JP モルガン A.G.、ドイツ
02/19/2026	03/06/2026	米ドル	743,071.57	日本円	115,000,000	(943,612)	パークレイズ・バンク
11/28/2025	03/06/2026	米ドル	667,813.65	日本円	103,360,057	(840,843)	パークレイズ・バンク
01/30/2026	03/06/2026	米ドル	243,970.18	日本円	37,550,000	(517,375)	パークレイズ・バンク
12/08/2025	03/06/2026	豪ドル	60,000.00	米ドル	39,833.17	(456,395)	パークレイズ・バンク
11/28/2025	03/06/2026	英ポンド	126,934.00	米ドル	167,881.98	(432,864)	JP モルガン A.G.、ドイツ
12/22/2025	03/06/2026	豪ドル	50,000.00	米ドル	33,214.39	(377,196)	パークレイズ・バンク
01/06/2026	03/06/2026	豪ドル	60,000.00	米ドル	40,352.31	(375,392)	モルガン・スタンレー・バンク
02/04/2026	03/06/2026	米ドル	1,655,276.14	ユーロ	1,400,000.00	(271,332)	モルガン・スタンレー・バンク
01/21/2026	03/06/2026	日本円	26,000,000	米ドル	165,216.45	(220,798)	モルガン・スタンレー・バンク
11/25/2025	03/06/2026	豪ドル	20,000.00	米ドル	12,913.84	(208,909)	モルガン・スタンレー・バンク
02/09/2026	03/06/2026	豪ドル	80,000.00	米ドル	56,199.90	(126,540)	JP モルガン A.G.、ドイツ
11/28/2025	03/06/2026	ユーロ	51,135.00	米ドル	59,587.49	(126,068)	パークレイズ・バンク
02/09/2026	03/06/2026	日本円	53,000,000	米ドル	339,049.86	(97,067)	モルガン・スタンレー・バンク
12/31/2025	03/06/2026	米ドル	273,705.30	日本円	42,639,878	(67,154)	パークレイズ・バンク
02/04/2026	03/06/2026	日本円	25,000,000	米ドル	159,829.37	(61,360)	モルガン・スタンレー・バンク
12/31/2025	03/06/2026	英ポンド	122,664.00	米ドル	164,884.37	(4,837)	パークレイズ・バンク
合計						(255,899,865)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-豪ドルクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/04/2026	03/11/2026	米ドル	5,119,900.00	豪ドル	7,280,900.35	10,641,689	株式会社三菱ＵＦＪ銀行（日本）
合計						10,641,689	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
-----	-----	----	-----	----	-----	---------------	------

有価証券届出書（外国投資信託受益証券）

02/04/2026	03/11/2026	米ドル	8,063,500.00	豪ドル	11,466,930.98	16,759,948	株式会社三菱ＵＦＪ銀行（日本）
合計						16,759,948	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-ブラジル・リアルクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/04/2026	03/11/2026	米ドル	4,450,500.00	ブラジル・ リアル	23,542,254.90	19,433,194.09	JP モルガン・チェース、東京
合計						19,433,194.09	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-ユーロクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
02/04/2026	03/11/2026	米ドル	410,800.00	ユーロ	346,943.93	(139,269.19)	株式会社三菱ＵＦＪ銀行（日本）
合計						(139,269.19)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-日本円クラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/04/2026	03/11/2026	米ドル	25,426,000.00	日本円	3,967,531,519	2,208,055	株式会社三菱ＵＦＪ銀行（日本）
13/02/2026	03/11/2026	日本円	132,059,000.00	米ドル	863,955.15	2,679,521	株式会社三菱ＵＦＪ銀行（日本）
合計						4,887,576	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-メキシコ・ペソクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/04/2026	03/11/2026	米ドル	2,495,100.00	メキシコ・ ペソ	43,130,548.11	1,349,719.59	株式会社三菱ＵＦＪ銀行（日本）
合計						1,349,719.59	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-資源国通貨バスケットクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/04/2026	03/11/2026	米ドル	58,400.00	ブラジル・ リアル	308,924.32	255,005	JP モルガン・チェース、東京
02/04/2026	03/11/2026	米ドル	58,400.00	南アフリ カ・ランド	935,112.48	45,265	株式会社三菱ＵＦＪ銀行（日本）
02/04/2026	03/11/2026	米ドル	58,400.00	豪ドル	83,049.39	121,384	株式会社三菱ＵＦＪ銀行（日本）
合計						421,654	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-トルコ・リラクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/04/2026	03/11/2026	米ドル	2,000,700.00	トルコ・リラ	89,219,215.80	1,353,645	株式会社三菱ＵＦＪ銀行（日本）
合計						1,353,645	

注記10 分配金

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

豪ドルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2025	03/11/2025	20	1,896,170	日本円
04/07/2025	04/11/2025	20	1,847,508	日本円
05/07/2025	05/14/2025	20	1,847,508	日本円
06/05/2025	06/12/2025	20	1,835,480	日本円
07/07/2025	07/11/2025	20	1,823,561	日本円
08/05/2025	08/12/2025	20	1,788,988	日本円
09/05/2025	09/11/2025	20	1,777,467	日本円
10/06/2025	10/10/2025	20	1,752,598	日本円
11/05/2025	11/12/2025	20	1,695,282	日本円
12/05/2025	12/11/2025	20	1,634,816	日本円
01/05/2026	01/09/2026	20	1,634,816	日本円
02/05/2026	02/12/2026	20	1,590,139	日本円
			21,124,333	

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2025	03/11/2025	0.000030	66,421.96	豪ドル
04/07/2025	04/11/2025	0.000030	66,294.14	豪ドル
05/07/2025	05/14/2025	0.000030	66,294.14	豪ドル
06/05/2025	06/12/2025	0.000030	66,125.12	豪ドル
07/07/2025	07/11/2025	0.000030	66,034.95	豪ドル
08/05/2025	08/12/2025	0.000030	60,406.92	豪ドル
09/05/2025	09/11/2025	0.000030	60,519.38	豪ドル
10/06/2025	10/10/2025	0.000030	60,435.46	豪ドル
11/05/2025	11/12/2025	0.000030	59,689.48	豪ドル
12/05/2025	12/11/2025	0.000030	59,308.84	豪ドル
01/05/2026	01/09/2026	0.000030	59,207.59	豪ドル
02/05/2026	02/12/2026	0.000030	59,122.81	豪ドル
			749,860.79	

ブラジル・リアルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2025	03/11/2025	21	7,403,604	日本円
04/07/2025	04/11/2025	21	6,917,508	日本円
05/07/2025	05/14/2025	21	6,448,024	日本円
06/05/2025	06/12/2025	21	6,241,164	日本円
07/07/2025	07/11/2025	21	6,158,272	日本円
08/05/2025	08/12/2025	21	6,106,730	日本円
09/05/2025	09/11/2025	21	5,836,876	日本円
10/06/2025	10/10/2025	21	5,634,535	日本円
11/05/2025	11/12/2025	21	4,753,326	日本円
12/05/2025	12/11/2025	21	4,487,749	日本円
01/05/2026	01/09/2026	21	4,421,336	日本円
02/05/2026	02/12/2026	21	4,297,332	日本円
			68,706,456	

ユーロクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2025	03/11/2025	25	25,988	日本円
04/07/2025	04/11/2025	25	25,988	日本円
05/07/2025	05/14/2025	25	25,988	日本円
06/05/2025	06/12/2025	25	117,971	日本円
07/07/2025	07/11/2025	25	117,971	日本円
08/05/2025	08/12/2025	25	111,235	日本円
09/05/2025	09/11/2025	25	111,235	日本円
10/06/2025	10/10/2025	25	111,235	日本円
11/05/2025	11/12/2025	25	111,235	日本円
12/05/2025	12/11/2025	25	107,769	日本円
01/05/2026	01/09/2026	25	107,769	日本円
02/05/2026	02/12/2026	25	107,769	日本円
			1,082,153	

日本円クラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2025	03/11/2025	13	8,608,711	日本円
04/07/2025	04/11/2025	13	8,461,826	日本円
05/07/2025	05/14/2025	13	8,404,422	日本円
06/05/2025	06/12/2025	13	8,404,422	日本円
07/07/2025	07/11/2025	13	8,098,394	日本円
08/05/2025	08/12/2025	13	8,098,394	日本円
09/05/2025	09/11/2025	13	7,966,701	日本円
10/06/2025	10/10/2025	13	7,789,181	日本円
11/05/2025	11/12/2025	13	7,602,074	日本円
12/05/2025	12/11/2025	13	7,527,200	日本円
01/05/2026	01/09/2026	13	7,461,410	日本円
02/05/2026	02/12/2026	13	7,386,168	日本円
			95,808,903	

メキシコ・ペソクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2025	03/11/2025	40	2,870,560	日本円
04/07/2025	04/11/2025	40	2,870,560	日本円
05/07/2025	05/14/2025	40	2,870,560	日本円
06/05/2025	06/12/2025	40	2,870,560	日本円
07/07/2025	07/11/2025	40	1,960,954	日本円
08/05/2025	08/12/2025	40	1,960,954	日本円
09/05/2025	09/11/2025	40	1,960,954	日本円
10/06/2025	10/10/2025	40	1,960,954	日本円
11/05/2025	11/12/2025	40	1,889,131	日本円
12/05/2025	12/11/2025	40	1,808,770	日本円
01/05/2026	01/09/2026	40	1,808,770	日本円
02/05/2026	02/12/2026	40	1,808,770	日本円
			26,641,497	

資源国通貨バスケットクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2025	03/11/2025	35	227,253	日本円
04/07/2025	04/11/2025	35	227,253	日本円
05/07/2025	05/14/2025	35	227,253	日本円
06/05/2025	06/12/2025	35	227,253	日本円
07/07/2025	07/11/2025	35	227,253	日本円
08/05/2025	08/12/2025	35	227,253	日本円
09/05/2025	09/11/2025	35	227,253	日本円
10/06/2025	10/10/2025	35	227,253	日本円
11/05/2025	11/12/2025	35	227,253	日本円
12/05/2025	12/11/2025	35	227,253	日本円
01/05/2026	01/09/2026	35	163,484	日本円
02/05/2026	02/12/2026	35	155,883	日本円
			2,591,897	

トルコ・リラクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2025	03/11/2025	11	6,522,251	日本円
04/07/2025	04/11/2025	11	6,481,096	日本円
05/07/2025	05/14/2025	11	5,918,915	日本円
06/05/2025	06/12/2025	11	5,918,915	日本円
07/07/2025	07/11/2025	11	5,918,915	日本円
08/05/2025	08/12/2025	11	5,501,895	日本円
09/05/2025	09/11/2025	11	5,392,804	日本円
10/06/2025	10/10/2025	11	5,108,014	日本円
11/05/2025	11/12/2025	11	5,108,014	日本円
12/05/2025	12/11/2025	11	5,108,014	日本円
01/05/2026	01/09/2026	11	5,108,014	日本円
02/05/2026	02/12/2026	11	5,125,466	日本円
			67,212,313	

米ドルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2025	03/11/2025	90	34,334,610	日本円
04/07/2025	04/11/2025	90	34,059,364	日本円
05/07/2025	05/14/2025	90	34,059,364	日本円
06/05/2025	06/12/2025	90	33,555,927	日本円
07/07/2025	07/11/2025	90	33,217,941	日本円
08/05/2025	08/12/2025	90	32,173,163	日本円
09/05/2025	09/11/2025	90	32,066,133	日本円
10/06/2025	10/10/2025	90	32,170,241	日本円
11/05/2025	11/12/2025	90	31,110,080	日本円
12/05/2025	12/11/2025	90	30,764,269	日本円
01/05/2026	01/09/2026	90	29,723,528	日本円
02/05/2026	02/12/2026	90	29,035,272	日本円
			386,269,892	

米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2025	03/11/2025	0.000040	567,874.17	米ドル
04/07/2025	04/11/2025	0.000040	568,318.17	米ドル
05/07/2025	05/14/2025	0.000040	573,508.25	米ドル
06/05/2025	06/12/2025	0.000040	568,740.65	米ドル
07/07/2025	07/11/2025	0.000040	567,675.46	米ドル
08/05/2025	08/12/2025	0.000040	559,559.28	米ドル
09/05/2025	09/11/2025	0.000040	539,766.64	米ドル
10/06/2025	10/10/2025	0.000040	535,178.61	米ドル
11/05/2025	11/12/2025	0.000040	534,386.07	米ドル
12/05/2025	12/11/2025	0.000040	505,358.62	米ドル
01/05/2026	01/09/2026	0.000040	506,141.82	米ドル
02/05/2026	02/12/2026	0.000040	503,971.76	米ドル
			6,530,479.50	

注記11 投資ポートフォリオの増減

2026年２月28日に終了した会計年度におけるポートフォリオの増減の詳細は、請求により、トラストの管理会社の登記事務所にて無料で入手できる。

注記12 重要な事象

2022年12月７日より休止中であったロシア・ルーブルクラス受益証券は、現在は発行されていない。

2025年８月28日、受託会社および管理会社は、メキシコ・ペソクラス受益証券、ユーロクラス受益証券、トルコ・リラクラス受益証券および資源国通貨バスケットクラス受益証券のすべての受益証券を2026年９月10日前後に強制償還することを決定し、トラストの終了日を2026年９月10日から2031年９月10日に変更し、トラストの期間を延長することを決定した。

注記13 後発事象

2025年８月25日付の受益者宛の通知のとおり、受託会社および管理会社は、トラストのメキシコ・ペソクラス、ユーロクラス、トルコ・リラクラスおよび資源国通貨バスケットクラスに係るすべての発行済受益証券を2026年９月10日付で強制償還することを決議した。

（３）【投資有価証券明細表等】

東京海上ストラテジック・トラスト -
東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド
投資有価証券およびその他の純資産明細表
2026年２月28日現在

銘柄	通貨	名目価額／数量	取得原価 (注記２)	時価 (注記２)	純資産 比率
		(日本円)	(日本円)	(日本円)	%
公認の証券取引所への上場が認可されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券 債券					
オーストラリア					
AUST & NZ BANKING GROUP FLT 05/05/31	ユーロ	1,900,000	240,278,641	348,979,862	1.34%
NATIONAL AUSTRALIA BANK FLT 09/15/31	英ポンド	1,200,000	182,332,560	247,995,050	0.95%
			422,611,201	596,974,912	2.29%
オーストリア					
ERSTE GROUP BANK AG FLT 11/26/35	ユーロ	1,500,000	258,124,939	277,014,384	1.06%
KOMMUNALKREDIT AUSTRIA A 4.250% 04/01/31	ユーロ	2,300,000	417,598,466	434,067,950	1.66%
			675,723,405	711,082,334	2.72%
ベルギー					
AGEAS FLT 07/02/49	ユーロ	700,000	88,603,733	128,573,218	0.49%
BELFIUS BANK SA/NV FLT 04/06/34	ユーロ	2,000,000	259,281,359	348,527,468	1.34%
			347,885,092	477,100,686	1.83%
カナダ					
ROYAL BANK OF CANADA FLT 11/24/85	米ドル	1,350,000	206,543,469	210,306,998	0.81%
			206,543,469	210,306,998	0.81%
フィンランド					
NORDEA BANK ABP FLT 12/09/32	英ポンド	3,200,000	479,761,168	643,906,977	2.47%
SAMPO OYJ FLT 09/03/52	ユーロ	1,550,000	194,383,740	266,542,034	1.02%
			674,144,908	910,449,011	3.49%
フランス					
AXA SA FLT PERP	ユーロ	650,000	104,227,556	130,126,870	0.50%
AXA SA FLT PERP	英ポンド	2,850,000	518,437,745	598,056,387	2.29%
BANQUE FED CRED MUTUEL 4.750% 11/10/31	ユーロ	1,500,000	259,713,219	296,544,195	1.14%
BNP PARIBAS FLT 01/19/36	ユーロ	2,100,000	369,408,330	389,074,366	1.49%
BNP PARIBAS FLT 05/24/31	英ポンド	1,000,000	153,807,644	208,438,378	0.80%
BPCE ASSURANCES SA 4.125% 10/22/35	ユーロ	400,000	69,817,442	74,660,209	0.29%
CREDIT AGRICOLE SA FLT 03/18/35	ユーロ	700,000	115,341,108	131,909,619	0.50%
GROUPE ACM FLT 04/21/42	ユーロ	2,900,000	351,430,526	482,939,175	1.85%
SOCIETE GENERALE FLT 06/30/31	ユーロ	4,200,000	562,174,578	769,960,560	2.94%
			2,504,358,148	3,081,709,759	11.80%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト -
東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド
投資有価証券およびその他の純資産明細表(続き)
2026年2月28日現在

銘柄	通貨	名目価額 / 数量	取得原価 (注記2)	時価 (注記2)	純資産 比率
		(日本円)	(日本円)	(日本円)	%
債券(続き)					
ドイツ					
COMMERZBANK AG FLT 10/05/33	ユーロ	3,500,000	559,227,818	698,921,162	2.67%
DEUTSCHE BANK AG FLT 02/17/32	ユーロ	2,100,000	258,168,804	353,054,227	1.35%
DEUTSCHE BANK AG FLT 05/15/41	ユーロ	700,000	128,048,219	129,741,650	0.50%
HANNOVER RE FLT 10/09/39	ユーロ	1,700,000	198,098,357	291,655,058	1.12%
			1,143,543,198	1,473,372,097	5.64%
香港					
AIA GROUP LTD FLT 09/09/33	ユーロ	1,300,000	170,273,198	228,587,590	0.88%
AIA GROUP LTD FLT PERP	米ドル	1,800,000	199,243,925	280,306,672	1.07%
			369,517,123	508,894,262	1.95%
アイルランド					
BANK OF IRELAND GROUP FLT 01/12/38	ユーロ	800,000	146,019,975	149,037,630	0.57%
ZURICH FINANCE IRELAND FLT 04/19/51	米ドル	1,800,000	187,560,000	256,532,519	0.99%
ZURICH FINANCE IRELAND FLT 05/02/52	米ドル	1,637,000	188,303,125	233,445,939	0.89%
			521,883,100	639,016,088	2.45%
イタリア					
GENERALI FLT 06/08/48	ユーロ	2,550,000	378,289,811	490,808,177	1.88%
INTESA SANPAOLO SPA FLT 06/01/32	米ドル	1,050,000	135,441,936	158,472,044	0.61%
INTESA SANPAOLO SPA FLT 11/21/33	米ドル	1,400,000	248,418,653	261,278,304	1.00%
			762,150,400	910,558,525	3.49%
日本					
MITSUI SUMITOMO INSURANC FLT PERP	米ドル	3,100,000	343,774,504	491,100,277	1.88%
			343,774,504	491,100,277	1.88%
オランダ					
ASR NEDERLAND NV FLT 05/02/49	ユーロ	1,550,000	195,434,385	287,161,022	1.10%
COOPERATIEVE RABOBANK UA FLT 11/30/32	ユーロ	1,300,000	177,460,473	243,108,635	0.93%
DIGITAL DUTCH FINCO BV 1.000% 01/15/32	ユーロ	1,000,000	124,200,604	160,831,941	0.62%
ELM BV(HELVETIA SCHWEIZ) FLT 09/29/47	ユーロ	950,000	115,872,577	175,821,334	0.67%
ING GROEP NV FLT 06/09/32	ユーロ	500,000	66,582,328	90,221,306	0.35%
ING GROEP NV FLT PERP	米ドル	1,650,000	258,497,250	254,378,367	0.97%
			938,047,617	1,211,522,605	4.64%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト -
東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド
投資有価証券およびその他の純資産明細表（続き）
2026年２月28日現在

銘柄	通貨	名目価額 / 数量	取得原価 (注記２)	時価 (注記２)	純資産 比率
		(日本円)	(日本円)	(日本円)	%
債券（続き）					
韓国					
HANWHA LIFE INSURANCE FLT 02/04/32	米ドル	2,000,000	227,870,000	308,952,765	1.18%
			227,870,000	308,952,765	1.18%
スペイン					
BANCO BILBAO VIZCAYA ARG FLT 11/15/34	米ドル	1,600,000	240,800,000	291,204,075	1.11%
BANCO SANTANDER SA 5.127% 11/06/35	米ドル	4,700,000	726,532,036	738,178,485	2.83%
BANCO SANTANDER SA FLT 10/04/32	英ポンド	1,600,000	236,594,823	325,631,748	1.25%
BANCO SANTANDER SA FLT PERP	ユーロ	400,000	66,358,540	79,646,549	0.30%
BANKINTER SA FLT 11/03/33	ユーロ	1,500,000	271,570,624	275,802,268	1.06%
CAIXABANK SA FLT 02/23/33	ユーロ	500,000	87,330,957	97,262,677	0.37%
CAIXABANK SA FLT 06/18/31	ユーロ	2,900,000	370,654,537	534,025,518	2.04%
			1,999,841,517	2,341,751,320	8.96%
スイス					
UBS GROUP AG FLT 02/13/31	ユーロ	1,500,000	274,389,780	277,128,249	1.06%
UBS GROUP AG FLT PERP	米ドル	750,000	121,052,248	136,900,626	0.52%
			395,442,028	414,028,875	1.58%
英国					
AVIVA PLC FLT 06/03/55	英ポンド	2,000,000	285,230,621	366,530,557	1.40%
BARCLAYS PLC FLT PERP	英ポンド	500,000	93,018,068	112,587,196	0.43%
HSBC HOLDINGS PLC FLT PERP	米ドル	200,000	32,586,729	32,392,022	0.12%
LLOYDS BANKING GROUP PLC FLT 12/15/31	英ポンド	4,350,000	663,857,454	899,998,036	3.45%
LLOYDS BANKING GROUP PLC FLT PERP	米ドル	650,000	99,511,750	100,851,599	0.39%
M&G PLC FLT 10/20/51	英ポンド	1,250,000	188,771,192	265,049,564	1.01%
NATIONWIDE BLDG SOCIETY FLT 07/14/36	英ポンド	750,000	151,950,622	160,494,248	0.61%
NATIONWIDE BLDG SOCIETY FLT 08/19/31	英ポンド	1,100,000	169,641,846	229,717,772	0.88%
NATWEST GROUP PLC FLT 02/25/35	ユーロ	3,900,000	692,365,234	727,138,466	2.78%
NATWEST GROUP PLC FLT 11/28/31	英ポンド	500,000	76,971,853	103,625,806	0.40%
RL FINANCE NO 4 PLC FLT 10/07/49	英ポンド	1,200,000	156,582,293	214,437,264	0.82%
SANTANDER UK GROUP HLDGS 5.625% 09/15/45	米ドル	1,500,000	194,703,578	223,881,049	0.86%
STANDARD CHARTERED PLC 5.300% 01/09/43	米ドル	1,150,000	139,193,730	177,198,784	0.68%
			2,944,384,970	3,613,902,363	13.83%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト -
東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド
投資有価証券およびその他の純資産明細表（続き）
2026年２月28日現在

銘柄	通貨	名目価額 / 数量	取得原価 (注記２)	時価 (注記２)	純資産 比率
		(日本円)	(日本円)	(日本円)	%
債券（続き）					
米国					
BANK OF AMERICA CORP 7.750% 05/14/38	米ドル	2,950,000	496,152,228	564,625,416	2.16%
BANK OF AMERICA CORP FLT PERP	米ドル	1,950,000	277,836,000	318,190,055	1.22%
CAPITAL ONE FINANCIAL CO FLT 02/01/34	米ドル	1,950,000	270,670,746	320,851,655	1.23%
CHUBB INA HOLDINGS LLC 2.500% 03/15/38	ユーロ	1,631,000	224,186,666	261,029,497	1.00%
DEUTSCHE BANK NY FLT 01/14/32	米ドル	1,700,000	197,265,212	251,847,347	0.96%
FIFTH THIRD BANCORP FLT 04/25/33	米ドル	3,400,000	441,745,580	524,881,830	2.01%
FIFTH THIRD BANCORP FLT 01/30/30	米ドル	2,600,000	401,319,074	425,096,554	1.63%
GOLDMAN SACHS CAPITAL I 6.345% 02/15/34	米ドル	3,450,000	481,492,676	578,423,873	2.21%
HARTFORD INSUR GRP INC/T FLT 02/12/47	米ドル	1,090,000	117,643,047	162,812,349	0.62%
HSBC BANK USA NA 7.000% 01/15/39	米ドル	2,500,000	353,538,974	459,621,149	1.76%
HUNTINGTON BANCSHARES FLT 05/17/33	米ドル	1,750,000	228,208,750	279,179,373	1.07%
JPMORGAN CHASE & CO FLT 05/13/31	米ドル	3,400,000	360,570,015	504,709,737	1.93%
LIBERTY MUTUAL GROUP INC 3.875% 09/26/35	ユーロ	2,550,000	449,857,693	464,981,500	1.78%
LIBERTY MUTUAL GROUP INC FLT 12/15/51	米ドル	2,016,000	226,817,222	312,300,236	1.20%
METLIFE INC FLT 03/15/55	米ドル	4,400,000	648,956,002	713,121,149	2.72%
NEW YORK LIFE INSURANCE 6.750% 11/15/39	米ドル	1,500,000	254,635,661	269,844,374	1.03%
PINNACLE BANK TN FLT 01/15/36	米ドル	1,750,000	272,816,250	277,738,417	1.06%
STATE STREET CORP FLT PERP I B 6.7	米ドル	750,000	111,245,963	122,371,084	0.47%
STATE STREET CORP FLT PERP	米ドル	1,969,000	302,362,205	319,996,880	1.22%
ZIONS BANCORP NA FLT 02/09/29	米ドル	1,020,000	159,798,300	159,404,757	0.61%
ZIONS BANCORP NA FLT 11/19/35	米ドル	1,900,000	269,181,360	317,676,515	1.22%
			6,546,299,624	7,608,703,747	29.11%
債券合計			21,024,020,304	25,509,426,624	97.65%
株式					
米国					
CITIGROUP CAPITAL XIII FLT 10/30/40	米ドル	44,099	202,604,567	204,689,753	0.78%
			202,604,567	204,689,753	0.78%
株式合計			202,604,567	204,689,753	0.78%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト -
東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド
投資有価証券およびその他の純資産明細表（続き）

2026年２月28日現在

銘柄	通貨	名目価額／数量	取得原価 (注記２)	時価 (注記２)	純資産 比率
		(日本円)	(日本円)	(日本円)	%
投資有価証券合計			21,226,624,871	25,714,116,377	98.43%
銀行預金				509,400,456	1.95%
ブローカー借越				(17,173,750)	(0.07%)
その他の純資産／（負債）				(82,786,141)	(0.31%)
純資産				26,123,556,942	100.00%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト -
東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド
投資の地域別内訳（未監査）
2026年２月28日現在

	純資産比率（％）
米国	29.89%
英国	13.83%
フランス	11.80%
スペイン	8.96%
ドイツ	5.64%
オランダ	4.64%
フィンランド	3.49%
イタリア	3.49%
オーストリア	2.72%
アイルランド	2.45%
オーストラリア	2.29%
香港	1.95%
日本	1.88%
ベルギー	1.83%
スイス	1.58%
韓国	1.18%
カナダ	0.81%
	98.43%

[次へ](#)

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT FEBRUARY 28, 2026

	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND
	JPY
ASSETS	
Investments in securities at cost value (note 2)	21,226,624,871
Unrealized appreciation/(depreciation)	4,487,491,506
Investments in securities at market value (note 2)	25,714,116,377
Cash at banks (note 2)	509,400,456
Interest receivable (note 2)	346,183,287
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts (notes 2, 9)	77,421,609
Prepaid expenses	725,603
Total Assets	26,647,847,332
 LIABILITIES	
Accrued expenses (note 3)	(121,077,506)
Overdraft at brokers (note 2)	(17,173,750)
Payable for units redeemed	(130,000,000)
Unrealized depreciation on forward foreign exchange contracts (notes 2, 9)	(256,039,134)
Total Liabilities	(524,290,390)
TOTAL NET ASSETS	26,123,556,942

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND
	JPY
UNITS OUTSTANDING	
AUD Class Units	79,506.9573
AUD-Hedged AUD Class Units	1,967,854,859
BRL Class Units	204,634.8658
EUR Class Units	4,310.7663
JPY Class Units	542,266.6219
MXN Class Units	45,219.2438
Resources Currency Basket Class Units	4,453.8087
TRY Class Units	465,951.4624
USD Class Units	311,109.0745
USD-Hedged USD Class Units	12,537,442,271
NET ASSET VALUE PER UNIT	
AUD Class Units	10,255
AUD-Hedged AUD Class Units (expressed in AUD)	0.005792
BRL Class Units	3,469
EUR Class Units	15,073
JPY Class Units	6,952
MXN Class Units	8,673
Resources Currency Basket Class Units	6,210
TRY Class Units	656
USD Class Units	17,469
USD-Hedged USD Class Units (expressed in USD)	0.006813

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 28, 2026

	JPY
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	29,639,179,794
INCOME	
Dividends, net (note 2)	13,580,798
Interest on bank account (note 2)	18,896,884
Interest on bonds, net (note 2)	1,095,239,343
Total Income	1,127,717,025
EXPENSES	
Administration, Management and Custodian fees (note 6)	(34,254,848)
Agent Company fees (note 8)	(7,483,044)
Distribution fees (note 7)	(88,802,965)
Interest paid on overdraft	(303,960)
Investment Management fees (note 4)	(183,625,981)
Other fees	(7,776,510)
Professional fees	(15,927,502)
Sub-custodian fees (note 6)	(1,572,331)
Sub-manager fees (note 6)	(6,856,229)
Trustee fees (note 5)	(2,749,249)
Total Expenses	(349,352,619)
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	778,364,406
Net realized gain/(loss) on investments (note 2)	2,254,512,022
Net realized gain/(loss) on currencies and forward foreign exchange contracts (note 2)	(688,574,465)
NET REALIZED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	1,565,937,557
Change in net unrealized appreciation/depreciation:	
- on investments	1,042,903,162
- on forward foreign exchange contracts (note 2)	(495,133,710)
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities (note 2)	7,248,632
	555,018,084
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	2,899,320,047

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 28, 2026 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND
	JPY
Subscriptions	
AUD Class Units	-
AUD-Hedged AUD Class Units	27,316,268
BRL Class Units	-
EUR Class Units	47,000,000
JPY Class Units	-
MXN Class Units	-
Resources Currency Basket Class Units	-
TRY Class Units	20,000,000
USD Class Units	194,000,000
USD-Hedged USD Class Units	880,588,272
Redemptions	
AUD Class Units	(137,000,000)
AUD-Hedged AUD Class Units	(163,387,935)
BRL Class Units	(457,000,000)
EUR Class Units	(5,700,000)
JPY Class Units	(828,600,000)
MXN Class Units	(190,000,000)
Resources Currency Basket Class Units	(11,800,000)
TRY Class Units	(97,300,000)
USD Class Units	(1,352,600,000)
USD-Hedged USD Class Units	(2,621,609,994)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
 FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 28, 2026 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND JPY
Dividends (note 10)	
AUD Class Units	(21,124,333)
AUD-Hedged AUD Class Units	(73,080,244)
BRL Class Units	(68,706,456)
EUR Class Units	(1,082,153)
JPY Class Units	(95,808,903)
MXN Class Units	(26,641,497)
Resources Currency Basket Class Units	(2,591,897)
TRY Class Units	(67,212,313)
USD Class Units	(386,269,892)
USD-Hedged USD Class Units	(976,331,822)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	26,123,556,942

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS (UNAUDITED)

	Year ended February 28, 2026	Year ended February 28, 2025	Year ended February 29, 2024
AUD Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	94,808.4847	113,008.4675	126,373.2915
Number of units issued	-	-	-
Number of units redeemed	(15,301.5274)	(18,199.9828)	(13,364.8240)
Number of units outstanding at the end of the year	79,506.9573	94,808.4847	113,008.4675
AUD-Hedged AUD Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	2,209,919,675	2,431,182,324	3,017,296,012
Number of units issued	49,255,225	110,813,775	192,336,350
Number of units redeemed	(291,320,041)	(332,076,424)	(778,450,038)
Number of units outstanding at the end of the year	1,967,854,859	2,209,919,675	2,431,182,324
BRL Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	359,833.2588	525,666.2818	405,429.6168
Number of units issued	-	27,963.0031	185,004.4295
Number of units redeemed	(155,198.3930)	(193,796.0261)	(64,767.7645)
Number of units outstanding at the end of the year	204,634.8658	359,833.2588	525,666.2818
EUR Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	1,039.5100	219.1451	468.1749
Number of units issued	3,679.3486	947.32530	86.8055
Number of units redeemed	(408.0923)	(126.96040)	(335.8353)
Number of units outstanding at the end of the year	4,310.7663	1,039.5100	219.1451
JPY Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	662,208.5633	895,999.5339	892,954.3457
Number of units issued	-	21,290.8543	131,045.9934
Number of units redeemed	(119,941.9414)	(255,081.8249)	(128,000.8052)
Number of units outstanding at the end of the year	542,266.6219	662,208.5633	895,999.5339

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS (UNAUDITED) (continued)

	Year ended February 28, 2026	Year ended February 28, 2025	Year ended February 29, 2024
MXN Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	71,764.0105	84,205.9991	94,357.4200
Number of units issued	-	11,781.8521	35,063.5597
Number of units redeemed	(26,544.7667)	(24,223.8407)	(45,214.9806)
Number of units outstanding at the end of the year	45,219.2438	71,764.0105	84,205.9991
Resources Currency Basket Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	6,492.9500	5,044.9881	5,582.9371
Number of units issued	-	1,710.1710	-
Number of units redeemed	(2,039.1413)	(262.2091)	(537.9490)
Number of units outstanding at the end of the year	4,453.8087	6,492.9500	5,044.9881
TRY Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	592,931.9065	1,195,199.8330	1,212,289.5397
Number of units issued	32,001.5443	121,940.4901	52,572.3799
Number of units redeemed	(158,981.9884)	(724,208.4166)	(69,662.0866)
Number of units outstanding at the end of the year	465,951.4624	592,931.9065	1,195,199.8330
USD Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	379,682.6491	418,489.1946	317,849.6028
Number of units issued	11,717.4986	46,081.4466	133,806.6911
Number of units redeemed	(80,291.0732)	(84,887.9921)	(33,167.0993)
Number of units outstanding at the end of the year	311,109.0745	379,682.6491	418,489.1946
USD-Hedged USD Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	14,226,754,129	13,960,842,293	15,137,641,800
Number of units issued	862,926,783	1,821,641,561	1,777,427,897
Number of units redeemed	(2,552,238,641)	(1,555,729,725)	(2,954,227,404)
Number of units outstanding at the end of the year	12,537,442,271	14,226,754,129	13,960,842,293

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

STATISTICAL INFORMATION (UNAUDITED)

	Year ended February 28, 2026	Year ended February 28, 2025	Year ended February 29, 2024
AUD Class Units (expressed in JPY)			
Net asset value per unit at the end of the year	10,255	8,310	8,209
Total Net Assets	815,306,522	787,889,648	927,707,138
AUD-Hedged AUD Class Units (expressed in AUD)			
Net asset value per unit at the end of the year	0.005792	0.005843	0.005791
Total Net Assets	11,397,960.96	12,912,919.77	14,078,440.52
BRL Class Units (expressed in JPY)			
Net asset value per unit at the end of the year	3,469	2,747	3,113
Total Net Assets	709,928,165	988,394,545	1,636,597,832
EUR Class Units (expressed in JPY)			
Net asset value per unit at the end of the year	15,073	12,491	12,302
Total Net Assets	64,976,232	12,984,702	2,695,908
JPY Class Units (expressed in JPY)			
Net asset value per unit at the end of the year	6,952	6,894	6,822
Total Net Assets	3,769,811,456	4,565,349,116	6,112,632,783
MXN Class Units (expressed in JPY)			
Net asset value per unit at the end of the year	8,673	6,710	7,418
Total Net Assets	392,167,800	481,515,557	624,653,407
Resources Currency Basket Class Units (expressed in JPY)			
Net asset value per unit at the end of the year	6,210	5,076	5,194
Total Net Assets	27,660,354	32,956,877	26,202,905

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

STATISTICAL INFORMATION (UNAUDITED) (continued)

	Year ended February 28, 2026	Year ended February 28, 2025	Year ended February 29, 2024
TRY Class Units (expressed in JPY)			
Net asset value per unit at the end of the year	656	636	576
Total Net Assets	305,611,436	377,008,670	688,945,283
USD Class Units (expressed in JPY)			
Net asset value per unit at the end of the year	17,469	16,824	16,298
Total Net Assets	5,434,728,330	6,387,691,161	6,820,522,930
USD-Hedged USD Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	0.006813	0.006901	0.006829
Total Net Assets	85,412,817.43	98,179,757.83	95,342,308.40
Total Net Assets of the Series Trust (expressed in JPY)	26,123,556,942	29,639,179,794	32,482,017,889

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026

NOTE 1 GENERAL

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST (the “Trust”) is an umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands by a trust deed made on May 21, 2010 between CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited (Formerly named FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (the “Trustee”) and Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the “Manager”).

The Trust has the following Series Trust and Classes as at February 28, 2026:

- TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

- AUD Class Units
- AUD-Hedged AUD Class Units
- BRL Class Units
- EUR Class Units
- JPY Class Units
- MXN Class Units
- Resources Currency Basket Class Units
- TRY Class Units
- USD Class Units
- USD-Hedged USD Class Units

The objective of the Series Trust is primarily to seek to produce stable income gains and increase the series trust's assets over the medium to long-term through investing mainly in hybrid securities (“Hybrid Securities”), issued by financial institutions worldwide.

The Series Trust will invest in securities that, at the time of their acquisition, are rated Baa3 or above by Moody's Investors Service (“Moody's”) or BBB- or above by Standard & Poor's Rating Services (“Standard & Poor's”), or an equivalent long term rating by Fitch Ratings or any other rating agency chosen by the Sub-Investment Manager upon consultation with the Investment Manager. Investment in unrated securities will be limited to securities that are judged by the Sub-Investment Manager upon consultation with the Investment Manager to be of a grade equivalent to Baa3 or BBB-.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

In addition to investing in Hybrid Securities, the Series Trust may temporarily acquire short-term financial instruments, corporate bonds issued by financial institutions worldwide, government bonds, local government bonds, or government-guaranteed bonds, mainly for the purpose of ensuring the Series Trust's liquidity. In this case, the ratio of investment in the Hybrid Securities may decrease. In order to mitigate issuer credit risk, the series trust also plans to make diversified investments, rather than investments concentrated on specific issuers.

The Series Trust will, in principle, enter into the following currency hedging transactions:

(a) For assets denominated in currencies other than the US dollar, the Sub-Investment Manager will, in principle, hedge to the US dollar all assets denominated in currencies other than the US dollar by utilizing foreign currency forwards, non-deliverable forwards ("NDFs"), and similar derivative instruments. The Sub-Investment Manager will seek to mitigate the foreign currency risk by such currency hedging transactions with respect to USD-Hedged USD Class Units.

(b) For assets denominated in US dollar, and assets effectively denominated in US dollar after being hedged to the US dollar in accordance with (a) above, and attributable to, respectively, the AUD Class Units, the AUD-Hedged AUD Class Units, the BRL Class Units, the EUR Class Units, the JPY Class Units, the MXN Class Units, the TRY Class Units and the Resources Currency Basket Class Units, the Investment Manager will, in principle, hedge US dollar exposure to the relevant Hedging Reference Currency by selling the relevant US dollar and buying the relevant Hedging Reference Currency through utilizing foreign currency forwards, NDFs, and similar derivative instruments to mitigate the foreign currency risk upon consideration of the difference in interest between the US dollar and the relevant Hedging Reference Currency:

(i) AUD Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the AUD Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Australian Dollar against the Japanese Yen.

(ii) AUD-Hedged AUD Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the AUD-Hedged AUD Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the US dollar against the Australian dollar.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

(iii) Resources Currency Basket Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the Resources Currency Basket Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Brazilian Real, the Australian Dollar and the South African Rand against the Japanese Yen. Exposure to each currency is intended to be approximately one-third of the Net Asset Value of this class of Units.

(iv) BRL Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the BRL Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Brazilian Real against the Japanese Yen.

(v) EUR Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the EUR Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the EURO against the Japanese Yen.

(vi) JPY Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the JPY Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the US dollar against the Japanese Yen.

(vii) MXN Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the MXN Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Mexican Peso against the Japanese Yen.

(viii) TRY Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the TRY Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Turkish Lira against the Japanese Yen.

The Series Trust is hedged to the US dollar, as stated above, and is also hedged to the AUD in respect of the AUD-Hedged AUD Class Units. The Series Trust intends to mitigate the exposure to fluctuations of the US dollar against the AUD. However, the Net Asset Value may be exposed to the fluctuations of the US dollar as it is impossible to completely eliminate the US dollar exposure. In addition, when the interest rate referable to the AUD is lower than that of the US dollar, the amount equivalent to the difference in interest rates is the hedging cost.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

Currency rates may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments. As a result, the Series Trust's investments in foreign currency-denominated debt securities may reduce its returns.

With respect to the AUD-Hedged AUD Class Units and the USD-Hedged USD Class Units, if a subscription for Units is made in Japanese Yen, the Japanese Yen amount which the Unitholders may receive when repurchasing the Units may be less than the Japanese Yen amount invested by the Unitholders, due to fluctuations in exchange rates between Japanese Yen and Australian Dollar or US dollar since the net asset value of AUD-Hedged AUD Class Units and USD-Hedged USD Class Units are calculated in Australian Dollar or US dollar, respectively

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Presentation of financial statements

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

The financial statements of the Trust have been prepared under the going concern basis of accounting.

The financial statements of the Trust as at February 28, 2026 have been prepared as described below:

Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash in current accounts.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

Investment Valuation

The assets of the Trust are valued as follows:

Investments listed on a stock exchange or traded on any other organized market shall be valued at the last available price, provided the value of any investment listed on a stock exchange, but acquired or traded at a premium or at a discount outside or off the relevant stock exchange or on an over-the counter market, shall be valued taking into account the level of premium or discount as at the date of valuation of the investment.

Unlisted securities are valued at fair market value as determined in good faith by the Manager, taking into consideration as the Manager deems appropriate, recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services.

Net realized gain/(loss) on sales of securities

The net realized gain/(loss) on the sales of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

The security transactions are accounted on their trade date.

Securities Trading

Investments are recorded on trade date basis. Realized gains and losses on options and futures are computed by use of the average cost method. As far as the realized gains and losses on bonds, they are computed by use of the average cost method.

Foreign Currency Translation

The reference currency for TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND is JPY.

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at rates of exchange prevailing at the date of the financial statements. Transactions in foreign currencies are translated at the rates of exchange prevailing on the date of the transaction. Exchange gains or losses are included in statement of operations and changes in net assets.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

Applicable currency exchange rates as at February 28, 2026 are as follows:

1 JPY =	0.008988	AUD
1 JPY =	0.032847	BRL
1 JPY =	0.005425	EUR
1 JPY =	0.004764	GBP
1 JPY =	0.110204	MXN
1 JPY =	0.281514	TRY
1 JPY =	0.006405	USD
1 JPY =	0.101952	ZAR

Valuation of forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the closing date by reference to the forward rate of exchange applicable to the outstanding life of the contract. The unrealized appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated as the difference between the contract rate and the rate to close out the contract. The realized gain or loss and the change in net unrealized appreciation or depreciation on those contracts are disclosed in the statement of operations and changes in net assets. Initial margin is held at the broker and disclosed as “Cash at brokers” or “Overdraft at brokers” in the statement of net assets.

Taxation

The Trust has received an undertaking from the Financial Secretary of the Cayman Islands that, in accordance with Section 81 of the Trusts Act (As Revised) of the Cayman Islands, for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust no laws of the Cayman Islands thereafter enacted imposing any tax or duty to be levied on income or on capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax shall apply to any property comprised in or income arising under the Trust or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No stamp duty is levied in the Cayman Islands on the transfer or repurchase of Units.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

The Trust complies with the authoritative guidance on Accounting for Income Taxes which prescribes the minimum recognition threshold a tax position must meet in connection with accounting for uncertainties in income tax positions taken or expected to be taken by an entity before being measured and recognized in the financial statements. The Investment Manager has analyzed the Trust's tax positions taken on income tax returns on all jurisdictions for all open tax years (since inception date) and has concluded that no provision for income tax is required in the Trust's financial statements. The Investment Manager is not aware of any tax events that are likely to occur in the next twelve months that would result in the amount of any unrecognized tax benefits or liabilities significantly increasing or decreasing for the Trust.

Certain dividend income and certain capital gains income realized by the Trust may be subject to income or withholding taxes in the source jurisdiction.

Income recognition

Interest income is recognized on an accrual basis.

Dividends are recorded on an ex-dividend date.

NOTE 3 ACCRUED EXPENSES

	JPY
Administration, Management and Custodian fees (note 6)	73,945,868
Agent Company fees (note 8)	1,168,916
Distribution fees (note 7)	13,770,234
Investment Management fees (note 4)	23,167,789
Other fees	1,035,118
Professional fees	4,115,337
Sub-manager fees (note 6)	2,760,563
Trustee fees (note 5)	1,113,681
TOTAL	121,077,506

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

NOTE 4 INVESTMENT MANAGEMENT FEES

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND:

The Investment Manager is entitled to receive a fee per annum of Net Asset Value out of the Deposited Property of the Service Trust attributable to the classes:

- AUD-Hedged AUD Class Units	0.797%
- AUD Class Units	0.517%
- Resources Currency Basket Class Units	0.517%
- BRL Class Units	0.517%
- EUR Class Units	0.517%
- JPY Class Units	0.517%
- MXN Class Units	0.517%
- TRY Class Units	0.517%
- USD-Hedged USD Class Units	0.797%
- USD Class Units	0.517%

The Sub-Investment Manager is entitled to receive from the Investment Manager out of its own assets a fee of 0.3985% per annum of the Net Asset Value. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 5 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to receive for its own account the amount of the Trustee's Fees. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears. The Trustee's Fees applicable to the Series Trust are 0.01% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum. In addition, the Trustee is entitled to receive from the Series Trust for all out-of-pocket expenses properly incurred in performing its obligation.

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND:

The Trustee is entitled to receive out of the Deposited Property of the Series Trust, an annual fee of USD 1,500 for the provision of FATCA reporting services in respect of a maximum of 5 investors and an additional fee of USD 50 per annum per additional investor over 5 investors.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

The Trustee is entitled to receive out of the Deposited Property of the Series Trust (i) a one-off fee of USD 500 payable for the registration and de-registration of the Series Trust on the Tax Information Authority portal for the purposes of Automatic Exchange of Information (" AEOI ") and (ii) an annual fee of USD 500 per reporting jurisdiction for providing the Principal Point of Contact and ensuring all AEOL reporting requirements in the relevant jurisdictions are met.

The Trustee is entitled to receive out of the Deposited Property of the Series Trust, an annual fee of USD 3,000 payable quarterly in arrears for the provision of Anti-Money Laundering (" AML ") Officers to the Series Trust.

NOTE 6 ADMINISTRATION, MANAGEMENT, CUSTODIAN FEES AND SUB-MANAGER FEES

The Manager, Custodian and Administration fees are accrued daily and payable quarterly in arrears. These fees applicable are 0.15% (Manager: 0.125% and Sub-Manager 0.025%) of the Net Asset Value of the Series Trust. In addition, the Manager is also entitled to receive from the Series Trust for all out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services provided.

The Sub-Manager is entitled to a fee for its services payable out of the Manager's own assets. The Sub-Manager is also entitled to be paid by the Manager (out of the Manager's own assets) its out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services to be rendered by it.

The Series Trust is subject to the sub-custodian fees that are borne by the Series Trust.

NOTE 7 DISTRIBUTION FEES

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND:

The Distribution fee applicable is 0.593% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust attributable to AUD-Hedged AUD Class Units and USD-Hedged USD Class Units. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

NOTE 8 AGENT COMPANY FEES

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND:

The Agent Company fee applicable is 0.05% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust attributable to each of AUD-Hedged AUD Class Units or USD-Hedged USD Class Units. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 9 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 28, 2026

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND:

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/16/2026	03/06/2026	JPY	180,000,000	USD	1,175,344.10	3,392,348	BARCLAYS BANK
12/01/2025	03/06/2026	USD	1,751,542.20	EUR	1,500,000.00	3,137,010	MORGAN STANLEY BANK
01/09/2026	03/06/2026	USD	1,517,685.91	EUR	1,300,000.00	2,768,256	MORGAN STANLEY BANK
12/17/2025	03/06/2026	JPY	265,000,000	USD	1,715,848.50	2,728,817	MORGAN STANLEY BANK
12/01/2025	03/06/2026	JPY	150,000,000	USD	974,443.85	2,045,300	MORGAN STANLEY BANK
01/27/2026	03/06/2026	JPY	70,000,000	USD	458,278.85	1,506,578	BARCLAYS BANK
11/28/2025	03/06/2026	USD	87,200.56	AUD	133,076.00	1,191,185	MORGAN STANLEY BANK
12/15/2025	03/06/2026	JPY	80,000,000	USD	520,069.55	1,147,960	MORGAN STANLEY BANK
01/30/2026	03/06/2026	EUR	500,000.00	USD	595,794.00	818,393	BARCLAYS BANK
01/21/2026	03/06/2026	USD	444,010.81	JPY	70,000,000	719,706	BARCLAYS BANK
01/09/2026	03/06/2026	USD	515,071.01	JPY	81,000,000	631,977	BARCLAYS BANK
02/09/2026	03/06/2026	EUR	300,000.00	USD	357,734.70	531,339	BARCLAYS BANK
11/26/2025	03/06/2026	JPY	68,271,482	USD	440,424.97	449,303	MORGAN STANLEY BANK
01/30/2026	03/06/2026	GBP	100,000.00	USD	137,233.92	435,194	BARCLAYS BANK
02/20/2026	03/06/2026	JPY	120,241,270	USD	773,336.92	424,732	MORGAN STANLEY BANK
01/30/2026	03/06/2026	USD	105,028.23	AUD	150,000.00	291,340	BARCLAYS BANK
12/15/2025	03/06/2026	JPY	13,000,000	USD	84,391.33	167,824	MORGAN STANLEY BANK
02/26/2026	03/06/2026	USD	768,598.70	JPY	120,000,000	73,316	BARCLAYS BANK
12/12/2025	03/06/2026	USD	176,718.62	EUR	150,000.00	69,603	MORGAN STANLEY BANK
12/15/2025	03/06/2026	USD	531,255.33	EUR	450,000.00	37,256	MORGAN STANLEY BANK
02/02/2026	03/06/2026	USD	838,536.34	EUR	710,000.00	6,746	BARCLAYS BANK
TOTAL						22,574,183	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
11/26/2025	03/06/2026	GBP	21,371,519.49	USD	28,243,461.06	(76,368,052)	JP MORGAN A.G., GERMANY
11/26/2025	03/06/2026	EUR	29,330,000.00	USD	34,166,584.46	(74,118,729)	BARCLAYS BANK
11/26/2025	03/06/2026	EUR	22,550,000.00	USD	26,269,647.31	(56,813,543)	MORGAN STANLEY BANK
11/26/2025	03/06/2026	EUR	10,739,572.41	USD	12,511,394.58	(27,008,189)	JP MORGAN A.G., GERMANY
01/28/2026	03/06/2026	USD	1,800,030.15	EUR	1,500,000.00	(4,428,705)	MORGAN STANLEY BANK
02/13/2026	03/06/2026	USD	719,721.62	JPY	110,000,000	(2,300,252)	BARCLAYS BANK
02/16/2026	03/06/2026	USD	1,022,576.55	GBP	750,000.00	(2,221,994)	MORGAN STANLEY BANK
11/26/2025	03/06/2026	GBP	602,997.00	USD	796,849.62	(2,160,820)	BARCLAYS BANK
12/17/2025	03/06/2026	USD	1,035,917.93	JPY	160,000,000	(1,637,279)	BARCLAYS BANK
12/15/2025	03/06/2026	USD	778,420.77	JPY	120,000,000	(1,459,250)	BARCLAYS BANK
01/27/2026	03/06/2026	USD	327,735.95	JPY	50,000,000	(1,137,591)	BARCLAYS BANK
11/26/2025	03/06/2026	AUD	115,128.00	USD	74,881.00	(1,117,719)	JP MORGAN A.G., GERMANY
02/19/2026	03/06/2026	USD	743,071.57	JPY	115,000,000	(943,612)	BARCLAYS BANK
11/28/2025	03/06/2026	USD	667,813.65	JPY	103,360,057	(840,843)	BARCLAYS BANK
01/30/2026	03/06/2026	USD	243,970.18	JPY	37,550,000	(517,375)	BARCLAYS BANK
12/08/2025	03/06/2026	AUD	60,000.00	USD	39,833.17	(456,395)	BARCLAYS BANK
11/28/2025	03/06/2026	GBP	126,934.00	USD	167,881.98	(432,864)	JP MORGAN A.G., GERMANY
12/22/2025	03/06/2026	AUD	50,000.00	USD	33,214.39	(377,196)	BARCLAYS BANK
01/06/2026	03/06/2026	AUD	60,000.00	USD	40,352.31	(375,392)	MORGAN STANLEY BANK
02/04/2026	03/06/2026	USD	1,655,276.14	EUR	1,400,000.00	(271,332)	MORGAN STANLEY BANK
01/21/2026	03/06/2026	JPY	26,000,000	USD	165,216.45	(220,798)	MORGAN STANLEY BANK
11/25/2025	03/06/2026	AUD	20,000.00	USD	12,913.84	(208,909)	MORGAN STANLEY BANK
02/09/2026	03/06/2026	AUD	80,000.00	USD	56,199.90	(126,540)	JP MORGAN A.G., GERMANY
11/28/2025	03/06/2026	EUR	51,135.00	USD	59,587.49	(126,068)	BARCLAYS BANK
02/09/2026	03/06/2026	JPY	53,000,000	USD	339,049.86	(97,067)	MORGAN STANLEY BANK
12/31/2025	03/06/2026	USD	273,705.30	JPY	42,639,878	(67,154)	BARCLAYS BANK
02/04/2026	03/06/2026	JPY	25,000,000	USD	159,829.37	(61,360)	MORGAN STANLEY BANK
12/31/2025	03/06/2026	GBP	122,664.00	USD	164,884.37	(4,837)	BARCLAYS BANK
TOTAL						(255,899,865)	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - AUD Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/04/2026	03/11/2026	USD	5,119,900.00	AUD	7,280,900.35	10,641,689	BANK OF TOKYO - MITSUBISHI UFJ, LTD (JAPAN)
TOTAL						10,641,689	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - AUD-Hedged AUD Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/04/2026	03/11/2026	USD	8,063,500.00	AUD	11,466,930.98	16,759,948	BANK OF TOKYO - MITSUBISHI UFJ, LTD (JAPAN)
TOTAL						16,759,948	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - BRL Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/04/2026	03/11/2026	USD	4,450,500.00	BRL	23,542,254.90	19,433,194.09	JP MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						19,433,194.09	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - EUR Class Units

Trade date	Settlement Date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
02/04/2026	03/11/2026	USD	410,800.00	EUR	346,943.93	(139,269.19)	BANK OF TOKYO - MITSUBISHI UFJ, LTD (JAPAN)
TOTAL						(139,269.19)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - JPY Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/04/2026	03/11/2026	USD	25,426,000.00	JPY	3,967,531,519	2,208,055	BANK OF TOKYO - MITSUBISHI UFJ, LTD (JAPAN)
13/02/2026	03/11/2026	JPY	132,059,000.00	USD	863,955.15	2,679,521	BANK OF TOKYO - MITSUBISHI UFJ, LTD (JAPAN)
TOTAL						4,887,576	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - MXN Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/04/2026	03/11/2026	USD	2,495,100.00	MXN	43,130,548.11	1,349,719.59	BANK OF TOKYO - MITSUBISHI UFJ, LTD (JAPAN)
TOTAL						1,349,719.59	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - Resources Currency Basket Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/04/2026	03/11/2026	USD	58,400.00	BRL	308,924.32	255,005	JP MORGAN CHASE, TOKYO
02/04/2026	03/11/2026	USD	58,400.00	ZAR	935,112.48	45,265	BANK OF TOKYO - MITSUBISHI UFJ, LTD (JAPAN)
02/04/2026	03/11/2026	USD	58,400.00	AUD	83,049.39	121,384	BANK OF TOKYO - MITSUBISHI UFJ, LTD (JAPAN)
TOTAL						421,654	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - TRY Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/04/2026	03/11/2026	USD	2,000,700.00	TRY	89,219,215.80	1,353,645	BANK OF TOKYO - MITSUBISHI UFJ, LTD (JAPAN)
TOTAL						1,353,645	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

NOTE 10 DIVIDENDS

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND:

For AUD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2025	03/11/2025	20	1,896,170	JPY
04/07/2025	04/11/2025	20	1,847,508	JPY
05/07/2025	05/14/2025	20	1,847,508	JPY
06/05/2025	06/12/2025	20	1,835,480	JPY
07/07/2025	07/11/2025	20	1,823,561	JPY
08/05/2025	08/12/2025	20	1,788,988	JPY
09/05/2025	09/11/2025	20	1,777,467	JPY
10/06/2025	10/10/2025	20	1,752,598	JPY
11/05/2025	11/12/2025	20	1,695,282	JPY
12/05/2025	12/11/2025	20	1,634,816	JPY
01/05/2026	01/09/2026	20	1,634,816	JPY
02/05/2026	02/12/2026	20	1,590,139	JPY
			21,124,333	

For AUD-Hedged AUD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2025	03/11/2025	0.000030	66,421.96	AUD
04/07/2025	04/11/2025	0.000030	66,294.14	AUD
05/07/2025	05/14/2025	0.000030	66,294.14	AUD
06/05/2025	06/12/2025	0.000030	66,125.12	AUD
07/07/2025	07/11/2025	0.000030	66,034.95	AUD
08/05/2025	08/12/2025	0.000030	60,406.92	AUD
09/05/2025	09/11/2025	0.000030	60,519.38	AUD
10/06/2025	10/10/2025	0.000030	60,435.46	AUD
11/05/2025	11/12/2025	0.000030	59,689.48	AUD
12/05/2025	12/11/2025	0.000030	59,308.84	AUD
01/05/2026	01/09/2026	0.000030	59,207.59	AUD
02/05/2026	02/12/2026	0.000030	59,122.81	AUD
			749,860.79	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

For BRL Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2025	03/11/2025	21	7,403,604	JPY
04/07/2025	04/11/2025	21	6,917,508	JPY
05/07/2025	05/14/2025	21	6,448,024	JPY
06/05/2025	06/12/2025	21	6,241,164	JPY
07/07/2025	07/11/2025	21	6,158,272	JPY
08/05/2025	08/12/2025	21	6,106,730	JPY
09/05/2025	09/11/2025	21	5,836,876	JPY
10/06/2025	10/10/2025	21	5,634,535	JPY
11/05/2025	11/12/2025	21	4,753,326	JPY
12/05/2025	12/11/2025	21	4,487,749	JPY
01/05/2026	01/09/2026	21	4,421,336	JPY
02/05/2026	02/12/2026	21	4,297,332	JPY
			68,706,456	

For EUR Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2025	03/11/2025	25	25,988	JPY
04/07/2025	04/11/2025	25	25,988	JPY
05/07/2025	05/14/2025	25	25,988	JPY
06/05/2025	06/12/2025	25	117,971	JPY
07/07/2025	07/11/2025	25	117,971	JPY
08/05/2025	08/12/2025	25	111,235	JPY
09/05/2025	09/11/2025	25	111,235	JPY
10/06/2025	10/10/2025	25	111,235	JPY
11/05/2025	11/12/2025	25	111,235	JPY
12/05/2025	12/11/2025	25	107,769	JPY
01/05/2026	01/09/2026	25	107,769	JPY
02/05/2026	02/12/2026	25	107,769	JPY
			1,082,153	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

For JPY Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2025	03/11/2025	13	8,608,711	JPY
04/07/2025	04/11/2025	13	8,461,826	JPY
05/07/2025	05/14/2025	13	8,404,422	JPY
06/05/2025	06/12/2025	13	8,404,422	JPY
07/07/2025	07/11/2025	13	8,098,394	JPY
08/05/2025	08/12/2025	13	8,098,394	JPY
09/05/2025	09/11/2025	13	7,966,701	JPY
10/06/2025	10/10/2025	13	7,789,181	JPY
11/05/2025	11/12/2025	13	7,602,074	JPY
12/05/2025	12/11/2025	13	7,527,200	JPY
01/05/2026	01/09/2026	13	7,461,410	JPY
02/05/2026	02/12/2026	13	7,386,168	JPY
			95,808,903	

For MXN Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2025	03/11/2025	40	2,870,560	JPY
04/07/2025	04/11/2025	40	2,870,560	JPY
05/07/2025	05/14/2025	40	2,870,560	JPY
06/05/2025	06/12/2025	40	2,870,560	JPY
07/07/2025	07/11/2025	40	1,960,954	JPY
08/05/2025	08/12/2025	40	1,960,954	JPY
09/05/2025	09/11/2025	40	1,960,954	JPY
10/06/2025	10/10/2025	40	1,960,954	JPY
11/05/2025	11/12/2025	40	1,889,131	JPY
12/05/2025	12/11/2025	40	1,808,770	JPY
01/05/2026	01/09/2026	40	1,808,770	JPY
02/05/2026	02/12/2026	40	1,808,770	JPY
			26,641,497	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

For Resources Currency Basket Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2025	03/11/2025	35	227,253	JPY
04/07/2025	04/11/2025	35	227,253	JPY
05/07/2025	05/14/2025	35	227,253	JPY
06/05/2025	06/12/2025	35	227,253	JPY
07/07/2025	07/11/2025	35	227,253	JPY
08/05/2025	08/12/2025	35	227,253	JPY
09/05/2025	09/11/2025	35	227,253	JPY
10/06/2025	10/10/2025	35	227,253	JPY
11/05/2025	11/12/2025	35	227,253	JPY
12/05/2025	12/11/2025	35	227,253	JPY
01/05/2026	01/09/2026	35	163,484	JPY
02/05/2026	02/12/2026	35	155,883	JPY
			2,591,897	

For TRY Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2025	03/11/2025	11	6,522,251	JPY
04/07/2025	04/11/2025	11	6,481,096	JPY
05/07/2025	05/14/2025	11	5,918,915	JPY
06/05/2025	06/12/2025	11	5,918,915	JPY
07/07/2025	07/11/2025	11	5,918,915	JPY
08/05/2025	08/12/2025	11	5,501,895	JPY
09/05/2025	09/11/2025	11	5,392,804	JPY
10/06/2025	10/10/2025	11	5,108,014	JPY
11/05/2025	11/12/2025	11	5,108,014	JPY
12/05/2025	12/11/2025	11	5,108,014	JPY
01/05/2026	01/09/2026	11	5,108,014	JPY
02/05/2026	02/12/2026	11	5,125,466	JPY
			67,212,313	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

For USD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2025	03/11/2025	90	34,334,610	JPY
04/07/2025	04/11/2025	90	34,059,364	JPY
05/07/2025	05/14/2025	90	34,059,364	JPY
06/05/2025	06/12/2025	90	33,555,927	JPY
07/07/2025	07/11/2025	90	33,217,941	JPY
08/05/2025	08/12/2025	90	32,173,163	JPY
09/05/2025	09/11/2025	90	32,066,133	JPY
10/06/2025	10/10/2025	90	32,170,241	JPY
11/05/2025	11/12/2025	90	31,110,080	JPY
12/05/2025	12/11/2025	90	30,764,269	JPY
01/05/2026	01/09/2026	90	29,723,528	JPY
02/05/2026	02/12/2026	90	29,035,272	JPY
			386,269,892	

For USD-Hedged USD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2025	03/11/2025	0.000040	567,874.17	USD
04/07/2025	04/11/2025	0.000040	568,318.17	USD
05/07/2025	05/14/2025	0.000040	573,508.25	USD
06/05/2025	06/12/2025	0.000040	568,740.65	USD
07/07/2025	07/11/2025	0.000040	567,675.46	USD
08/05/2025	08/12/2025	0.000040	559,559.28	USD
09/05/2025	09/11/2025	0.000040	539,766.64	USD
10/06/2025	10/10/2025	0.000040	535,178.61	USD
11/05/2025	11/12/2025	0.000040	534,386.07	USD
12/05/2025	12/11/2025	0.000040	505,358.62	USD
01/05/2026	01/09/2026	0.000040	506,141.82	USD
02/05/2026	02/12/2026	0.000040	503,971.76	USD
			6,530,479.50	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT FEBRUARY 28, 2026 (continued)

NOTE 11 CHANGES IN THE INVESTMENT PORTFOLIO

A detailed schedule of portfolio changes for the year ended February 28, 2026 is available free of charge upon request at the registered office of the Manager of the Trust.

NOTE 12 SIGNIFICANT EVENTS

The RUB Class Unit, which was dormant since December 7, 2022, is no longer in issue.

On August 28, 2025, the Trustee and the Manager have decided to compulsorily redeem all of the Units of the MXN Class Units, EUR Class Units, TRY Class Units and Resources Currency Basket Class Units on or around September 10, 2026 and to extend the duration of the Trust by changing the Trust's termination date from September 10, 2026 to September 10, 2031.

NOTE 13 SUBSEQUENT EVENTS

As per the unitholder notice dated August 25, 2025, the Trustee and the Manager have resolved to compulsorily redeem all outstanding Units of the MXN Class, EUR Class, TRY Class and Resources Currency Basket Class of the Trust on September 10, 2026.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (expressed in JPY)

Description	Currency	Nominal	Cost (note 2)	Market value (note 2)	% of net assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO AN OFFICIAL STOCK EXCHANGE OR DEALT IN ON ANOTHER REGULATED MARKET					
BONDS					
AUSTRALIA					
AUST & NZ BANKING GROUP FLT 05/05/31	EUR	1,900,000	240,278,641	348,979,862	1.34%
NATIONAL AUSTRALIA BANK FLT 09/15/31	GBP	1,200,000	182,332,560	247,995,050	0.95%
			422,611,201	596,974,912	2.29%
AUSTRIA					
ERSTE GROUP BANK AG FLT 11/26/35	EUR	1,500,000	258,124,939	277,014,384	1.06%
KOMMUNALKREDIT AUSTRIA A 4.250% 04/01/31	EUR	2,300,000	417,598,466	434,067,950	1.66%
			675,723,405	711,082,334	2.72%
BELGIUM					
AGEAS FLT 07/02/49	EUR	700,000	88,603,733	128,573,218	0.49%
BELFIUS BANK SA/NV FLT 04/06/34	EUR	2,000,000	259,281,359	348,527,468	1.34%
			347,885,092	477,100,686	1.83%
CANADA					
ROYAL BANK OF CANADA FLT 11/24/85	USD	1,350,000	206,543,469	210,306,998	0.81%
			206,543,469	210,306,998	0.81%
FINLAND					
NORDEA BANK ABP FLT 12/09/32	GBP	3,200,000	479,761,168	643,906,977	2.47%
SAMPO OYJ FLT 09/03/52	EUR	1,550,000	194,383,740	266,542,034	1.02%
			674,144,908	910,449,011	3.49%
FRANCE					
AXA SA FLT PERP	EUR	650,000	104,227,556	130,126,870	0.50%
AXA SA FLT PERP	GBP	2,850,000	518,437,745	598,056,387	2.29%
BANQUE FED CRED MUTUEL 4.750% 11/10/31	EUR	1,500,000	259,713,219	296,544,195	1.14%
BNP PARIBAS FLT 01/19/36	EUR	2,100,000	369,408,330	389,074,366	1.49%
BNP PARIBAS FLT 05/24/31	GBP	1,000,000	153,807,644	208,438,378	0.80%
BPCE ASSURANCES SA 4.125% 10/22/35	EUR	400,000	69,817,442	74,660,209	0.29%
CREDIT AGRICOLE SA FLT 03/18/35	EUR	700,000	115,341,108	131,909,619	0.50%
GROUPE ACM FLT 04/21/42	EUR	2,900,000	351,430,526	482,939,175	1.85%
SOCIETE GENERALE FLT 06/30/31	EUR	4,200,000	562,174,578	769,960,560	2.94%
			2,504,358,148	3,081,709,759	11.80%
GERMANY					
COMMERZBANK AG FLT 10/05/33	EUR	3,500,000	559,227,818	698,921,162	2.67%
DEUTSCHE BANK AG FLT 02/17/32	EUR	2,100,000	258,168,804	353,054,227	1.35%
DEUTSCHE BANK AG FLT 05/15/41	EUR	700,000	128,048,219	129,741,650	0.50%
HANNOVER RE FLT 10/09/39	EUR	1,700,000	198,098,357	291,655,058	1.12%
			1,143,543,198	1,473,372,097	5.64%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (expressed in JPY) (continued)

Description	Currency	Nominal	Cost (note 2)	Market value (note 2)	% of net assets
HONG KONG					
AIA GROUP LTD FLT 09/09/33	EUR	1,300,000	170,273,198	228,587,590	0.88%
AIA GROUP LTD FLT PERP	USD	1,800,000	199,243,925	280,306,672	1.07%
			369,517,123	508,894,262	1.95%
IRELAND					
BANK OF IRELAND GROUP FLT 01/12/38	EUR	800,000	146,019,975	149,037,630	0.57%
ZURICH FINANCE IRELAND FLT 04/19/51	USD	1,800,000	187,560,000	256,532,519	0.99%
ZURICH FINANCE IRELAND FLT 05/02/52	USD	1,637,000	188,303,125	233,445,939	0.89%
			521,883,100	639,016,088	2.45%
ITALY					
GENERALI FLT 06/08/48	EUR	2,550,000	378,289,811	490,808,177	1.88%
INTESA SANPAOLO SPA FLT 06/01/32	USD	1,050,000	135,441,936	158,472,044	0.61%
INTESA SANPAOLO SPA FLT 11/21/33	USD	1,400,000	248,418,653	261,278,304	1.00%
			762,150,400	910,558,525	3.49%
JAPAN					
MITSUI SUMITOMO INSURANC FLT PERP	USD	3,100,000	343,774,504	491,100,277	1.88%
			343,774,504	491,100,277	1.88%
NETHERLANDS					
ASR NEDERLAND NV FLT 05/02/49	EUR	1,550,000	195,434,385	287,161,022	1.10%
COOPERATIEVE RABOBANK UA FLT 11/30/32	EUR	1,300,000	177,460,473	243,108,635	0.93%
DIGITAL DUTCH FINCO BV 1.000% 01/15/32	EUR	1,000,000	124,200,604	160,831,941	0.62%
ELM BV(HELVETIA SCHWEIZ) FLT 09/29/47	EUR	950,000	115,872,577	175,821,334	0.67%
ING GROEP NV FLT 06/09/32	EUR	500,000	66,582,328	90,221,306	0.35%
ING GROEP NV FLT PERP	USD	1,650,000	258,497,250	254,378,367	0.97%
			938,047,617	1,211,522,605	4.64%
SOUTH KOREA					
HANWHA LIFE INSURANCE FLT 02/04/32	USD	2,000,000	227,870,000	308,952,765	1.18%
			227,870,000	308,952,765	1.18%
SPAIN					
BANCO BILBAO VIZCAYA ARG FLT 11/15/34	USD	1,600,000	240,800,000	291,204,075	1.11%
BANCO SANTANDER SA 5.127% 11/06/35	USD	4,700,000	726,532,036	738,178,485	2.83%
BANCO SANTANDER SA FLT 10/04/32	GBP	1,600,000	236,594,823	325,631,748	1.25%
BANCO SANTANDER SA FLT PERP	EUR	400,000	66,358,540	79,646,549	0.30%
BANKINTER SA FLT 11/03/33	EUR	1,500,000	271,570,624	275,802,268	1.06%
CAIXABANK SA FLT 02/23/33	EUR	500,000	87,330,957	97,262,677	0.37%
CAIXABANK SA FLT 06/18/31	EUR	2,900,000	370,654,537	534,025,518	2.04%
			1,999,841,517	2,341,751,320	8.96%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (expressed in JPY) (continued)

Description	Currency	Nominal	Cost (note 2)	Market value (note 2)	% of net assets
SWITZERLAND					
UBS GROUP AG FLT 02/13/31	EUR	1,500,000	274,389,780	277,128,249	1.06%
UBS GROUP AG FLT PERP	USD	750,000	121,052,248	136,900,626	0.52%
			395,442,028	414,028,875	1.58%
UNITED KINGDOM					
AVIVA PLC FLT 06/03/55	GBP	2,000,000	285,230,621	366,530,557	1.40%
BARCLAYS PLC FLT PERP	GBP	500,000	93,018,068	112,587,196	0.43%
HSBC HOLDINGS PLC FLT PERP	USD	200,000	32,586,729	32,392,022	0.12%
LLOYDS BANKING GROUP PLC FLT 12/15/31	GBP	4,350,000	663,857,454	899,998,036	3.45%
LLOYDS BANKING GROUP PLC FLT PERP	USD	650,000	99,511,750	100,851,599	0.39%
M&G PLC FLT 10/20/51	GBP	1,250,000	188,771,192	265,049,564	1.01%
NATIONWIDE BLDG SOCIETY FLT 07/14/36	GBP	750,000	151,950,622	160,494,248	0.61%
NATIONWIDE BLDG SOCIETY FLT 08/19/31	GBP	1,100,000	169,641,846	229,717,772	0.88%
NATWEST GROUP PLC FLT 02/25/35	EUR	3,900,000	692,365,234	727,138,466	2.78%
NATWEST GROUP PLC FLT 11/28/31	GBP	500,000	76,971,853	103,625,806	0.40%
RL FINANCE NO 4 PLC FLT 10/07/49	GBP	1,200,000	156,582,293	214,437,264	0.82%
SANTANDER UK GROUP HLDGS 5.625% 09/15/45	USD	1,500,000	194,703,578	223,881,049	0.86%
STANDARD CHARTERED PLC 5.300% 01/09/43	USD	1,150,000	139,193,730	177,198,784	0.68%
			2,944,384,970	3,613,902,363	13.83%
UNITED STATES OF AMERICA					
BANK OF AMERICA CORP 7.750% 05/14/38	USD	2,950,000	496,152,228	564,625,416	2.16%
BANK OF AMERICA CORP FLT PERP	USD	1,950,000	277,836,000	318,190,055	1.22%
CAPITAL ONE FINANCIAL CO FLT 02/01/34	USD	1,950,000	270,670,746	320,851,655	1.23%
CHUBB INA HOLDINGS LLC 2.500% 03/15/38	EUR	1,631,000	224,186,666	261,029,497	1.00%
DEUTSCHE BANK NY FLT 01/14/32	USD	1,700,000	197,265,212	251,847,347	0.96%
FIFTH THIRD BANCORP FLT 04/25/33	USD	3,400,000	441,745,580	524,881,830	2.01%
FIFTH THIRD BANCORP FLT 01/30/30	USD	2,600,000	401,319,074	425,096,554	1.63%
GOLDMAN SACHS CAPITAL I 6.345% 02/15/34	USD	3,450,000	481,492,676	578,423,873	2.21%
HARTFORD INSUR GRP INC/T FLT 02/12/47	USD	1,090,000	117,643,047	162,812,349	0.62%
HSBC BANK USA NA 7.000% 01/15/39	USD	2,500,000	353,538,974	459,621,149	1.76%
HUNTINGTON BANCSHARES FLT 05/17/33	USD	1,750,000	228,208,750	279,179,373	1.07%
JPMORGAN CHASE & CO FLT 05/13/31	USD	3,400,000	360,570,015	504,709,737	1.93%
LIBERTY MUTUAL GROUP INC 3.875% 09/26/35	EUR	2,550,000	449,857,693	464,981,500	1.78%
LIBERTY MUTUAL GROUP INC FLT 12/15/51	USD	2,016,000	226,817,222	312,300,236	1.20%
METLIFE INC FLT 03/15/55	USD	4,400,000	648,956,002	713,121,149	2.72%
NEW YORK LIFE INSURANCE 6.750% 11/15/39	USD	1,500,000	254,635,661	269,844,374	1.03%
PINNACLE BANK TN FLT 01/15/36	USD	1,750,000	272,816,250	277,738,417	1.06%
STATE STREET CORP FLT PERP I B 6.7	USD	750,000	111,245,963	122,371,084	0.47%
STATE STREET CORP FLT PERP	USD	1,969,000	302,362,205	319,996,880	1.22%
ZIONS BANCORP NA FLT 02/09/29	USD	1,020,000	159,798,300	159,404,757	0.61%
ZIONS BANCORP NA FLT 11/19/35	USD	1,900,000	269,181,360	317,676,515	1.22%
			6,546,299,624	7,608,703,747	29.11%
TOTAL BONDS			21,024,020,304	25,509,426,624	97.65%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (expressed in JPY) (continued)

Description	Currency	Nominal	Cost (note 2)	Market value (note 2)	% of net assets
SHARES					
UNITED STATES OF AMERICA					
CITIGROUP CAPITAL XIII FLT 10/30/40	USD	44,099	202,604,567	204,689,753	0.78%
			202,604,567	204,689,753	0.78%
TOTAL SHARES			202,604,567	204,689,753	0.78%
TOTAL INVESTMENTS IN SECURITIES			21,226,624,871	25,714,116,377	98.43%
CASH AT BANKS				509,400,456	1.95%
OVERDRAFT AT BROKERS				(17,173,750)	(0.07%)
OTHER NET ASSETS/(LIABILITIES)				(82,786,141)	(0.31%)
TOTAL NET ASSETS				26,123,556,942	100.00%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

GEOGRAPHICAL CLASSIFICATION OF INVESTMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2026 (UNAUDITED)

	(in % of net assets)
UNITED STATES OF AMERICA	29.89%
UNITED KINGDOM	13.83%
FRANCE	11.80%
SPAIN	8.96%
GERMANY	5.64%
NETHERLANDS	4.64%
FINLAND	3.49%
ITALY	3.49%
AUSTRIA	2.72%
IRELAND	2.45%
AUSTRALIA	2.29%
HONG KONG	1.95%
JAPAN	1.88%
BELGIUM	1.83%
SWITZERLAND	1.58%
SOUTH KOREA	1.18%
CANADA	0.81%
	98.43%

【2025年2月28日に終了した会計年度】

(1) 【貸借対照表】

東京海上ストラテジック・トラスト

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

純資産計算書

2025年2月28日現在

日本円

資産

投資有価証券(取得原価)(注記2)	25,134,745,527
未実現評価益/(損)	3,444,588,344
投資有価証券(時価)(注記2)	28,579,333,871
銀行預金(注記2)	401,296,469
未収利息(注記2)	379,319,305
受益証券販売未収金	36,000,000
売却投資有価証券に係る未収金	7,868,881
先渡為替取引に係る未実現評価益(注記2、9)	367,650,222
前払費用	641,623
資産合計	29,772,110,371

負債

未払費用(注記3)	(76,289,591)
ブローカー借越(注記2)	(1,506,949)
受益証券買戻未払金	(4,000,000)
先渡為替取引に係る未実現評価損(注記2、9)	(51,134,037)
負債合計	(132,930,577)

純資産

29,639,179,794

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

純資産計算書(続き)

2025年2月28日現在

発行済受益証券口数	
豪ドルクラス受益証券	94,808.4847口
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	2,209,919,675口
ブラジル・リアルクラス受益証券	359,833.2588口
ユーロクラス受益証券	1,039.5100口
日本円クラス受益証券	662,208.5633口
メキシコ・ペソクラス受益証券	71,764.0105口
資源国通貨バスケットクラス受益証券	6,492.9500口
トルコ・リラクラス受益証券	592,931.9065口
米ドルクラス受益証券	379,682.6491口
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	14,226,754,129口

受益証券1口当たり純資産価額	日本円
豪ドルクラス受益証券	8,310
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券(豪ドル表示)	0.005843
ブラジル・リアルクラス受益証券	2,747
ユーロクラス受益証券	12,491
日本円クラス受益証券	6,894
メキシコ・ペソクラス受益証券	6,710
資源国通貨バスケットクラス受益証券	5,076
トルコ・リラクラス受益証券	636
米ドルクラス受益証券	16,824
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券(米ドル表示)	0.006901

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド
損益および純資産変動計算書
2025年2月28日に終了した会計年度

日本円

期首純資産	32,482,017,889
収益	
分配金(純額)(注記2)	5,264,229
銀行預金に係る受取利息(注記2)	23,348,518
債券に係る受取利息(純額)(注記2)	1,220,487,214
その他の収益	296,523
収益合計	1,249,396,484
費用	
管理事務代行報酬、管理報酬および保管報酬(注記6)	(39,440,899)
代行協会員報酬(注記8)	(8,043,144)
販売報酬(注記7)	(95,453,600)
当座借越利息	(5,993,666)
投資顧問報酬(注記4)	(207,416,430)
その他の費用	(6,261,821)
専門家報酬	(14,381,899)
副保管報酬(注記6)	(1,518,523)
副管理報酬(注記6)	(7,887,982)
受託報酬(注記5)	(3,168,534)
費用合計	(389,566,498)
投資純利益/(損失)	859,829,986
投資に係る実現純利益/(損失)(注記2)	1,297,038,362
為替予約および先渡為替取引に係る実現純利益/(損失)(注記2)	(324,522,744)
当期に係る実現純利益/(損失)	972,515,618
以下に係る未実現評価益/(損)の増減:	
- 投資	56,938,086
- 先渡為替取引(注記2)	448,758,854
- その他の資産および負債の為替換算(注記2)	(7,682,485)
	498,014,455
運用による純資産の純増加/(減少)額	2,330,360,059

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド
損益および純資産変動計算書(続き)
2025年2月28日に終了した会計年度

日本円

販売

豪ドルクラス受益証券	-
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	64,619,133
ブラジル・リアルクラス受益証券	80,000,000
ユーロクラス受益証券	12,400,000
日本円クラス受益証券	146,500,000
メキシコ・ペソクラス受益証券	90,000,000
資源国通貨バスケットクラス受益証券	9,500,000
トルコ・リラクラス受益証券	74,000,000
米ドルクラス受益証券	772,200,000
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	1,912,275,463

買戻

豪ドルクラス受益証券	(159,000,000)
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	(193,782,764)
ブラジル・リアルクラス受益証券	(571,000,000)
ユーロクラス受益証券	(1,600,000)
日本円クラス受益証券	(1,740,000,000)
メキシコ・ペソクラス受益証券	(162,000,000)
資源国通貨バスケットクラス受益証券	(1,400,000)
トルコ・リラクラス受益証券	(463,000,000)
米ドルクラス受益証券	(1,425,000,000)
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	(1,624,397,043)

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド
損益および純資産変動計算書(続き)
2025年2月28日に終了した会計年度

日本円

分配金(注記10)

豪ドルクラス受益証券	(24,784,515)
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	(82,856,447)
ブラジル・リアルクラス受益証券	(106,868,668)
ユーロクラス受益証券	(265,263)
日本円クラス受益証券	(117,258,868)
メキシコ・ペソクラス受益証券	(43,255,935)
資源国通貨バスケットクラス受益証券	(2,569,780)
トルコ・リラクラス受益証券	(142,250,877)
米ドルクラス受益証券	(442,003,872)
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	(1,031,398,718)

期末純資産 29,639,179,794

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

受益証券口数の変動（未監査）

	2025年２月28日に 終了した会計年度	2024年２月29日に 終了した会計年度	2023年２月28日に 終了した会計年度
豪ドルクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	113,008.4675	126,373.2915	154,856.3340
販売口数	-	-	-
買戻口数	(18,199.9828)	(13,364.8240)	(28,483.0425)
期末現在の発行済受益証券口数	94,808.4847	113,008.4675	126,373.2915
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	2,431,182,324	3,017,296,012	3,643,987,258
販売口数	110,813,775	192,336,350	167,647,815
買戻口数	(332,076,424)	(778,450,038)	(794,339,061)
期末現在の発行済受益証券口数	2,209,919,675	2,431,182,324	3,017,296,012
ブラジル・リアルクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	525,666.2818	405,429.6168	460,977.8591
販売口数	27,963.0031	185,004.4295	13,801.2618
買戻口数	(193,796.0261)	(64,767.7645)	(69,349.5041)
期末現在の発行済受益証券口数	359,833.2588	525,666.2818	405,429.6168
ユーロクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	219.1451	468.1749	1,399.6776
販売口数	947.32530	86.8055	32.5223
買戻口数	(126.96040)	(335.8353)	(964.0250)
期末現在の発行済受益証券口数	1,039.5100	219.1451	468.1749
日本円クラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	895,999.5339	892,954.3457	865,247.2947
販売口数	21,290.8543	131,045.9934	84,897.7160
買戻口数	(255,081.8249)	(128,000.8052)	(57,190.6650)
期末現在の発行済受益証券口数	662,208.5633	895,999.5339	892,954.3457

東京海上ストラテジック・トラスト

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

受益証券口数の変動（未監査）（続き）

	2025年２月28日に 終了した会計年度	2024年２月29日に 終了した会計年度	2023年２月28日に 終了した会計年度
メキシコ・ペソクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	84,205.9991	94,357.4200	95,751.2870
販売口数	11,781.8521	35,063.5597	-
買戻口数	(24,223.8407)	(45,214.9806)	(1,393.8670)
期末現在の発行済受益証券口数	71,764.0105	84,205.9991	94,357.4200
資源国通貨バスケットクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	5,044.9881	5,582.9371	9,790.8509
販売口数	1,710.1710	-	190.6375
買戻口数	(262.2091)	(537.9490)	(4,398.5513)
期末現在の発行済受益証券口数	6,492.9500	5,044.9881	5,582.9371
ロシア・ルーブルクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	-	-	65,556.8823
販売口数	-	-	-
買戻口数	-	-	(65,556.8823)
期末現在の発行済受益証券口数	-	-	-
トルコ・リラクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	1,195,199.8330	1,212,289.5397	1,495,832.4703
販売口数	121,940.4901	52,572.3799	180,187.6282
買戻口数	(724,208.4166)	(69,662.0866)	(463,730.5588)
期末現在の発行済受益証券口数	592,931.9065	1,195,199.8330	1,212,289.5397
米ドルクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	418,489.1946	317,849.6028	314,091.8493
販売口数	46,081.4466	133,806.6911	56,629.5306
買戻口数	(84,887.9921)	(33,167.0993)	(52,871.7771)
期末現在の発行済受益証券口数	379,682.6491	418,489.1946	317,849.6028

東京海上ストラテジック・トラスト

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

受益証券口数の変動（未監査）（続き）

	2025年２月28日に 終了した会計年度	2024年２月29日に 終了した会計年度	2023年２月28日に 終了した会計年度
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	13,960,842,293	15,137,641,800	16,954,875,413
販売口数	1,821,641,561	1,777,427,897	869,774,769
買戻口数	(1,555,729,725)	(2,954,227,404)	(2,687,008,382)
期末現在の発行済受益証券口数	14,226,754,129	13,960,842,293	15,137,641,800

東京海上ストラテジック・トラスト

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

統計情報（未監査）

2025年２月28日に 2024年２月29日に 2023年２月28日に
終了した会計年度 終了した会計年度 終了した会計年度

豪ドルクラス受益証券（日本円表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	8,310	8,209	7,415
純資産	787,889,648	927,707,138	937,080,815

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券
（豪ドル表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	0.005843	0.005791	0.005788
純資産	12,912,919.77	14,078,440.52	17,463,954.23

ブラジル・リアルクラス受益証券
（日本円表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	2,747	3,113	2,559
純資産	988,394,545	1,636,597,832	1,037,578,146

ユーロクラス受益証券（日本円表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	12,491	12,302	10,530
純資産	12,984,702	2,695,908	4,929,867

日本円クラス受益証券（日本円表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	6,894	6,822	6,844
純資産	4,565,349,116	6,112,632,783	6,111,326,183

メキシコ・ペソクラス受益証券
（日本円表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	6,710	7,418	5,839
純資産	481,515,557	624,653,407	550,956,576

資源国通貨バスケットクラス受益証券
（日本円表示）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	5,076	5,194	4,656
純資産	32,956,877	26,202,905	25,995,474

東京海上ストラテジック・トラスト

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

統計情報(未監査)(続き)

	2025年2月28日に 終了した会計年度	2024年2月29日に 終了した会計年度	2023年2月28日に 終了した会計年度
トルコ・リラクラス受益証券 (日本円表示)			
期末現在の受益証券1口当たり純資産価額	636	576	665
純資産	377,008,670	688,945,283	806,601,741
米ドルクラス受益証券(日本円表示)			
期末現在の受益証券1口当たり純資産価額	16,824	16,298	14,636
純資産	6,387,691,161	6,820,522,930	4,652,035,661
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券 (米ドル表示)			
期末現在の受益証券1口当たり純資産価額	0.006901	0.006829	0.006803
純資産	98,179,757.83	95,342,308.40	102,983,759.83
サブ・ファンドの純資産(日本円表示)	29,639,179,794	32,482,017,889	29,758,741,839

東京海上ストラテジック・トラスト

財務書類に対する注記

2025年２月28日現在

注記１ 概要

東京海上ストラテジック・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（旧ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）（以下「受託会社」という。）とルクセンブルク三菱ＵＦＪインベスターサービス銀行Ｓ．Ａ．（以下「管理会社」という。）の間で締結された2010年５月21日付の信託証書により設立されたアンブレラ型投資信託である。

2025年２月28日現在のトラストのサブ・ファンドおよびクラスは、以下のとおりである。

- 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

- ・豪ドルクラス受益証券
- ・豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券
- ・ブラジル・リアルクラス受益証券
- ・ユーロクラス受益証券
- ・日本円クラス受益証券
- ・メキシコ・ペソクラス受益証券
- ・資源国通貨バスケットクラス受益証券
- ・ロシア・ルーブルクラス受益証券（2022年12月７日より休止中）
- ・トルコ・リラクラス受益証券
- ・米ドルクラス受益証券
- ・米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券

サブ・ファンドの投資目的は主に、世界の金融機関が発行した主にハイブリッド有価証券（以下「ハイブリッド証券」という。）への投資を通じて、安定したインカムゲインを得るとともに、中長期的なサブ・ファンドの資産の増加を追求することである。

サブ・ファンドは取得時に、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）によりB a a 3以上、またはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（以下「スタンダード・アンド・プアーズ」という。）によりB B B - 以上に格付けされた有価証券、あるいはフィッチ・レーティングスまたは投資顧問会社と協議の上で副投資顧問会社が選定した他の格付機関によりそれに相当する長期格付を得た有価証券に投資する。格付けのない有価証券への投資は、投資顧問会社との協議の上で副投資顧問会社が、B a a 3またはB B B - に相当すると判断した有価証券に制限される。

ハイブリッド証券への投資に加えて、サブ・ファンドは、主にサブ・ファンドの流動性を確保する目的で、短期金融商品、世界の金融機関が発行した社債、国債、地方債または政府保証債を一時的に取得することがある。この場合、ハイブリッド証券への投資比率が低下する可能性がある。また、サブ・ファンドは、発行体の信用リスクを低減するために、特定の発行体に対する集中投資は行わず、分散投資を予定している。

サブ・ファンドは主に、以下の為替取引を締結する。

- (a) 米ドル以外の通貨建て資産について、副投資顧問会社は主に、先渡為替取引、直物為替先渡取引（以下「ＮＤＦ」という。）および類似するデリバティブを使用して、米ドル以外の通貨建て資産をすべて米ドルにヘッジする。副投資顧問会社は、米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に関して、これらの為替取引により為替リスクを軽減する。
- (b) 米ドル建て資産および上記(a)に従い米ドルにヘッジされているため事実上の米ドル建て資産で、それぞれ豪ドルクラス受益証券、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券、ブラジル・リアルクラス受益証券、ユーロクラス受益証券、日本円クラス受益証券、メキシコ・ペソクラス受益証券、ロシア・ルーブルクラス受益証券、トルコ・リラクラス受益証券および資源国通貨バスケットクラス受益証券に帰属する資産については、投資顧問会社は原則として、米ドルと関連するヘッジ対象通貨間の金利差を考慮の上、為替リスクを軽減するために、先渡為替取引、ＮＤＦおよび類似デリバティブを使用して関連する米ドルを売却するとともに関連するヘッジ対象通貨を買入することにより、米ドルのエクスポージャーを関連するヘッジ対象通貨に対してヘッジする。
- () 豪ドルクラス受益証券
投資顧問会社は、豪ドルの対日本円換算レートの変動を反映するよう、豪ドルクラス受益証券について為替取引を締結する。
- () 豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券
投資顧問会社は、米ドルの対豪ドル為替エクスポージャーを軽減するため、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。
- () 資源国通貨バスケットクラス受益証券
投資顧問会社は、ブラジル・リアル、豪ドルおよび南アフリカ・ランドの対日本円換算レートの変動を反映するよう、資源国通貨バスケットクラス受益証券について為替取引を締結する。各通貨に対するエクスポージャーは当該クラス受益証券の純資産の約３分の１になるよう予定している。
- () ブラジル・リアルクラス受益証券
投資顧問会社は、ブラジル・リアルの対日本円換算レートの変動を反映するよう、ブラジル・リアルクラス受益証券について為替取引を締結する。
- () ユーロクラス受益証券
投資顧問会社は、ユーロの対日本円換算レートの変動を反映するよう、ユーロクラス受益証券について為替取引を締結する。
- () 日本円クラス受益証券
投資顧問会社は、米ドルの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、日本円クラス受益証券について為替取引を締結する。
- () メキシコ・ペソクラス受益証券
投資顧問会社は、メキシコ・ペソの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、メキシコ・ペソクラス受益証券について為替取引を締結する。
- () ロシア・ルーブルクラス受益証券
投資顧問会社は、ロシア・ルーブルの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、ロシア・ルーブルクラス受益証券について為替取引を締結する。ロシア・ルーブルクラス受益証券は、為替ヘッジのために終了され、2022年12月7日より休止中である。

（ ）トルコ・リラクラス受益証券

投資顧問会社は、トルコ・リラの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、トルコ・リラクラス受益証券について為替取引を締結する。

サブ・ファンドは上記のとおり米ドルに対してヘッジされ、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券については豪ドルに対してもヘッジされている。サブ・ファンドには米ドルの豪ドルに対する変動エクスポージャーを低減する意図がある。しかし、米ドルによるエクスポージャーを完全に排除できないため、米ドルの変動にさらされることがある。さらに、豪ドル参照金利が米ドル参照金利より低い場合、金利の差異に相当する金額が為替取引によるコストとなる。

為替レートは、金利の変動、政府、中央銀行または国際通貨基金などの国際機関による介入（または介入の失敗）、あるいは通貨管理の発動その他の政治情勢など様々な理由により、短期間で大幅に変動することがある。その結果、サブ・ファンドの外貨建債券への投資のリターンは減少する可能性がある。

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に関して、受益証券が日本円で販売されている場合、受益者が受益証券を買い戻すにあたり、円貨受取額は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券の純資産がそれぞれ、豪ドル建てまたは米ドル建てで計算されているため、日本円と豪ドルとのまたは米ドルとの為替レートの変動により、受益者による投資円貨額を下回ることがある。

注記２ 重要な会計方針の要約

財務書類の表示

本財務書類は投資ファンドに適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して表示されている。

トラストの財務書類は、継続企業の前提に基づいて作成されている。

2025年２月28日現在、トラストの本財務書類は会計方針のとおり作成されている。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金に含まれる現金から成る。

投資の評価

トラストの保有する資産の評価は、以下のとおりである。

証券取引所に上場されている、またはその他の組織的な市場で売買されている投資有価証券は、直近の入手可能な価額で評価されるものとする。ただし、証券取引所に上場されているが、当該証券取引所外または店頭市場においてプレミアム価額または割引価額で取得または売買された投資有価証券は、当該投資有価証券の評価日現在のプレミアムまたは割引の水準を考慮して評価されるものとする。

非上場有価証券は、同一または類似の有価証券の最近の取引、ブローカー・ディーラーまたは広く認められている相場情報提供サービスから入手した評価情報など管理会社が適切とみなす情報を考慮して、管理会社が誠実に算定した時価で評価される。

有価証券の売却に係る実現純利益/(損失)

有価証券の売却に係る実現純利益/(損失)は、売却した有価証券の平均原価に基づいて算定される。

有価証券取引は約定日に会計処理される。

有価証券の売買

投資有価証券は約定日基準で計上される。オプションおよび先物に係る実現損益は、平均原価法を使用して算定される。債券に係る実現損益は、平均原価法を使用して算定される。

為替取引

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの参照通貨は日本円である。

外貨建資産および負債は、決算日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益および純資産変動計算書に含まれる。

2025年2月28日現在において適用される為替レートは、以下のとおりである。

1 日本円	0.010671 豪ドル
1 日本円	0.038943 ブラジル・レアル
1 日本円	0.006381 ユーロ
1 日本円	0.005270 英ポンド
1 日本円	0.136232 メキシコ・ペソ
1 日本円	0.242360 トルコ・リラ
1 日本円	0.006636 米ドル
1 日本円	0.123246 南アフリカ・ランド

先渡為替取引の評価

先渡為替取引は、契約期間に適用される先渡為替レートを参照して、決算日に評価される。未決済の先渡為替取引に係る未実現評価損益は、契約上の為替レートと取引決済用のレートとの差額として計算される。これらの取引に係る実現損益および未実現評価純損益の増減は損益および純資産変動計算書に開示される。当初証拠金はブローカーに保有され、純資産計算書の「ブローカー保有現金」または「ブローカー借越」として開示されている。

税金

トラストは、ケイマン諸島の信託法(改正)第81条に準拠して、トラストの設定日より50年間にわたり、トラストの設定後に制定された、利益あるいは資本的資産、キャピタル・ゲインまたは評価益に係る何らかの税金、もしくは遺産税または相続税の性質を有する税金を課すケイマン諸島の法律は、トラストを構成する資産またはトラストにおいて発生した利益に対して、あるいはかかる資産または利益に関して

受託会社または受益者に対して適用されないものとする保証をケイマン諸島財務長官より得ている。ケイマン諸島において、受益証券の移転または買戻時に印紙税は課されない。

トラストは、法人税等の会計処理に係る公式ガイダンスを遵守している。このガイダンスでは、測定が行われ、財務書類において認識される前に事業体が取るまたは取ると予想される法人税等のポジションの不確実性についての会計処理に関連して、税務ポジションが満たさなければならない最低認識基準を規定している。投資顧問会社は、すべての未確定の税務年度（運用開始日以降）におけるあらゆる税務管轄地域の法人税等申告書においてトラストが取る税務ポジションを分析し、トラストの財務書類において法人税等引当金の必要はないと結論付けた。投資顧問会社は、今後12ヶ月間に発生する可能性が高く、トラストの未認識の税務上の利益または負債の金額が大幅に増減することになる事象を認識していない。

トラストが実現した一部の受取分配金および一部のキャピタル・ゲイン収益は、その発生した管轄地域の法人税または源泉徴収税を課される場合がある。

収益認識

受取利息は、発生主義で認識される。

分配金は、権利落ち日に計上される。

注記３ 未払費用

日本円

管理事務代行報酬、管理報酬および保管報酬（注記６）	32,712,051
代行協会員報酬（注記８）	1,326,500
販売報酬（注記７）	15,682,187
投資顧問報酬（注記４）	15,934,325
その他の報酬	1,142,365
専門家報酬	5,809,231
副管理報酬（注記６）	3,186,868
受託報酬（注記５）	496,064
合計	76,289,591

注記４ 投資顧問報酬

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

投資顧問会社は、以下のクラスに帰属するハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの預託資産から純資産価額当たりの年率で報酬を受け取る権利を有している。

・豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	0.797%
・豪ドルクラス受益証券	0.517%
・資源国通貨バスケットクラス受益証券	0.517%
・ブラジル・リアルクラス受益証券	0.517%
・ユーロクラス受益証券	0.517%
・日本円クラス受益証券	0.517%
・メキシコ・ペソクラス受益証券	0.517%
・ロシア・ルーブルクラス受益証券	0.517%
・トルコ・リラクラス受益証券	0.517%
・米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	0.797%
・米ドルクラス受益証券	0.517%

副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から純資産産価額の年率0.3985%の報酬を投資顧問会社より受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記5 受託報酬

受託会社は、自己勘定に関して受託報酬を受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。サブ・ファンドに適用される受託報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%であり、最低報酬額は年間10,000米ドルである。また、受託会社は、その債務の履行において適切に生じたすべての立替経費をサブ・ファンドから受け取る権利を有している。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

受託会社は、サブ・ファンドの預託資産から、最大5人の投資家に係るFATCA報告サービスの提供に対して1,500米ドルの年間報酬と、5人の投資家を越える追加の投資家に係る1人当たり年間50米ドルの追加報酬を受け取る権利を有している。

受託会社は、サブ・ファンドの預託資産から(i)自動的情報交換(以下「AEOI」という。)の目的で、税務当局情報ポータルへのサブ・ファンドの登録および登録解除に対して支払われる500米ドルの1回限りの報酬、および()主要な連絡先を提供し、関連する管轄区域のすべてのAEOI報告要件が満たされていることを確認するための、報告管轄区域毎に500米ドルの年間報酬を受け取る権利を有している。

受託会社は、サブ・ファンドの預託資産から、サブ・ファンドへのマネーロンダリング防止(以下「AML」という。)担当者の配置に対して、四半期毎に後払いされる3,000米ドルの年間報酬を受け取る権利を有している。

注記6 管理事務代行報酬、管理報酬および保管報酬ならびに副管理報酬

管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。適用されるこれらの報酬はサブ・ファンドの純資産価額の0.15%(管理会社：0.125%、副管理会社：0.025%)である。管理会社はまた、提供したサービスに関連して合理的に生じたすべての立替経費をサブ・ファンドから受け取る権利も有している。

副管理会社は、そのサービスに対して管理会社自身の資産から支払われる報酬を受け取る権利を有している。副管理会社はまた、その提供するサービスに関連して合理的に生じた立替経費を管理会社(管理会社自身の資産から)から支払を受ける権利を有している。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドにおいて発生する副管理報酬の対象となる。

注記7 販売報酬

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

適用される販売報酬は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に帰属するサブ・ファンドの純資産価額の年率0.593%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記８ 代行協会員報酬

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

適用される代行協会員報酬は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に帰属するサブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記９ 2025年２月28日現在の先渡為替取引の明細

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
12/02/2024	03/12/2025	ユーロ	46,182,922.13	米ドル	48,742,134.90	102,815,380	JP モルガン A.G.、ドイツ
12/02/2024	03/12/2025	ユーロ	28,245,707.94	米ドル	29,808,542.96	62,522,399	モルガン・スタンレー・バンク AG、ドイツ
12/02/2024	03/12/2025	英ポンド	23,930,566.54	米ドル	30,324,873.75	29,478,025	パークレイズ・バンク・アイル ランド
12/20/2024	03/12/2025	米ドル	3,063,212.78	日本円	475,000,000	14,052,784	JP モルガン A.G.、ドイツ
12/31/2024	03/12/2025	米ドル	911,174.56	日本円	141,761,577	4,649,529	JP モルガン A.G.、ドイツ
01/10/2025	03/12/2025	米ドル	612,364.65	日本円	96,250,000	4,102,376	JP モルガン A.G.、ドイツ
12/06/2024	03/12/2025	日本円	250,000,000	米ドル	1,685,711.84	3,663,142	パークレイズ・バンク・アイル ランド
02/11/2025	03/12/2025	米ドル	1,612,753.35	英ポンド	1,300,000.00	3,606,682	パークレイズ・バンク・アイル ランド
01/30/2025	03/12/2025	米ドル	989,660.46	日本円	152,000,000	3,077,523	パークレイズ・バンク・アイル ランド
12/04/2024	03/12/2025	日本円	170,000,000	米ドル	1,139,253.50	1,432,991	パークレイズ・バンク・アイル ランド
12/02/2024	03/12/2025	豪ドル	322,540.96	米ドル	208,899.07	1,252,271	パークレイズ・バンク・アイル ランド
12/02/2024	03/12/2025	日本円	86,020,003	米ドル	579,262.52	1,146,467	パークレイズ・バンク・アイル ランド
02/20/2025	03/12/2025	豪ドル	300,000.00	米ドル	191,595.51	757,782	JP モルガン A.G.、ドイツ
01/07/2025	03/12/2025	米ドル	789,749.23	英ポンド	630,000.00	516,317	モルガン・スタンレー・バンク AG、ドイツ
02/21/2025	03/12/2025	日本円	87,000,000	米ドル	579,409.66	188,612	モルガン・スタンレー・バンク AG、ドイツ
12/31/2024	03/12/2025	ユーロ	231,662.91	米ドル	241,838.84	115,230	パークレイズ・バンク・アイル ランド
12/06/2024	03/12/2025	豪ドル	30,000.00	米ドル	19,334.50	102,104	パークレイズ・バンク・アイル ランド
12/20/2024	03/12/2025	豪ドル	300,000.00	米ドル	187,206.63	97,351	パークレイズ・バンク・アイル ランド
12/31/2024	03/12/2025	米ドル	200,227.66	豪ドル	322,349.25	34,649	JP モルガン A.G.、ドイツ
12/19/2024	03/12/2025	豪ドル	30,000.00	米ドル	18,745.30	13,442	パークレイズ・バンク・アイル ランド
01/31/2025	03/12/2025	ユーロ	151,313.99	米ドル	157,525.46	9,793	JP モルガン A.G.、ドイツ
合計						233,634,849	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
12/20/2024	03/12/2025	日本円	470,000,000	米ドル	3,029,916.62	(14,063,136)	JP モルガン A.G.、ドイツ
01/07/2025	03/12/2025	日本円	90,000,000	米ドル	574,892.23	(3,491,164)	JP モルガン A.G.、ドイツ
12/03/2024	03/12/2025	米ドル	1,105,678.44	日本円	163,000,000	(3,380,671)	パークレイズ・バンク・アイル ランド
12/06/2024	03/12/2025	米ドル	1,290,929.00	日本円	192,000,000	(2,256,871)	パークレイズ・バンク・アイル ランド
01/31/2025	03/12/2025	日本円	91,000,000	米ドル	590,877.51	(2,085,725)	モルガン・スタンレー・バンク AG、ドイツ
01/16/2025	03/12/2025	日本円	61,500,000	米ドル	397,129.77	(1,740,566)	パークレイズ・バンク・アイル ランド・ピーエルシー、アイル ランド
12/03/2024	03/12/2025	米ドル	607,216.68	ユーロ	575,000.00	(1,333,255)	パークレイズ・バンク・アイル ランド
02/20/2025	03/12/2025	米ドル	1,470,642.60	日本円	220,000,000	(1,299,877)	JP モルガン A.G.、ドイツ
01/21/2025	03/12/2025	日本円	45,000,000	米ドル	291,415.71	(1,148,244)	モルガン・スタンレー・バンク AG、ドイツ
02/11/2025	03/12/2025	日本円	89,000,000	米ドル	585,963.09	(825,239)	パークレイズ・バンク・アイル ランド
12/04/2024	03/12/2025	米ドル	696,945.59	英ポンド	550,000.00	(675,123)	パークレイズ・バンク・アイル ランド
12/04/2024	03/12/2025	米ドル	305,316.21	ユーロ	290,000.00	(532,148)	パークレイズ・バンク・アイル ランド
02/19/2025	03/12/2025	日本円	59,000,000	米ドル	389,354.44	(410,585)	JP モルガン A.G.、ドイツ
01/31/2025	03/12/2025	英ポンド	158,236.60	米ドル	196,547.90	(402,468)	パークレイズ・バンク・アイル ランド
12/18/2024	03/12/2025	日本円	31,000,000	米ドル	203,747.74	(340,376)	JP モルガン A.G.、ドイツ
12/31/2024	03/12/2025	英ポンド	240,277.88	米ドル	301,124.65	(209,040)	パークレイズ・バンク・アイル ランド
01/31/2025	03/12/2025	米ドル	118,422.92	豪ドル	189,912.29	(48,604)	JP モルガン A.G.、ドイツ
合計						(34,243,092)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-豪ドルクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/04/2025	03/11/2025	米ドル	5,174,600.00	豪ドル	8,339,477.63	1,710,401	JP モルガン・チェース、東京
合計						1,710,401	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/04/2025	03/11/2025	米ドル	8,023,000.00	豪ドル	12,930,009.86	2,651,905	JP モルガン・チェース、東京
合計						2,651,905	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-ブラジル・リアルクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
02/04/2025	03/11/2025	米ドル	6,670,100.00	ブラジル・ リアル	38,653,896.51	(15,122,540)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(15,122,540)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-ユーロクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/04/2025	03/11/2025	米ドル	89,000.00	ユーロ	86,040.22	79,722	JP モルガン・チェース、東京
02/18/2025	03/11/2025	ユーロ	3,700.00	米ドル	3,875.98	3,901	JP モルガン・チェース、東京
合計						83,623	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-日本円クラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/04/2025	03/11/2025	米ドル	30,103,400.00	日本円	4,656,646,780	126,142,346	JP モルガン・チェース、東京
02/21/2025	03/11/2025	日本円	129,202,000	米ドル	865,112.79	995,829	JP モルガン・チェース、東京
合計						127,138,175	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-メキシコ・ペソクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/20/2025	03/11/2025	メキシコ・ペソ	15,612,000.00	米ドル	763,758.40	685,639	JP モルガン・チェース、東京
合計						685,639	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
02/04/2025	03/11/2025	米ドル	3,904,500.00	メキシコ・ペソ	80,071,689.93	(1,604,260)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(1,604,260)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-資源国通貨バスケットクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/04/2025	03/11/2025	米ドル	72,400.00	南アフリカ・ランド	1,361,231.50	123,966	JP モルガン・チェース、東京
02/04/2025	03/11/2025	米ドル	72,400.00	豪ドル	116,681.13	23,931	
合計						147,897	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 日本円	取引相手
02/04/2025	03/11/2025	米ドル	72,400.00	ブラジル・リアル	419,565.24	(164,145)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(164,145)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-トルコ・リラクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 日本円	取引相手
02/04/2025	03/11/2025	米ドル	2,535,800.00	トルコ・リラ	93,991,709.22	1,597,733	JP モルガン・チェース、東京
合計						1,597,733	

注記10 分配金

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

豪ドルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2024	03/11/2024	20	2,260,169	日本円
04/05/2024	04/11/2024	20	2,245,934	日本円
05/07/2024	05/14/2024	20	2,177,360	日本円
06/05/2024	06/11/2024	20	2,165,897	日本円
07/05/2024	07/11/2024	20	2,131,984	日本円
08/05/2024	08/09/2024	20	2,040,137	日本円
09/05/2024	09/11/2024	20	1,998,106	日本円
10/07/2024	10/11/2024	20	1,998,106	日本円
11/05/2024	11/12/2024	20	1,984,457	日本円
12/05/2024	12/11/2024	20	1,964,114	日本円
01/06/2025	01/10/2025	20	1,922,081	日本円
02/05/2025	02/12/2025	20	1,896,170	日本円
			24,784,515	

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2024	03/11/2024	0.000030	72,813.08	豪ドル
04/05/2024	04/11/2024	0.000030	71,435.17	豪ドル
05/07/2024	05/14/2024	0.000030	70,675.51	豪ドル
06/05/2024	06/11/2024	0.000030	71,378.93	豪ドル
07/05/2024	07/11/2024	0.000030	70,462.13	豪ドル
08/05/2024	08/09/2024	0.000030	69,737.24	豪ドル
09/05/2024	09/11/2024	0.000030	68,621.10	豪ドル
10/07/2024	10/11/2024	0.000030	68,828.69	豪ドル
11/05/2024	11/12/2024	0.000030	68,320.10	豪ドル
12/05/2024	12/11/2024	0.000030	67,274.49	豪ドル
01/06/2025	01/10/2025	0.000030	66,980.71	豪ドル
02/05/2025	02/12/2025	0.000030	66,771.66	豪ドル
			833,298.81	

ブラジル・リアルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2024	03/11/2024	21	10,971,533	日本円
04/05/2024	04/11/2024	21	9,884,454	日本円
05/07/2024	05/14/2024	21	9,942,019	日本円
06/05/2024	06/11/2024	21	9,144,607	日本円
07/05/2024	07/11/2024	21	9,174,342	日本円
08/05/2024	08/09/2024	21	8,914,552	日本円
09/05/2024	09/11/2024	21	8,795,297	日本円
10/07/2024	10/11/2024	21	8,372,717	日本円
11/05/2024	11/12/2024	21	8,298,877	日本円
12/05/2024	12/11/2024	21	7,978,048	日本円
01/06/2025	01/10/2025	21	7,774,207	日本円
02/05/2025	02/12/2025	21	7,618,015	日本円
			106,868,668	

ユーロクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2024	03/11/2024	25	4,666	日本円
04/05/2024	04/11/2024	25	4,666	日本円
05/07/2024	05/14/2024	25	4,666	日本円
06/05/2024	06/11/2024	25	28,349	日本円
07/05/2024	07/11/2024	25	28,349	日本円
08/05/2024	08/09/2024	25	28,349	日本円
09/05/2024	09/11/2024	25	28,349	日本円
10/07/2024	10/11/2024	25	28,349	日本円
11/05/2024	11/12/2024	25	27,380	日本円
12/05/2024	12/11/2024	25	27,380	日本円
01/06/2025	01/10/2025	25	27,380	日本円
02/05/2025	02/12/2025	25	27,380	日本円
			265,263	

日本円クラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2024	03/11/2024	13	11,647,994	日本円
04/05/2024	04/11/2024	13	11,605,633	日本円
05/07/2024	05/14/2024	13	9,774,733	日本円
06/05/2024	06/11/2024	13	9,698,799	日本円
07/05/2024	07/11/2024	13	9,657,944	日本円
08/05/2024	08/09/2024	13	9,593,700	日本円
09/05/2024	09/11/2024	13	9,461,578	日本円
10/07/2024	10/11/2024	13	9,439,218	日本円
11/05/2024	11/12/2024	13	9,345,314	日本円
12/05/2024	12/11/2024	13	9,212,874	日本円
01/06/2025	01/10/2025	13	8,977,298	日本円
02/05/2025	02/12/2025	13	8,843,783	日本円
			117,258,868	

メキシコ・ペソクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2024	03/11/2024	40	3,368,240	日本円
04/05/2024	04/11/2024	40	3,368,240	日本円
05/07/2024	05/14/2024	40	3,586,989	日本円
06/05/2024	06/11/2024	40	3,612,118	日本円
07/05/2024	07/11/2024	40	3,752,570	日本円
08/05/2024	08/09/2024	40	3,803,402	日本円
09/05/2024	09/11/2024	40	3,709,903	日本円
10/07/2024	10/11/2024	40	3,636,403	日本円
11/05/2024	11/12/2024	40	3,636,403	日本円
12/05/2024	12/11/2024	40	3,636,403	日本円
01/06/2025	01/10/2025	40	3,612,966	日本円
02/05/2025	02/12/2025	40	3,532,298	日本円
			43,255,935	

資源国通貨バスケットクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2024	03/11/2024	35	176,575	日本円
04/05/2024	04/11/2024	35	171,312	日本円
05/07/2024	05/14/2024	35	168,714	日本円
06/05/2024	06/11/2024	35	228,570	日本円
07/05/2024	07/11/2024	35	228,570	日本円
08/05/2024	08/09/2024	35	228,570	日本円
09/05/2024	09/11/2024	35	228,570	日本円
10/07/2024	10/11/2024	35	228,570	日本円
11/05/2024	11/12/2024	35	228,570	日本円
12/05/2024	12/11/2024	35	227,253	日本円
01/06/2025	01/10/2025	35	227,253	日本円
02/05/2025	02/12/2025	35	227,253	日本円
			2,569,780	

トルコ・リラクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2024	03/11/2024	11	13,147,198	日本円
04/05/2024	04/11/2024	11	12,586,927	日本円
05/07/2024	05/14/2024	11	12,776,582	日本円
06/05/2024	06/11/2024	11	12,903,435	日本円
07/05/2024	07/11/2024	11	12,905,506	日本円
08/05/2024	08/09/2024	11	13,089,145	日本円
09/05/2024	09/11/2024	11	13,240,608	日本円
10/07/2024	10/11/2024	11	12,817,625	日本円
11/05/2024	11/12/2024	11	12,817,625	日本円
12/05/2024	12/11/2024	11	12,799,713	日本円
01/06/2025	01/10/2025	11	6,608,732	日本円
02/05/2025	02/12/2025	11	6,557,781	日本円
			142,250,877	

米ドルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2024	03/11/2024	90	37,664,028	日本円
04/05/2024	04/11/2024	90	36,094,292	日本円
06/05/2024	06/11/2024	90	38,779,895	日本円
07/05/2024	07/11/2024	90	38,525,032	日本円
08/05/2024	08/09/2024	90	38,332,711	日本円
09/05/2024	09/11/2024	90	37,836,175	日本円
11/05/2024	11/12/2024	90	35,710,428	日本円
12/05/2024	12/11/2024	90	34,901,040	日本円
01/06/2025	01/10/2025	90	34,210,541	日本円
02/05/2025	02/12/2025	90	33,841,796	日本円
05/07/2024	05/14/2024	90	38,782,194	日本円
10/07/2024	10/11/2024	90	37,325,740	日本円
			442,003,872	

米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2024	03/11/2024	0.000040	557,740.06	米ドル
04/05/2024	04/11/2024	0.000040	558,363.40	米ドル
05/07/2024	05/14/2024	0.000040	556,663.64	米ドル
06/05/2024	06/11/2024	0.000040	567,977.18	米ドル
07/05/2024	07/11/2024	0.000040	569,188.26	米ドル
08/05/2024	08/09/2024	0.000040	568,711.15	米ドル
09/05/2024	09/11/2024	0.000040	572,529.98	米ドル
10/07/2024	10/11/2024	0.000040	565,834.04	米ドル
11/05/2024	11/12/2024	0.000040	568,806.41	米ドル
12/05/2024	12/11/2024	0.000040	564,939.01	米ドル
01/06/2025	01/10/2025	0.000040	574,310.63	米ドル
02/05/2025	02/12/2025	0.000040	575,627.58	米ドル
			6,800,691.34	

注記11 投資ポートフォリオの増減

2025年２月28日に終了した会計年度におけるポートフォリオの増減の詳細は、請求により、トラストの
管理会社の登記事務所にて無料で入手できる。

注記12 後発事象

当会計年度終了後に発生した財務書類上開示が要求される重要な後発事象はない。

[次へ](#)

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT FEBRUARY 28, 2025

	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND JPY
ASSETS	
Investments in securities at cost value (note 2)	25,134,745,527
Unrealized appreciation/(depreciation)	3,444,588,344
Investments in securities at market value (note 2)	28,579,333,871
Cash at banks (note 2)	401,296,469
Interest receivable (note 2)	379,319,305
Receivable for units subscribed	36,000,000
Receivable on investments sold	7,868,881
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts (notes 2, 9)	367,650,222
Prepaid expenses	641,623
Total Assets	29,772,110,371
LIABILITIES	
Accrued expenses (note 3)	(76,289,591)
Overdraft at brokers (note 2)	(1,506,949)
Payable for units redeemed	(4,000,000)
Unrealized depreciation on forward foreign exchange contracts (notes 2, 9)	(51,134,037)
Total Liabilities	(132,930,577)
TOTAL NET ASSETS	29,639,179,794

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND	JPY
UNITS OUTSTANDING		
AUD Class Units		94,808.4847
AUD-Hedged AUD Class Units		2,209,919,675
BRL Class Units		359,833.2588
EUR Class Units		1,039.5100
JPY Class Units		662,208.5633
MXN Class Units		71,764.0105
Resources Currency Basket Class Units		6,492.9500
TRY Class Units		592,931.9065
USD Class Units		379,682.6491
USD-Hedged USD Class Units		14,226,754,129
NET ASSET VALUE PER UNIT		
AUD Class Units		8,310
AUD-Hedged AUD Class Units (expressed in AUD)		0.005843
BRL Class Units		2,747
EUR Class Units		12,491
JPY Class Units		6,894
MXN Class Units		6,710
Resources Currency Basket Class Units		5,076
TRY Class Units		636
USD Class Units		16,824
USD-Hedged USD Class Units (expressed in USD)		0.006901

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 28, 2025

	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND JPY
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	32,482,017,889
INCOME	
Dividends, net (note 2)	5,264,229
Interest on bank account (note 2)	23,348,518
Interest on bonds, net (note 2)	1,220,487,214
Other income	296,523
Total Income	1,249,396,484
EXPENSES	
Administration, Management and Custodian fees (note 6)	(39,440,899)
Agent Company fees (note 8)	(8,043,144)
Distribution fees (note 7)	(95,453,600)
Interest paid on overdraft	(5,993,666)
Investment Management fees (note 4)	(207,416,430)
Other fees	(6,261,821)
Professional fees	(14,381,899)
Sub-custodian fees (note 6)	(1,518,523)
Sub-manager fees (note 6)	(7,887,982)
Trustee fees (note 5)	(3,168,534)
Total Expenses	(389,566,498)
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	859,829,986
Net realized gain/(loss) on investments (note 2)	1,297,038,362
Net realized gain/(loss) on currencies and forward foreign exchange contracts (note 2)	(324,522,744)
NET REALIZED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	972,515,618
Change in net unrealized appreciation/depreciation:	
- on investments	56,938,086
- on forward foreign exchange contracts (note 2)	448,758,854
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities (note 2)	(7,682,485)
	498,014,455
INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	2,330,360,059

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 28, 2025 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND
	JPY
Subscriptions	
AUD Class Units	-
AUD-Hedged AUD Class Units	64,619,133
BRL Class Units	80,000,000
EUR Class Units	12,400,000
JPY Class Units	146,500,000
MXN Class Units	90,000,000
Resources Currency Basket Class Units	9,500,000
TRY Class Units	74,000,000
USD Class Units	772,200,000
USD-Hedged USD Class Units	1,912,275,463
Redemptions	
AUD Class Units	(159,000,000)
AUD-Hedged AUD Class Units	(193,782,764)
BRL Class Units	(571,000,000)
EUR Class Units	(1,600,000)
JPY Class Units	(1,740,000,000)
MXN Class Units	(162,000,000)
Resources Currency Basket Class Units	(1,400,000)
TRY Class Units	(463,000,000)
USD Class Units	(1,425,000,000)
USD-Hedged USD Class Units	(1,624,397,043)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 28, 2025 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND JPY
Dividends (note 10)	
AUD Class Units	(24,784,515)
AUD-Hedged AUD Class Units	(82,856,447)
BRL Class Units	(106,868,668)
EUR Class Units	(265,263)
JPY Class Units	(117,258,868)
MXN Class Units	(43,255,935)
Resources Currency Basket Class Units	(2,569,780)
TRY Class Units	(142,250,877)
USD Class Units	(442,003,872)
USD-Hedged USD Class Units	(1,031,398,718)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	29,639,179,794

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS (UNAUDITED)

	Year ended February 28, 2025	Year ended February 29, 2024	Year ended February 28, 2023
AUD Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	113,008.4675	126,373.2915	154,856.3340
Number of units issued	-	-	-
Number of units redeemed	(18,199.9828)	(13,364.8240)	(28,483.0425)
Number of units outstanding at the end of the year	94,808.4847	113,008.4675	126,373.2915
AUD-Hedged AUD Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	2,431,182,324	3,017,296,012	3,643,987,258
Number of units issued	110,813,775	192,336,350	167,647,815
Number of units redeemed	(332,076,424)	(778,450,038)	(794,339,061)
Number of units outstanding at the end of the year	2,209,919,675	2,431,182,324	3,017,296,012
BRL Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	525,666.2818	405,429.6168	460,977.8591
Number of units issued	27,963.0031	185,004.4295	13,801.2618
Number of units redeemed	(193,796.0261)	(64,767.7645)	(69,349.5041)
Number of units outstanding at the end of the year	359,833.2588	525,666.2818	405,429.6168
EUR Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	219.1451	468.1749	1,399.6776
Number of units issued	947.32530	86.8055	32.5223
Number of units redeemed	(126.96040)	(335.8353)	(964.0250)
Number of units outstanding at the end of the year	1,039.5100	219.1451	468.1749
JPY Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	895,999.5339	892,954.3457	865,247.2947
Number of units issued	21,290.8543	131,045.9934	84,897.7160
Number of units redeemed	(255,081.8249)	(128,000.8052)	(57,190.6650)
Number of units outstanding at the end of the year	662,208.5633	895,999.5339	892,954.3457

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS (UNAUDITED) (continued)

	Year ended February 28, 2025	Year ended February 29, 2024	Year ended February 28, 2023
MXN Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	84,205.9991	94,357.4200	95,751.2870
Number of units issued	11,781.8521	35,063.5597	-
Number of units redeemed	(24,223.8407)	(45,214.9806)	(1,393.8670)
Number of units outstanding at the end of the year	71,764.0105	84,205.9991	94,357.4200
Resources Currency Basket Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	5,044.9881	5,582.9371	9,790.8509
Number of units issued	1,710.1710	-	190.6375
Number of units redeemed	(262.2091)	(537.9490)	(4,398.5513)
Number of units outstanding at the end of the year	6,492.9500	5,044.9881	5,582.9371
RUB Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	-	-	65,556.8823
Number of units issued	-	-	-
Number of units redeemed	-	-	(65,556.8823)
Number of units outstanding at the end of the year	-	-	-
TRY Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	1,195,199.8330	1,212,289.5397	1,495,832.4703
Number of units issued	121,940.4901	52,572.3799	180,187.6282
Number of units redeemed	(724,208.4166)	(69,662.0866)	(463,730.5588)
Number of units outstanding at the end of the year	592,931.9065	1,195,199.8330	1,212,289.5397
USD Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	418,489.1946	317,849.6028	314,091.8493
Number of units issued	46,081.4466	133,806.6911	56,629.5306
Number of units redeemed	(84,887.9921)	(33,167.0993)	(52,871.7771)
Number of units outstanding at the end of the year	379,682.6491	418,489.1946	317,849.6028

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS (UNAUDITED) (continued)

	Year ended February 28, 2025	Year ended February 29, 2024	Year ended February 28, 2023
USD-Hedged USD Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	13,960,842,293	15,137,641,800	16,954,875,413
Number of units issued	1,821,641,561	1,777,427,897	869,774,769
Number of units redeemed	(1,555,729,725)	(2,954,227,404)	(2,687,008,382)
Number of units outstanding at the end of the year	14,226,754,129	13,960,842,293	15,137,641,800

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

STATISTICAL INFORMATION (UNAUDITED)

	Year ended February 28, 2025	Year ended February 29, 2024	Year ended February 28, 2023
AUD Class Units (expressed in JPY)			
Net asset value per unit at the end of the year	8,310	8,209	7,415
Total Net Assets	787,889,648	927,707,138	937,080,815
AUD-Hedged AUD Class Units (expressed in AUD)			
Net asset value per unit at the end of the year	0.005843	0.005791	0.005788
Total Net Assets	12,912,919.77	14,078,440.52	17,463,954.23
BRL Class Units (expressed in JPY)			
Net asset value per unit at the end of the year	2,747	3,113	2,559
Total Net Assets	988,394,545	1,636,597,832	1,037,578,146
EUR Class Units (expressed in JPY)			
Net asset value per unit at the end of the year	12,491	12,302	10,530
Total Net Assets	12,984,702	2,695,908	4,929,867
JPY Class Units (expressed in JPY)			
Net asset value per unit at the end of the year	6,894	6,822	6,844
Total Net Assets	4,565,349,116	6,112,632,783	6,111,326,183
MXN Class Units (expressed in JPY)			
Net asset value per unit at the end of the year	6,710	7,418	5,839
Total Net Assets	481,515,557	624,653,407	550,956,576
Resources Currency Basket Class Units (expressed in JPY)			
Net asset value per unit at the end of the year	5,076	5,194	4,656
Total Net Assets	32,956,877	26,202,905	25,995,474

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

STATISTICAL INFORMATION (UNAUDITED) (continued)

	Year ended February 28, 2025	Year ended February 29, 2024	Year ended February 28, 2023
TRY Class Units (expressed in JPY)			
Net asset value per unit at the end of the year	636	576	665
Total Net Assets	377,008,670	688,945,283	806,601,741
USD Class Units (expressed in JPY)			
Net asset value per unit at the end of the year	16,824	16,298	14,636
Total Net Assets	6,387,691,161	6,820,522,930	4,652,035,661
USD-Hedged USD Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	0.006901	0.006829	0.006803
Total Net Assets	98,179,757.83	95,342,308.40	102,983,759.83
Total Net Assets of the Series Trust (expressed in JPY)	29,639,179,794	32,482,017,889	29,758,741,839

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2025

NOTE 1 GENERAL

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST (the “Trust”) is an umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands by a trust deed made on May 21, 2010 between CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited (Formerly named FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (the “Trustee”) and Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the “Manager”).

The Trust has the following Series Trust and Classes as at February 28, 2025:

- TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

- AUD Class Units
- AUD-Hedged AUD Class Units
- BRL Class Units
- EUR Class Units
- JPY Class Units
- MXN Class Units
- Resources Currency Basket Class Units
- RUB Class Units (dormant since December 7, 2022)
- TRY Class Units
- USD Class Units
- USD-Hedged USD Class Units

The objective of the Series Trust is primarily to seek to produce stable income gains and increase the series trust's assets over the medium to long-term through investing mainly in hybrid securities (“Hybrid Securities”), issued by financial institutions worldwide.

The Series Trust will invest in securities that, at the time of their acquisition, are rated Baa3 or above by Moody's Investors Service (“Moody's”) or BBB- or above by Standard & Poor's Rating Services (“Standard & Poor's”), or an equivalent long term rating by Fitch Ratings or any other rating agency chosen by the Sub-Investment Manager upon consultation with the Investment Manager. Investment in unrated securities will be limited to securities that are judged by the Sub-Investment Manager upon consultation with the Investment Manager to be of a grade equivalent to Baa3 or BBB-.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

In addition to investing in Hybrid Securities, the Series Trust may temporarily acquire short-term financial instruments, corporate bonds issued by financial institutions worldwide, government bonds, local government bonds, or government-guaranteed bonds, mainly for the purpose of ensuring the Series Trust's liquidity. In this case, the ratio of investment in the Hybrid Securities may decrease. In order to mitigate issuer credit risk, the series trust also plans to make diversified investments, rather than investments concentrated on specific issuers.

The Series Trust will, in principle, enter into the following currency hedging transactions:

(a) For assets denominated in currencies other than the US dollar, the Sub-Investment Manager will, in principle, hedge to the US dollar all assets denominated in currencies other than the US dollar by utilizing foreign currency forwards, non-deliverable forwards ("NDFs"), and similar derivative instruments. The Sub-Investment Manager will seek to mitigate the foreign currency risk by such currency hedging transactions with respect to USD-Hedged USD Class Units.

(b) For assets denominated in US dollar, and assets effectively denominated in US dollar after being hedged to the US dollar in accordance with (a) above, and attributable to, respectively, the AUD Class Units, the AUD-Hedged AUD Class Units, the BRL Class Units, the EUR Class Units, the JPY Class Units, the MXN Class Units, the RUB Class Units, the TRY Class Units and the Resources Currency Basket Class Units, the Investment Manager will, in principle, hedge US dollar exposure to the relevant Hedging Reference Currency by selling the relevant US dollar and buying the relevant Hedging Reference Currency through utilizing foreign currency forwards, NDFs, and similar derivative instruments to mitigate the foreign currency risk upon consideration of the difference in interest between the US dollar and the relevant Hedging Reference Currency:

(i) AUD Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the AUD Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Australian Dollar against the Japanese Yen.

(ii) AUD-Hedged AUD Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the AUD-Hedged AUD Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the US dollar against the Australian dollar.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

(iii) Resources Currency Basket Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the Resources Currency Basket Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Brazilian Real, the Australian Dollar and the South African Rand against the Japanese Yen. Exposure to each currency is intended to be approximately one-third of the Net Asset Value of this class of Units.

(iv) BRL Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the BRL Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Brazilian Real against the Japanese Yen.

(v) EUR Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the EUR Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the EURO against the Japanese Yen.

(vi) JPY Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the JPY Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the US dollar against the Japanese Yen.

(vii) MXN Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the MXN Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Mexican Peso against the Japanese Yen.

(viii) RUB Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the RUB Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Russian Ruble against the Japanese Yen. The RUB Class Units were closed for currency hedging and dormant since December 7, 2022.

(ix) TRY Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the TRY Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Turkish Lira against the Japanese Yen.

The Series Trust is hedged to the US dollar, as stated above, and is also hedged to the AUD in respect of the AUD-Hedged AUD Class Units. The Series Trust intends to mitigate the exposure to fluctuations of the US dollar against the AUD. However, the Net Asset Value may be exposed to the fluctuations of the US dollar as it is impossible to completely eliminate the US dollar exposure. In addition, when the interest rate referable to the AUD is lower than that of the US dollar, the amount equivalent to the difference in interest rates is the hedging cost.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

Currency rates may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments. As a result, the Series Trust's investments in foreign currency-denominated debt securities may reduce its returns.

With respect to the AUD-Hedged AUD Class Units and the USD-Hedged USD Class Units, if a subscription for Units is made in Japanese Yen, the Japanese Yen amount which the Unitholders may receive when repurchasing the Units may be less than the Japanese Yen amount invested by the Unitholders, due to fluctuations in exchange rates between Japanese Yen and Australian Dollar or US dollar since the net asset value of AUD-Hedged AUD Class Units and USD-Hedged USD Class Units are calculated in Australian Dollar or US dollar, respectively

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Presentation of financial statements

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

The financial statements of the Trust have been prepared under the going concern basis of accounting.

The financial statements of the Trust as at February 28, 2025 have been prepared as described below:

Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash in current accounts.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

Investment Valuation

The assets of the Trust are valued as follows:

Investments listed on a stock exchange or traded on any other organized market shall be valued at the last available price, provided the value of any investment listed on a stock exchange, but acquired or traded at a premium or at a discount outside or off the relevant stock exchange or on an over-the counter market, shall be valued taking into account the level of premium or discount as at the date of valuation of the investment.

Unlisted securities are valued at fair market value as determined in good faith by the Manager, taking into consideration as the Manager deems appropriate, recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services.

Net realized gain/(loss) on sales of securities

The net realized gain/(loss) on the sales of securities is calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

The security transactions are accounted on their trade date.

Securities Trading

Investments are recorded on trade date basis. Realized gains and losses on options and futures are computed by use of the average cost method. As far as the realized gains and losses on bonds, they are computed by use of the average cost method.

Foreign Currency Translation

The reference currency for TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND is JPY.

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at rates of exchange prevailing at the date of the financial statements. Transactions in foreign currencies are translated at the rates of exchange prevailing on the date of the transaction. Exchange gains or losses are included in statement of operations and changes in net assets.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

Applicable currency exchange rates as at February 28, 2025 are as follows:

1 JPY =	0.010671	AUD
1 JPY =	0.038943	BRL
1 JPY =	0.006381	EUR
1 JPY =	0.005270	GBP
1 JPY =	0.136232	MXN
1 JPY =	0.242360	TRY
1 JPY =	0.006636	USD
1 JPY =	0.123246	ZAR

Valuation of forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the closing date by reference to the forward rate of exchange applicable to the outstanding life of the contract. The unrealized appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated as the difference between the contract rate and the rate to close out the contract. The realized gain or loss and the change in net unrealized appreciation or depreciation on those contracts are disclosed in the statement of operations and changes in net assets. Initial margin is held at the broker and disclosed as "Cash at brokers" or "Overdraft at brokers" in the statement of net assets.

Taxation

The Trust has received an undertaking from the Financial Secretary of the Cayman Islands that, in accordance with Section 81 of the Trusts Act (As Revised) of the Cayman Islands, for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust no laws of the Cayman Islands thereafter enacted imposing any tax or duty to be levied on income or on capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax shall apply to any property comprised in or income arising under the Trust or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No stamp duty is levied in the Cayman Islands on the transfer or repurchase of Units.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

The Trust complies with the authoritative guidance on Accounting for Income Taxes which prescribes the minimum recognition threshold a tax position must meet in connection with accounting for uncertainties in income tax positions taken or expected to be taken by an entity before being measured and recognized in the financial statements. The Investment Manager has analyzed the Trust's tax positions taken on income tax returns on all jurisdictions for all open tax years (since inception date) and has concluded that no provision for income tax is required in the Trust's financial statements. The Investment Manager is not aware of any tax events that are likely to occur in the next twelve months that would result in the amount of any unrecognized tax benefits or liabilities significantly increasing or decreasing for the Trust.

Certain dividend income and certain capital gains income realized by the Trust may be subject to income or withholding taxes in the source jurisdiction.

Income recognition

Interest income is recognized on an accrual basis.

Dividends are recorded on an ex-dividend date.

NOTE 3 ACCRUED EXPENSES

	JPY
Administration, Management and Custodian fees (note 6)	32,712,051
Agent Company fees (note 8)	1,326,500
Distribution fees (note 7)	15,682,187
Investment Management fees (note 4)	15,934,325
Other fees	1,142,365
Professional fees	5,809,231
Sub-manager fees (note 6)	3,186,868
Trustee fees (note 5)	496,064
TOTAL	76,289,591

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 4 INVESTMENT MANAGEMENT FEES

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND:

The Investment Manager is entitled to receive a fee per annum of Net Asset Value out of the Deposited Property of the Service Trust attributable to the classes:

- AUD-Hedged AUD Class Units	0.797%
- AUD Class Units	0.517%
- Resources Currency Basket Class Units	0.517%
- BRL Class Units	0.517%
- EUR Class Units	0.517%
- JPY Class Units	0.517%
- MXN Class Units	0.517%
- RUB Class Units	0.517%
- TRY Class Units	0.517%
- USD-Hedged USD Class Units	0.797%
- USD Class Units	0.517%

The Sub-Investment Manager is entitled to receive from the Investment Manager out of its own assets a fee of 0.3985% per annum of the Net Asset Value. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 5 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to receive for its own account the amount of the Trustee's Fees. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears. The Trustee's Fees applicable to the Series Trust are 0.01% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum. In addition, the Trustee is entitled to receive from the Series Trust for all out-of-pocket expenses properly incurred in performing its obligation.

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND:

The Trustee is entitled to receive out of the Deposited Property of the Series Trust, an annual fee of USD 1,500 for the provision of FATCA reporting services in respect of a maximum of 5 investors and an additional fee of USD 50 per annum per additional investor over 5 investors.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

The Trustee is entitled to receive out of the Deposited Property of the Series Trust (i) a one-off fee of USD 500 payable for the registration and de-registration of the Series Trust on the Tax Information Authority portal for the purposes of Automatic Exchange of Information (" AEOI ") and (ii) an annual fee of USD 500 per reporting jurisdiction for providing the Principal Point of Contact and ensuring all AEOI reporting requirements in the relevant jurisdictions are met.

The Trustee is entitled to receive out of the Deposited Property of the Series Trust, an annual fee of USD 3,000 payable quarterly in arrears for the provision of Anti-Money Laundering (" AML ") Officers to the Series Trust.

NOTE 6 ADMINISTRATION, MANAGEMENT, CUSTODIAN FEES AND SUB-MANAGER FEES

The Manager, Custodian and Administration fees are accrued daily and payable quarterly in arrears. These fees applicable are 0.15% (Manager: 0.125% and Sub-Manager 0.025%) of the Net Asset Value of the Series Trust. In addition, the Manager is also entitled to receive from the Series Trust for all out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services provided.

The Sub-Manager is entitled to a fee for its services payable out of the Manager's own assets. The Sub-Manager is also entitled to be paid by the Manager (out of the Manager's own assets) its out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services to be rendered by it.

The Series Trust is subject to the sub-custodian fees that are borne by the Series Trust.

NOTE 7 DISTRIBUTION FEES

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND:

The Distribution fee applicable is 0.593% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust attributable to AUD-Hedged AUD Class Units and USD-Hedged USD Class Units. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 8 AGENT COMPANY FEES

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND:

The Agent Company fee applicable is 0.05% per annum of the Net Asset Value of the Series Trust attributable to each of AUD-Hedged AUD Class Units or USD-Hedged USD Class Units. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 9 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 28, 2025

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND:

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
12/02/2024	03/12/2025	EUR	46,182,922.13	USD	48,742,134.90	102,815,380	JP MORGAN A.G., GERMANY
12/02/2024	03/12/2025	EUR	28,245,707.94	USD	29,808,542.96	62,522,399	MORGAN STANLEY BANK AG_GERMANY
12/02/2024	03/12/2025	GBP	23,930,566.54	USD	30,324,873.75	29,478,025	BARCLAYS BANK IRELAND
12/20/2024	03/12/2025	USD	3,063,212.78	JPY	475,000,000	14,052,784	JP MORGAN A.G., GERMANY
12/31/2024	03/12/2025	USD	911,174.56	JPY	141,761,577	4,649,529	JP MORGAN A.G., GERMANY
01/10/2025	03/12/2025	USD	612,364.65	JPY	96,250,000	4,102,376	JP MORGAN A.G., GERMANY
12/06/2024	03/12/2025	JPY	250,000,000	USD	1,685,711.84	3,663,142	BARCLAYS BANK IRELAND
02/11/2025	03/12/2025	USD	1,612,753.35	GBP	1,300,000.00	3,606,682	BARCLAYS BANK IRELAND
01/30/2025	03/12/2025	USD	989,660.46	JPY	152,000,000	3,077,523	BARCLAYS BANK IRELAND
12/04/2024	03/12/2025	JPY	170,000,000	USD	1,139,253.50	1,432,991	BARCLAYS BANK IRELAND
12/02/2024	03/12/2025	AUD	322,540.96	USD	208,899.07	1,252,271	BARCLAYS BANK IRELAND
12/02/2024	03/12/2025	JPY	86,020,003	USD	579,262.52	1,146,467	BARCLAYS BANK IRELAND
02/20/2025	03/12/2025	AUD	300,000.00	USD	191,595.51	757,782	JP MORGAN A.G., GERMANY
01/07/2025	03/12/2025	USD	789,749.23	GBP	630,000.00	516,317	MORGAN STANLEY BANK AG_GERMANY
02/21/2025	03/12/2025	JPY	87,000,000	USD	579,409.66	188,612	MORGAN STANLEY BANK AG_GERMANY
12/31/2024	03/12/2025	EUR	231,662.91	USD	241,838.84	115,230	BARCLAYS BANK IRELAND
12/06/2024	03/12/2025	AUD	30,000.00	USD	19,334.50	102,104	BARCLAYS BANK IRELAND
12/20/2024	03/12/2025	AUD	300,000.00	USD	187,206.63	97,351	BARCLAYS BANK IRELAND
12/31/2024	03/12/2025	USD	200,227.66	AUD	322,349.25	34,649	JP MORGAN A.G., GERMANY
12/19/2024	03/12/2025	AUD	30,000.00	USD	18,745.30	13,442	BARCLAYS BANK IRELAND
01/31/2025	03/12/2025	EUR	151,313.99	USD	157,525.46	9,793	JP MORGAN A.G., GERMANY
TOTAL						233,634,849	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
12/20/2024	03/12/2025	JPY	470,000,000 USD	3,029,916.62	(14,063,136)	JP MORGAN A.G., GERMANY
01/07/2025	03/12/2025	JPY	90,000,000 USD	574,892.23	(3,491,164)	JP MORGAN A.G., GERMANY
12/03/2024	03/12/2025	USD	1,105,678.44 JPY	163,000,000	(3,380,671)	BARCLAYS BANK IRELAND
12/06/2024	03/12/2025	USD	1,290,929.00 JPY	192,000,000	(2,256,871)	BARCLAYS BANK IRELAND
01/31/2025	03/12/2025	JPY	91,000,000 USD	590,877.51	(2,085,725)	MORGAN STANLEY BANK AG_GERMANY
01/16/2025	03/12/2025	JPY	61,500,000 USD	397,129.77	(1,740,566)	BARCLAYS BANK IRELAND PLC_IRELAND
12/03/2024	03/12/2025	USD	607,216.68 EUR	575,000.00	(1,333,255)	BARCLAYS BANK IRELAND
02/20/2025	03/12/2025	USD	1,470,642.60 JPY	220,000,000	(1,299,877)	JP MORGAN A.G., GERMANY
01/21/2025	03/12/2025	JPY	45,000,000 USD	291,415.71	(1,148,244)	MORGAN STANLEY BANK AG_GERMANY
02/11/2025	03/12/2025	JPY	89,000,000 USD	585,963.09	(825,239)	BARCLAYS BANK IRELAND
12/04/2024	03/12/2025	USD	696,945.59 GBP	550,000.00	(675,123)	BARCLAYS BANK IRELAND
12/04/2024	03/12/2025	USD	305,316.21 EUR	290,000.00	(532,148)	BARCLAYS BANK IRELAND
02/19/2025	03/12/2025	JPY	59,000,000 USD	389,354.44	(410,585)	JP MORGAN A.G., GERMANY
01/31/2025	03/12/2025	GBP	158,236.60 USD	196,547.90	(402,468)	BARCLAYS BANK IRELAND
12/18/2024	03/12/2025	JPY	31,000,000 USD	203,747.74	(340,376)	JP MORGAN A.G., GERMANY
12/31/2024	03/12/2025	GBP	240,277.88 USD	301,124.65	(209,040)	BARCLAYS BANK IRELAND
01/31/2025	03/12/2025	USD	118,422.92 AUD	189,912.29	(48,604)	JP MORGAN A.G., GERMANY
TOTAL					(34,243,092)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - AUD Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/04/2025	03/11/2025	USD	5,174,600.00 AUD	8,339,477.63	1,710,401	JP MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL					1,710,401	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - AUD-Hedged AUD Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/04/2025	03/11/2025	USD	8,023,000.00 AUD	12,930,009.86	2,651,905	JP MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL					2,651,905	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - BRL Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
02/04/2025	03/11/2025	USD	6,670,100.00	BRL	38,653,896.51	(15,122,540)	JP MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(15,122,540)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - EUR Class Units

Trade date	Settlement Date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/04/2025	03/11/2025	USD	89,000.00	EUR	86,040.22	79,722	JP MORGAN CHASE, TOKYO
02/18/2025	03/11/2025	EUR	3,700.00	USD	3,875.98	3,901	JP MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						83,623	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - JPY Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/04/2025	03/11/2025	USD	30,103,400.00	JPY	4,656,646,780	126,142,346	JP MORGAN CHASE, TOKYO
02/21/2025	03/11/2025	JPY	129,202,000	USD	865,112.79	995,829	JP MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						127,138,175	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - MXN Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/20/2025	03/11/2025	MXN	15,612,000.00	USD	763,758.40	685,639	JP MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						685,639	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
02/04/2025	03/11/2025	USD	3,904,500.00	MXN	80,071,689.93	(1,604,260)	JP MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(1,604,260)	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - Resources Currency Basket Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/04/2025	03/11/2025	USD	72,400.00	ZAR	1,361,231.50	123,966	JP MORGAN CHASE, TOKYO
02/04/2025	03/11/2025	USD	72,400.00	AUD	116,681.13	23,931	
TOTAL						147,897	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) JPY	Counterparty
02/04/2025	03/11/2025	USD	72,400.00	BRL	419,565.24	(164,145)	JP MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(164,145)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - TRY Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation JPY	Counterparty
02/04/2025	03/11/2025	USD	2,535,800.00	TRY	93,991,709.22	1,597,733	JP MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						1,597,733	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 10 DIVIDENDS

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND:

For AUD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2024	03/11/2024	20	2,260,169	JPY
04/05/2024	04/11/2024	20	2,245,934	JPY
05/07/2024	05/14/2024	20	2,177,360	JPY
06/05/2024	06/11/2024	20	2,165,897	JPY
07/05/2024	07/11/2024	20	2,131,984	JPY
08/05/2024	08/09/2024	20	2,040,137	JPY
09/05/2024	09/11/2024	20	1,998,106	JPY
10/07/2024	10/11/2024	20	1,998,106	JPY
11/05/2024	11/12/2024	20	1,984,457	JPY
12/05/2024	12/11/2024	20	1,964,114	JPY
01/06/2025	01/10/2025	20	1,922,081	JPY
02/05/2025	02/12/2025	20	1,896,170	JPY
			24,784,515	

For AUD-Hedged AUD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2024	03/11/2024	0.000030	72,813.08	AUD
04/05/2024	04/11/2024	0.000030	71,435.17	AUD
05/07/2024	05/14/2024	0.000030	70,675.51	AUD
06/05/2024	06/11/2024	0.000030	71,378.93	AUD
07/05/2024	07/11/2024	0.000030	70,462.13	AUD
08/05/2024	08/09/2024	0.000030	69,737.24	AUD
09/05/2024	09/11/2024	0.000030	68,621.10	AUD
10/07/2024	10/11/2024	0.000030	68,828.69	AUD
11/05/2024	11/12/2024	0.000030	68,320.10	AUD
12/05/2024	12/11/2024	0.000030	67,274.49	AUD
01/06/2025	01/10/2025	0.000030	66,980.71	AUD
02/05/2025	02/12/2025	0.000030	66,771.66	AUD
			833,298.81	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

For BRL Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2024	03/11/2024	21	10,971,533	JPY
04/05/2024	04/11/2024	21	9,884,454	JPY
05/07/2024	05/14/2024	21	9,942,019	JPY
06/05/2024	06/11/2024	21	9,144,607	JPY
07/05/2024	07/11/2024	21	9,174,342	JPY
08/05/2024	08/09/2024	21	8,914,552	JPY
09/05/2024	09/11/2024	21	8,795,297	JPY
10/07/2024	10/11/2024	21	8,372,717	JPY
11/05/2024	11/12/2024	21	8,298,877	JPY
12/05/2024	12/11/2024	21	7,978,048	JPY
01/06/2025	01/10/2025	21	7,774,207	JPY
02/05/2025	02/12/2025	21	7,618,015	JPY
			106,868,668	

For EUR Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2024	03/11/2024	25	4,666	JPY
04/05/2024	04/11/2024	25	4,666	JPY
05/07/2024	05/14/2024	25	4,666	JPY
06/05/2024	06/11/2024	25	28,349	JPY
07/05/2024	07/11/2024	25	28,349	JPY
08/05/2024	08/09/2024	25	28,349	JPY
09/05/2024	09/11/2024	25	28,349	JPY
10/07/2024	10/11/2024	25	28,349	JPY
11/05/2024	11/12/2024	25	27,380	JPY
12/05/2024	12/11/2024	25	27,380	JPY
01/06/2025	01/10/2025	25	27,380	JPY
02/05/2025	02/12/2025	25	27,380	JPY
			265,263	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

For JPY Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2024	03/11/2024	13	11,647,994	JPY
04/05/2024	04/11/2024	13	11,605,633	JPY
05/07/2024	05/14/2024	13	9,774,733	JPY
06/05/2024	06/11/2024	13	9,698,799	JPY
07/05/2024	07/11/2024	13	9,657,944	JPY
08/05/2024	08/09/2024	13	9,593,700	JPY
09/05/2024	09/11/2024	13	9,461,578	JPY
10/07/2024	10/11/2024	13	9,439,218	JPY
11/05/2024	11/12/2024	13	9,345,314	JPY
12/05/2024	12/11/2024	13	9,212,874	JPY
01/06/2025	01/10/2025	13	8,977,298	JPY
02/05/2025	02/12/2025	13	8,843,783	JPY
			117,258,868	

For MXN Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2024	03/11/2024	40	3,368,240	JPY
04/05/2024	04/11/2024	40	3,368,240	JPY
05/07/2024	05/14/2024	40	3,586,989	JPY
06/05/2024	06/11/2024	40	3,612,118	JPY
07/05/2024	07/11/2024	40	3,752,570	JPY
08/05/2024	08/09/2024	40	3,803,402	JPY
09/05/2024	09/11/2024	40	3,709,903	JPY
10/07/2024	10/11/2024	40	3,636,403	JPY
11/05/2024	11/12/2024	40	3,636,403	JPY
12/05/2024	12/11/2024	40	3,636,403	JPY
01/06/2025	01/10/2025	40	3,612,966	JPY
02/05/2025	02/12/2025	40	3,532,298	JPY
			43,255,935	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

For Resources Currency Basket Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2024	03/11/2024	35	176,575	JPY
04/05/2024	04/11/2024	35	171,312	JPY
05/07/2024	05/14/2024	35	168,714	JPY
06/05/2024	06/11/2024	35	228,570	JPY
07/05/2024	07/11/2024	35	228,570	JPY
08/05/2024	08/09/2024	35	228,570	JPY
09/05/2024	09/11/2024	35	228,570	JPY
10/07/2024	10/11/2024	35	228,570	JPY
11/05/2024	11/12/2024	35	228,570	JPY
12/05/2024	12/11/2024	35	227,253	JPY
01/06/2025	01/10/2025	35	227,253	JPY
02/05/2025	02/12/2025	35	227,253	JPY
			2,569,780	

For TRY Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2024	03/11/2024	11	13,147,198	JPY
04/05/2024	04/11/2024	11	12,586,927	JPY
05/07/2024	05/14/2024	11	12,776,582	JPY
06/05/2024	06/11/2024	11	12,903,435	JPY
07/05/2024	07/11/2024	11	12,905,506	JPY
08/05/2024	08/09/2024	11	13,089,145	JPY
09/05/2024	09/11/2024	11	13,240,608	JPY
10/07/2024	10/11/2024	11	12,817,625	JPY
11/05/2024	11/12/2024	11	12,817,625	JPY
12/05/2024	12/11/2024	11	12,799,713	JPY
01/06/2025	01/10/2025	11	6,608,732	JPY
02/05/2025	02/12/2025	11	6,557,781	JPY
			142,250,877	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

For USD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2024	03/11/2024	90	37,664,028	JPY
04/05/2024	04/11/2024	90	36,094,292	JPY
06/05/2024	06/11/2024	90	38,779,895	JPY
07/05/2024	07/11/2024	90	38,525,032	JPY
08/05/2024	08/09/2024	90	38,332,711	JPY
09/05/2024	09/11/2024	90	37,836,175	JPY
11/05/2024	11/12/2024	90	35,710,428	JPY
12/05/2024	12/11/2024	90	34,901,040	JPY
01/06/2025	01/10/2025	90	34,210,541	JPY
02/05/2025	02/12/2025	90	33,841,796	JPY
05/07/2024	05/14/2024	90	38,782,194	JPY
10/07/2024	10/11/2024	90	37,325,740	JPY
			442,003,872	

For USD-Hedged USD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2024	03/11/2024	0.000040	557,740.06	USD
04/05/2024	04/11/2024	0.000040	558,363.40	USD
05/07/2024	05/14/2024	0.000040	556,663.64	USD
06/05/2024	06/11/2024	0.000040	567,977.18	USD
07/05/2024	07/11/2024	0.000040	569,188.26	USD
08/05/2024	08/09/2024	0.000040	568,711.15	USD
09/05/2024	09/11/2024	0.000040	572,529.98	USD
10/07/2024	10/11/2024	0.000040	565,834.04	USD
11/05/2024	11/12/2024	0.000040	568,806.41	USD
12/05/2024	12/11/2024	0.000040	564,939.01	USD
01/06/2025	01/10/2025	0.000040	574,310.63	USD
02/05/2025	02/12/2025	0.000040	575,627.58	USD
			6,800,691.34	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT FEBRUARY 28, 2025 (continued)

NOTE 11 CHANGES IN THE INVESTMENT PORTFOLIO

A detailed schedule of portfolio changes for the year ended February 28, 2025 is available free of charge upon request at the registered office of the Manager of the Trust.

NOTE 12 SUBSEQUENT EVENTS

There are no significant events after the financial year ended requiring disclosure in the financial statements.

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2026年6月末日現在）

資産総額		46,887,800,601円	
負債総額		23,138,702,422円	
純資産総額（ - ）		23,749,098,179円	
発行済口数	米ドル建 米ドルヘッジクラス	10,814,241,183口	
	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	1,882,453,900口	
1口当たり純資産価格	米ドル建 米ドルヘッジクラス	0.006651米ドル	1.0801円
	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	0.005670豪ドル	0.6325円

（注）「発行済口数」および「1口当たり純資産価格」は、日本において募集されているクラスのみ記載している。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社を通じて日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合、（個人の場合には）本人もしくは代理人により出席し、（法人の場合には）適式に授權された代表者もしくは代理人により出席したすべての受益者が、一議決権を有する。投票の場合には、上記の各受益者または代理人により出席している受益者が、保有する受益証券一口につき一議決権を有する。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

(１) 資本金の額（2026年６月末日現在）

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル（約304億円）

発行済株式総数 5,051,655株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間ににおける資本金の増減はない。

(２) 会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、６年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長１名、また１名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役１名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

２【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の４分の３以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の４分の３を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不適切な行為もしくは重過失、詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、()ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは()管理会社の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不適切な行為もしくは重過失または詐欺を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、2026年５月末日現在、以下の投資信託の管理を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価格の合計（通貨別）
ケイマン諸島	アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド	14	3,325,105,470.98米ドル

３【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるビーディーオー オーディット ソシエテ アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2026年６月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝162.39円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2025年12月31日現在

(単位：米ドル)

資産

	注記	2025年		2024年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	31.1, 31.3	3,758,468,702	610,337,733	3,286,867,465	533,754,408
財務省証券および類似証券	31.1, 31.3	200,269,618	32,521,783	199,832,228	32,450,756
金融機関に対するローンおよび貸付金	3, 15, 31.1, 31.3	4,808,028,472	780,775,744	4,294,491,534	697,382,480
a) 要求払い		1,557,856,568	252,980,328	2,066,200,527	335,530,304
b) その他のローンおよび貸付金		3,250,171,904	527,795,415	2,228,291,007	361,852,177
顧客に対するローンおよび貸付金	31.1, 31.3	251,052	40,768	4,714,184	765,536
株式およびその他の変動利回り有価証券		0	0	0	0
固定資産	4	4,458,441	724,006	3,903,373	633,869
その他の資産	5	1,351	219	828	134
前払金および未収収益	6, 15	76,260,863	12,384,002	101,694,508	16,514,171
資産合計	7	8,847,738,499	1,436,784,255	7,891,504,120	1,281,501,354

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表（続き）
2025年12月31日現在
（単位：米ドル）

負債

	注記	2025年		2024年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する未払金	15,31.1	3,107,215,675	504,580,753	2,506,417,471	407,017,133
a) 要求払い		3,107,215,675	504,580,753	2,506,417,471	407,017,133
b) 合意済み満期日付		0	0	0	0
顧客に対する未払金	8,15,31.1	4,795,789,514	778,788,259	4,535,446,327	736,511,129
a) 要求払い		4,572,644,014	742,551,661	4,535,446,327	736,511,129
b) 合意済み満期日付		223,145,500	36,236,598	0	0
その他の負債	9	1,316,441	213,777	1,192,954	193,724
未払金および繰延利益	10,15	42,042,303	6,827,250	37,659,075	6,115,457
引当金		22,509,864	3,655,377	45,239,623	7,346,462
a) 納税引当金	11	19,547,398	3,174,302	42,603,767	6,918,426
b) その他の引当金	12	2,962,466	481,075	2,635,856	428,037
発行済資本	13	187,117,966	30,386,086	187,117,966	30,386,086
準備金	14	577,902,940	93,845,658	463,212,940	75,221,149
繰越損益	14	527,764	85,704	470,846	76,461
当期利益		113,316,032	18,401,390	114,746,918	18,633,752
負債合計	16	8,847,738,499	1,436,784,255	7,891,504,120	1,281,501,354

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

オフ・バランス・シート項目

2025年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	2025年		2024年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	17,31.1	107,227	17,413	89,985	14,613
内訳:					
保証金および担保証券として 差入れた資産		107,227	17,413	89,985	14,613
信託運用	20	56,368,677,313	9,153,709,509	46,487,696,372	7,549,137,014

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2025年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2025年		2024年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
利息収益および類似収益		322,448,235	52,362,369	334,798,656	54,367,954
内訳：					
- 金融機関および顧客に対する未払金について受領された利息		16,145	2,622	170,130	27,627
- 固定利付証券から		8,679,713	1,409,499	839,678	136,355
- 為替スワップからの金利差益		75,888,154	12,323,477	42,495,059	6,900,773
支払利息および類似費用		(192,435,252)	(31,249,561)	(217,563,057)	(35,330,065)
内訳：					
- ローンおよび貸付金ならびに金融機関における残高について支払われた負の利息		(58,979)	(9,578)	(226,173)	(36,728)
- 為替スワップからの金利差損		(1,225,907)	(199,075)	(2,772,774)	(450,271)
有価証券からの収益		0	0	0	0
株式およびその他の変動利回り 有価証券からの収益		0	0	0	0
手数料収益	21	120,512,567	19,570,036	121,307,445	19,699,116
支払手数料		(35,420,630)	(5,751,956)	(31,659,133)	(5,141,127)
金融業務の純利益		4,917,345	798,528	5,462,993	887,135
その他の事業収益	22	4,142,643	672,724	6,648,265	1,079,612
一般管理費用		(66,050,992)	(10,726,021)	(58,406,260)	(9,484,593)
a) スタッフ費用	24,25	(31,997,105)	(5,196,010)	(27,010,900)	(4,386,300)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(22,221,731)	(3,608,587)	(21,603,840)	(3,508,248)
- 社会保障費		(3,097,388)	(502,985)	(2,394,518)	(388,846)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,855,974)	(301,392)	(1,584,280)	(257,271)
b) その他の一般管理費用	26,30	(34,053,887)	(5,530,011)	(31,395,360)	(5,098,293)

有形および無形資産に関する価値調整		(1,809,042)	(293,770)	(1,338,269)	(217,322)
その他の事業費用	23	(3,650,797)	(592,853)	(4,860,403)	(789,281)
経常収益にかかる税金	11,27.1	(35,963,929)	(5,840,182)	(37,869,782)	(6,149,674)
税引後経常収益		116,690,148	18,949,313	116,520,455	18,921,757
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(3,374,116)	(547,923)	(1,773,537)	(288,005)
当期利益		113,316,032	18,401,390	114,746,918	18,633,752

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

財務諸表に対する注記

2025年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(以下「MTFG」という。)は、株式会社UFJホールディングス(以下「UFJ」という。)と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という。)となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「MUGC」という。)に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、当行の資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。当行の主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスを所在地とする外国支店を開設した。ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のEU規則に準拠して、金融機関に907648番で登録された。

2016年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「MIBL」という。)へ変更した。

2017年5月31日付で、三菱UFJ信託銀行株式会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の議決権付株式の100%を取得した。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループの専務取締役および社外取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他のすべての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

当行の取締役会は、当行が継続企業として存続できるかどうかについて評価を行い、当行が、当面の間、業務を継続する資源を有していることに満足している。さらに、取締役会は、当行の継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせるような重大な不確実性を認識していない。そのため、財務書類は、引き続き継続企業ベースで作成されている。

注 2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、すべての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、すべての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる未実現損益の場合、期末に中立化される。

2025年12月31日現在使用された主な外国為替レートは以下の通りである。

1 米ドル	=	0.8732	英ポンド
1 米ドル	=	156.7449	日本円
1 米ドル	=	0.8515	ユーロ

2.3. 金融商品

2.3.1 債務証券 - 財務省証券

債務証券への投資は、取引費用を含む取得原価で計上される。債務証券を満期まで保有する意図があり、契約上のキャッシュ・フローの回収のみを目的として保有されている場合、すなわち元本支払および利息の受け取りのみを目的として保有されている場合、償却原価で分類される。これらの金融資産からの受取利息は、実効金利法を使用して利息収益および類似収益に含まれる。

貸借対照表日の債務証券の時価が取得原価を下回り、この下落が恒久的であるとみなされる場合、価値調整が計上される。価格の下落が恒久的でないといみなされる場合、調整は行われない。時価が取得原価を上回る場合、減損調整は計上されない。

債務証券は、契約上のキャッシュ・フローに対する権利が失効した時点で認識が中止される。

2.3.2 デリバティブ

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。2025年度に計上された先渡取引の未実現損失に対する引当金はない（2024年：0米ドル）。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、財務書類作成日にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2025年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった（2024年：0米ドル）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

- ・ハードウェア機器：４年
- ・ソフトウェア：４年および５年
- ・その他の無形資産：５年
- ・その他の有形資産：１０年
- ・のれん：５年

2.9. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。納税引当金は、当行が設定した見積引当金と最終的な租税査定通知がまだ受領されていない会計年度の前払金の差額に等しい。

2.10. 前払金および未収収益

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.11. 未払金および繰延利益

かかる負債項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した収益を含む。

2.12. 引当金

引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

2.13. 収益の認識

当行の主な収入源は、利息および手数料収益で構成される。当行は、顧客に提供する幅広いサービスから報酬および手数料収益を獲得する。

収益は、一般に、サービスが提供される期間にわたって関連するサービスが履行または認識される時点で計上される。

注３ 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、額面価格で表示され、残存期間別に以下のとおりである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
３か月以下	2,801,357,830	2,655,900,236
３か月超１年以下	2,006,670,642	1,638,591,298
	<u>4,808,028,472</u>	<u>4,294,491,534</u>

注４ 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
１．有形資産	1,727,221	184,277	0	232,258	2,143,756	1,415,077	728,679
a) ハードウェア	608,987	100,028	0	81,718	790,733	652,466	138,267
b) その他付属品、 家具、機器、 車両	1,118,234	84,249	0	150,540	1,353,023	762,611	590,412
２．無形資産	20,617,076	1,717,681	0	2,505,479	24,839,747	21,109,985	3,729,762
a) ソフトウェア	18,671,637	1,717,681	0	2,505,479	22,894,308	19,164,546	3,729,762
b) 有価約因に 基づいて取得 したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
固定資産合計	22,344,297	1,901,958	0	2,737,737	26,983,503	22,525,062	4,458,441

有価約因に基づいて取得したのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注５ その他の資産

	2025年 ドル	2024年 米ドル
その他の資産	1,351	828
	<u>1,351</u>	<u>828</u>

注６ 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
未収利息	45,906,135	51,215,873
スワップに係る未収利息	1,260,473	1,016,193
管理会社手数料	832,658	746,915
信託業務手数料	1,237,414	1,141,795
全体保管手数料	6,770,840	8,924,903
投資ファンド手数料	12,281,965	9,463,198
その他の未収収益	4,864,145	2,037,276
その他の手数料	0	1,333,062
その他の前払金	0	0
外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化（注2.2）	0	24,854,537
前払一般経費	1,500,995	985,936
前払法人税	21,092	114,246
未収還付付加価値税（VAT）	1,585,146	(139,426)
	<u>76,260,863</u>	<u>101,694,508</u>

注７ 外貨建て資産

2025年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、5,128,275,651米ドル（2024年：4,981,621,281米ドル）である。

注８ 顧客未払金

2025年12月31日現在、顧客に対する未払金は、要求払いの4,572,644,014米ドル（2024年：4,535,446,327米ドル）および合意済み満期日付の223,145,500米ドル（2024年：なし）で構成される。

注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
優先債務	1,227,760	951,876
諸債務	88,681	241,078
	<u>1,316,441</u>	<u>1,192,954</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
未払手数料	9,524,739	7,675,294
未払一般経費	8,484,858	9,047,023
未払利息	14,845,211	19,335,272
その他の繰延収益	4,404	12,081
外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化（注2.2）	4,228,096	0
その他の未払費用	1,747,570	1,589,405
制限付き資金 - 制裁*	2,429,672	0
その他の手数料	777,753	0
	<u>42,042,303</u>	<u>37,659,075</u>

2,429,672米ドル（192,190,442ロシア・ルーブル）の残高は、ロシア・ウクライナ紛争に関連して課された国際制裁の対象となる資金であり、これにより、当行は当該資金を振り替え、換金、またはその他の方法で各顧客に提供することが制限されている。

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

当行は、法定資本の通貨である米ドルで財務書類を作成する。2018年9月、税務当局は、2016年6月21日付通達L.G.-A 60に基づき税金の機能通貨として米ドルを使用ことを当行に許可した。

その結果、財務および商業用の貸借対照表は、同じ通貨である米ドルで作成されている。

2025年12月31日現在、繰延税金はない。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は、従業員報酬引当金で構成される。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
従業員報酬引当金	2,962,466	2,635,856
	<u>2,962,466</u>	<u>2,635,856</u>

注13 発行済資本

2025年12月31日現在、当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの5,002,575株およびクラスBの49,080株に対して187,117,966米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2025年１月１日現在の残高	18,771,180	444,441,760	470,846
2024年12月31日終了年度の利益	0	0	114,746,918
利益の増加			
- 株主への配当金支払	0	0	0
- 2024年純資産税準備金への振替	0	13,601,000	(13,601,000)
- 2019年純資産税準備金からの振替	0	0	0
2020年純資産税の利用可能準備金	0	(10,911,000)	10,911,000
- 自由準備金への割り当て	0	112,000,000	(112,000,000)
- 法定準備金への割り当て	0	0	0
2025年12月31日現在の残高	18,771,180	559,131,760	527,764

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低５％相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の１０％に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の５倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを５年間維持しなければならない。

2025年12月31日現在、総額65,180,675米ドル（2024年：62,490,675米ドル）の純資産税特別準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2025年４月30日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、13,601,000米ドルを2024年の純資産税特別準備金に割り当て、また、2020年の純資産税特別準備金10,911,000米ドルを取り崩した。

2025年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2025年 純資産税準備金 米ドル
2021年	11,874,000
2022年	12,265,675
2023年	13,380,000
2024年	14,060,000
2025年	13,601,000
2025年12月31日現在の残高	65,180,675

注15 関連会社残高

2025年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	4,356,745,350	3,530,745,328
前払金および未収収益	46,704,978	51,409,241
	4,403,450,328	3,582,154,569

負債

2025年 米ドル	2024年 米ドル
--------------	--------------

金融機関に対する未払金	3,053,545,332	2,453,893,363
顧客に対する未払金	466,207,461	487,520,002
未払金および繰延利益	6,947,949	11,814,569
	<u>3,526,700,742</u>	<u>2,953,227,934</u>

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、2013年6月26日付の（パート４）規則（ＥＵ）575／2013に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

注16 外貨建て負債

2025年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、5,124,026,463米ドル（2024年：4,981,621,281米ドル）である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
発行済念書	<u>107,227</u>	<u>89,985</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント		
1年から5年	2,217,576	3,150,645
5年以上	0	0
	<u>2,217,576</u>	<u>3,150,645</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用
2025年および2024年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 手数料収益

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
投資ファンド報酬	30,753,412	28,904,862
機関投資家からの全体保管報酬	80,374,806	83,848,999
信託取引報酬	4,860,157	4,502,435
管理会社に対するサービス報酬	967,632	848,860
その他の報酬および手数料	3,556,560	3,202,289
	<u>120,512,567</u>	<u>121,307,445</u>

手数料収益は、以下で構成される。

投資ファンド報酬は、保管業務、中央管理事務代行業務、預託業務およびその他の業務に関して投資ファンドに課される報酬および手数料で構成される。当該報酬は、管理下にあるファンドの純資産価額に基づいて計算される。

機関投資家からの全体保管報酬は、証券取引管理、決済、コーポレートアクション、収益回収および議決権代理行使を含む全体保管業務に関して機関投資家に課される報酬および手数料で構成される。当該報酬は、預り資産および取引数に基づいて計算される。

信託取引報酬は、保管取引、キャッシュ・マネジメントおよびフィデューシャリー・ノートの発行を含む受託資産から得られる報酬および手数料で構成される。当該報酬は、運用資産および取引数に基づいて計算される。

管理会社に対するサービス報酬には、機能的支出をカバーする報酬および品質保証契約に基づくサポート・サービスに対する報酬が含まれる。

その他の報酬および手数料には、上場代理人報酬、保証報酬、銀行サービス報酬およびファンド注文デスクサービス報酬などの様々な報酬が含まれる。

1992年6月17日法の第69条(2)の適用により、金融機関の財務書類において、収益源は地域別に分析されていない。

注22 その他の事業収益

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
過年度の法人税の調整	187,951	21,422
過年度の手数料の調整	1,588,502	2,698,513
過年度の一般経費調整からの利益	1,150,371	2,818,786
副保管報酬の払い戻し（*）	1,214,260	1,108,055
その他の事業収益	1,559	1,489
	<u>4,142,643</u>	<u>6,648,265</u>

（*）副保管報酬の払い戻し：ブラウン・ブラザーズ・ハリマンからシティバンクへの副保管会社の変更に関連するシティバンクからの移管費用の払い戻し。

注23 その他の事業費用

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	672,685	2,015,093
過年度の手数料（*）	2,871,992	1,709,746
過年度の利息	0	621,603
その他事業損失	106,120	513,961
	<u>3,650,797</u>	<u>4,860,403</u>

（*）過年度の手数料には、当該期間中に当行に対して請求されていなかったミツビシ・ファンド・サービスズ（M F S）に支払われる手数料の2,871,992米ドルが含まれており、これは期末の決済時に計上されたものである。

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2025年 人数	2024年 人数
上級管理職	40	33
中間管理職	121	110
従業員	37	37
	<u>198</u>	<u>180</u>

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
上級管理職	<u>7,871,094</u>	<u>6,891,042</u>
内、各種報酬	818,877	786,127
内、固定報酬	7,052,217	6,104,915

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2025年および2024年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
データ費用	668,616	617,081
維持費	1,516,762	993,416
会費	1,416,083	1,300,323
専門家報酬	9,616,782	10,075,901
賃貸および関連費用	2,032,586	1,968,873
業務契約	7,085,964	5,410,449
業務費用	5,069,313	4,719,531
システム費用	5,282,691	5,100,833
通信費用	757,147	672,820
旅費、交通費、出張費	453,476	372,436
その他の費用	154,467	163,697
	<u>34,053,887</u>	<u>31,395,360</u>

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
法人税	25,826,879	27,645,152
地方事業税	10,137,050	10,224,630
	<u>35,963,929</u>	<u>37,869,782</u>

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
付加価値税（VAT）	3,286,665	1,637,642
その他の税金	87,451	135,895
	<u>3,374,116</u>	<u>1,773,537</u>

注28 親会社

2020年12月31日以降、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が100%を共同で出資する子会社である。

当行の財務書類は、日本国財務省関東財務局の登録金融機関番号33を有し、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登録住所を有する三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の連結財務書類に含まれている。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

金融機関および特定の投資会社の破綻処理、再編および清算手続きに関する法律ならびに預金保証および投資者への補償制度に関する法律（以下「法律」という。）を、金融機関および投資会社の再建、破綻処理に対する枠組みを設定したルクセンブルグ法指令2014/59/EUならびに預金保証および投資者への補償制度に関する指令2014/49/EUに置き替える案が、2015年12月18日に可決された。

預金保証制度（「ルクセンブルグ預金保証基金」（以下「F G D L」という。））および投資者への補償制度（「ルクセンブルグ投資家補償制度」（以下「S I I L」という。））は、各預金者の適格な預金については100,000ユーロを上限とし、投資については20,000ユーロを上限として補填されるものである。法律はまた、特定の取引または特定の社会目的もしくはその他の目的を満たす預金について、12か月にわたって100,000ユーロを超える金額に対して補填されると規定している。

金融機関は、それぞれF G D Lに対して、ルクセンブルグの銀行破綻処理基金（「ルクセンブルグ破綻処理基金」（以下「F R L」という。））に毎年拠出する。

法律第107条(1)において定義されるとおり、F R L 積立額は、2024年末までにすべての参加各国における認可済み金融機関の付保預金額の少なくとも1％に達する見込みである。かかる金額は、2015年から2024年にわたって回収された。

法律第179条(1)において定義されるとおり、F G D L の積立ての目標水準は、該当する金融機関の付保預金の0.8％に設定されており、年間拠出を通じて、2018年度末までに当該水準に達する見込みである。かかる金額は、2016年から2018年にわたって回収された。法律第180条(1)において定義されるとおり、0.8％の水準に達した時に、ルクセンブルグの金融機関は、安全バッファーとして追加の付保預金の0.8％を構築するために、さらに8年間継続して拠出するものとする。

2025年12月31日終了年度において、当行のF R L への年間拠出金は、3,840ユーロ（4,510米ドル）（2024年：338ユーロ（367米ドル））であった。

注30 監査報酬

E Uの監査法および監査法人の強制的ローテーションの枠組みにおいて、当行は、2020年度からビーディーオー オーディット ソシエテ アノニムを任命している。

当行の監査報酬は、以下のとおりである（付加価値税（V A T）を除く）。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
監査報酬	271,970	235,765
監査関連報酬	89,522	73,515
税務報酬	14,748	20,037
	<u>376,240</u>	<u>329,317</u>

監査人の提供されたその他の監査関連報酬には、以下の業務が含まれていた。

- 2025年1月1日から2025年12月31日までの期間におけるI S A E 3402報告書

会計年度に関連する税務報酬には、以下の業務が含まれていた。

- 納税申告書の作成
- 付加価値税（V A T）申告書の作成

注31 金融商品の開示

31.1. 主要な非トレーディング金融商品

2025年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
ＢＣＬ残高（ＢＣＬ準備金を含む）	3,758,468,702	0	0	0	3,758,468,702
財務省証券および類似証券	0	200,269,618	0	0	200,269,618
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,801,357,830	2,006,670,642	0	0	4,808,028,472
顧客に対するローンおよび貸付金	251,052	0	0	0	251,052
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	0	0
その他の資産	0	0	0	0	0
金融資産合計	6,560,077,584	2,206,940,260	0	0	8,767,017,844
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	3,107,215,675	0	0	0	3,107,215,675
顧客に対する未払金	4,795,789,514	0	0	0	4,795,789,514
金融負債合計	7,903,005,189	0	0	0	7,903,005,189
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
保証金	107,227	0	0	0	107,227
保証金合計	107,227	0	0	0	107,227

2024年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
ＢＣＬ残高（ＢＣＬ準備金を含む）	3,286,867,465	0	0	0	3,286,867,465
財務省証券および類似証券	0	199,832,228	0	0	199,832,228
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,655,900,236	1,638,591,298	0	0	4,294,491,534
顧客に対するローンおよび貸付金	4,714,184	0	0	0	4,714,184
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	0	0
その他の資産	0	0	0	0	0
金融資産合計	5,947,481,885	1,838,423,526	0	0	7,785,905,411
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	2,506,417,471	0	0	0	2,506,417,471
顧客に対する未払金	4,535,446,327	0	0	0	4,535,446,327
金融負債合計	7,041,863,798	0	0	0	7,041,863,798
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
保証金	89,985	0	0	0	89,985
保証金合計	89,985	0	0	0	89,985

31.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2025年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる 想定支払額	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	972,248,510	228,843	0	0	972,477,353	12,401,799
スワップ	1,099,236,699	0	0	0	1,099,236,699	2,580,036
合計	2,071,485,209	228,843	0	0	2,071,714,052	14,981,835
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	987,260,298	238,339	0	0	987,498,637	12,401,919
スワップ	2,061,429,766	0	0	0	2,061,429,766	5,858,044
合計	3,048,690,064	238,339	0	0	3,048,928,403	18,259,963

上記の金額には、取引日が2025年12月31日以前で、評価日が2025年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2024年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる 想定支払額	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,502,893,757	0	0	0	1,502,893,757	30,015,653
スワップ	2,828,974,903	0	0	0	2,828,974,903	26,209,809
合計	4,331,868,660	0	0	0	4,331,868,660	56,225,462
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,537,068,361	0	0	0	1,537,068,361	30,000,897
スワップ	155,717,393	0	0	0	155,717,393	752
合計	1,692,785,754	0	0	0	1,692,785,754	30,001,649

上記の金額には、取引日が2024年12月31日以前で、評価日が2024年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

31.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2025年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2025年 簿価 米ドル	2024年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	3,758,468,702	3,286,867,465
内、ＢＣＬ最低準備金	74,436,888	69,995,793
ＥＵ加盟国	3,758,468,702	3,286,867,465
財務省証券および類似証券	200,269,618	199,832,228
北および中央アメリカ	200,269,618	199,832,228
金融機関に対するローンおよび貸付金	4,808,028,472	4,294,491,534
ＥＵ加盟国	253,016,741	436,090,034
北および中央アメリカ	906,897,898	139,883,453
アジア	3,548,202,358	3,513,421,323
ヨーロッパ、非ＥＵ加盟国	90,135,164	187,938,468
オーストラリアおよびニュージーランド	9,776,311	17,158,256
顧客に対するローンおよび貸付金	251,052	4,714,184
ＥＵ加盟国	2,384	988,290
北および中央アメリカ	241,571	3,697,764
アジア	0	0
ヨーロッパ、非ＥＵ加盟国	7,097	28,130
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0
ＥＵ加盟国	0	0
その他の資産	1,351	828
ＥＵ加盟国	1,351	828
合計	8,767,019,195	7,785,906,239

31.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2025年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2025年 想定支払額 米ドル	2025年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	987,564,231	(12,153,195)
アメリカ	904,100,554	12,152,583
アジア	0	0
ヨーロッパ、非EU加盟国	68,311,206	492
スワップ		
ヨーロッパ、非EU加盟国	3,160,666,464	(3,278,007)
合計	5,120,642,455	(3,278,127)

2024年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2024年 想定支払額 米ドル	2024年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	116,880,770	167,935
アメリカ	1,280,350,167	27,061,976
アジア	80,506,769	1,112,478
ヨーロッパ、非EU加盟国	25,156,049	1,673,263
スワップ		
ヨーロッパ、非EU加盟国	2,828,974,905	26,209,809
合計	4,331,868,660	56,225,461

注32 後発事象

取締役会は、中東における地政学的緊張、特にイランでの紛争の激化に関連する最近の動向を注視している。

当行の同地域における事業活動（または同地域に所在する顧客／サプライヤーとの取引）は限定的であることから、取締役会は現段階において、これらの最近の動向が当行の将来の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性は低いと判断している。

こうした状況を受け、リスク管理部門は、当行の業務に及ぼしうる影響について具体的な評価を実施した。この評価に基づき、当行は、年次決算の承認日現在、上記の地政学的動向が以下の項目に重大な影響を及ぼしていないことを確認している。

- ・ 保管資産および運用資産
- ・ 運用ファンドの時価および純資産価値
- ・ 資金の流入・流出、取引活動および手数料収益

取締役会および経営陣は、引き続き状況を注視していく。

さらに、地政学的緊張は、エネルギーおよび商品市場のボラティリティの高まりや、金利および為替レートの変動を招き、経済環境の不確実性を増大させる要因となり得る。状況は依然として流動的であるため、現段階において当行への直接的または間接的な潜在的影響を正確に評価することは困難である。

取締役会は、必要に応じて適切な措置を講じることができるよう、引き続き事態の推移を注視している。

当行は、2025年12月31日から現在の財務書類の発行が承認された日までに発生したであろう調整された事象については認識していない。

注33 偶発事象

通常の営業過程で発生する可能性があるため、当行は、時には、一定の請求の対象となることがある。訴訟の結果は本質的に不確実である。現在進行中の訴訟について、重大な請求が請求権者に有利になる可能性は経営陣により低いと見なされているため、当該財務書類には関連する引当金は計上されていない。過去の事象について信頼性のある評価が可能な場合には、それぞれの引当金を計上する。

注34 第2の柱

当行は、大規模な企業グループに対して15%の世界的な最低実効税率を導入するOECD（経済協力開発機構）の第2の柱のモデル規則の対象となる多国籍グループに属している。

ルクセンブルクおよびアイルランドを含む当グループが事業を展開する管轄区域では、第2の柱の法律が制定されており、これらは当行および当行のダブリン支店に適用される。

当行は、ルクセンブルクにおける事業活動およびアイルランドの海外支店を通じて、第2の柱による課税の対象となる。

評価および定量的影響：

ルクセンブルク

当グループは、国別報告書（CbCR）の移行期間におけるセーフハーバー・ルールの評価を実施した。この評価に基づき、ルクセンブルクの構成事業体は、簡易実効税率（ETR）のテストを満たすと見込まれる。

したがって、2025年12月31日終了会計年度において、ルクセンブルクでは第2の柱による追加課税または適格国内ミニマム課税（QDMTT）が発生しない見込みである。

アイルランド（ダブリン支店）

当グループは、アイルランドにおける事業についても評価を実施した。この分析に基づき、ダブリン支店は移行期間中のセーフハーバー救済措置の要件を満たしていない。

その結果、アイルランド支店において、第２の柱の追加課税が発生する可能性があることが判明した。2025年12月31日終了会計年度における追加課税の概算額は約90,000ユーロである。

この金額は、計算に不確実性および精緻化の余地が残っており、また報告日時点で最終的な負債額を確定するための十分な信頼性のある情報を当行がまだ有していないため、当社の損益計算書には計上されていない。

注35 資産に係るリターン（「ROA」）

当行の資産に係るリターンは以下の通りである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
資産合計	8,847,738,499	7,891,504,120
当期利益	113,316,032	114,746,918
資産に係るリターン	1.28%	1.45%

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2025

(in USD)

ASSETS

	Notes	2025	2024
Cash, balances with central banks and post office banks	31.1., 31.3.	3.758.468.702	3.286.867.465
Treasury bills and similar securities	31.1., 31.3.	200.269.618	199.832.228
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 31.1., 31.3.	4.808.028.472	4.294.491.534
a) repayable on demand		1.557.856.568	2.066.200.527
b) other loans and advances		3.250.171.904	2.228.291.007
Loans and advances to customers	31.1., 31.3.	251.052	4.714.184
Shares and other variable-yield securities		0	0
Fixed Assets	4	4.458.441	3.903.373
Other assets	5	1.351	828
Prepayments and accrued income	6, 15	76.260.863	101.694.508
TOTAL ASSETS	7	<u>8.847.738.499</u>	<u>7.891.504.120</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2025

(in USD)

- continued -

LIABILITIES

	Notes	2025	2024
Amounts owed to credit institutions	15, 31.1.	3.107.215.675	2.506.417.471
a) repayable on demand		3.107.215.675	2.506.417.471
b) with agreed maturity dates		0	0
Amounts owed to customers	8, 15, 31.1.	4.795.789.514	4.535.446.327
a) repayable on demand		4.572.644.014	4.535.446.327
b) with agreed maturity dates		223.145.500	0
Other liabilities	9	1.316.441	1.192.954
Accruals and deferred income	10, 15	42.042.303	37.659.075
Provisions		22.509.864	45.239.623
a) provisions for taxation	11	19.547.398	42.603.767
b) other provisions	12	2.962.466	2.635.856
Subscribed capital	13	187.117.966	187.117.966
Reserves	14	577.902.940	463.212.940
Result brought forward	14	527.764	470.846
Profit for the financial year		113.316.032	114.746.918
TOTAL LIABILITIES	16	<u>8.847.738.499</u>	<u>7.891.504.120</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2025

(in USD)

	Notes	2025	2024
Contingent liabilities	17, 31.1.	107.227	89.985
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		107.227	89.985
Fiduciary operations	20	56.368.677.313	46.487.696.372

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2025

(in USD)

	Notes	2025	2024
Interest receivable and similar income		322,448,235	334,798,656
<u>of which:</u>			
- Interest received on amounts owed to credit institutions and to customers		16,145	170,130
- From Fixed Income securities		8,679,713	839,678
- Interest Gain from foreign currency swap		75,888,154	42,495,059
Interest payable and similar charges		(192,435,252)	(217,563,057)
<u>of which:</u>			
- Negative interest paid on loans and advances and on balances with credit institutions		(58,979)	(226,173)
- Interest Loss from foreign currency swap		(1,225,907)	(2,772,774)
Income from securities		0	0
Income from shares and other variable yield securities		0	0
Commission receivable	21	120,512,567	121,307,445
Commission payable		(35,420,630)	(31,659,133)
Net profit on financial operations		4,917,345	5,462,993
Other operating income	22	4,142,643	6,648,265
General administrative expenses		(66,050,992)	(58,406,260)
a) staff costs	24, 25	(31,997,105)	(27,010,900)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(22,221,731)	(21,603,840)
- social security costs		(3,097,388)	(2,394,518)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1,855,974)	(1,584,280)
b) other administrative expenses	26, 30	(34,053,887)	(31,395,360)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1,809,042)	(1,338,269)
Other operating charges	23	(3,650,797)	(4,860,403)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1	(35,963,929)	(37,869,782)
Profit on ordinary activities after tax		116,690,148	116,520,455
Other taxes not shown under the preceding items	27.2	(3,374,116)	(1,773,537)
Profit for the financial year		<u>113,316,032</u>	<u>114,746,918</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a *société anonyme*.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A.

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A.

On April 2, 2007, the Bank became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the Bank has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of the Bank hold 92.25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63.72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28.53%.

On August 7, 2014, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to EU Regulation, 1993, under the number 907648.

On May 1, 2016, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has changed its name to MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (MIBL).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

On May 31, 2017, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation obtained 100% of the voting shares of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and Independent Directors. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

The Bank's Board of Directors has made an assessment of the Bank's ability to continue as a going concern and is satisfied that the Bank has the resources to continue in business for the foreseeable future. Furthermore, the Board of Directors is not aware of any material uncertainties that may cast significant doubt upon the Bank's ability to continue as a going concern. Therefore, the annual accounts continue to be prepared on the going concern basis.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. In case of unrealised results on position covered by foreign exchange swap, these are neutralized at year end.

The main foreign currency exchange rates used as of December 31, 2025 are as follows:

1 USD = 0.8732 GBP

1 USD = 156.7449 JPY

1 USD = 0.8515 EUR

- 21 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

2.3. Financial instruments2.3.1 Debt securities – Treasury bills

Investments in Debt securities are recorded at acquisition costs, including transaction cost. If the intention of the entity is to hold the debt securities to maturity and they are held only for collection of contractual cash flows, i.e. solely for receiving payments of principal and interest, they are classified at amortised cost. Interest income from these financial assets is included in Interest receivables and similar income using effective interest method.

If the market value of Debt securities at balance sheet date is lower than acquisition cost and this reduction is considered as permanent, a value adjustment is recorded. If the decrease in value is not considered as permanent no adjustment is made. If the market value exceeds the acquisition cost no impairment adjustment is recorded.

Debt securities are derecognised when the right for contractual cash flow expires.

2.3.2 Derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off-balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value. There is no provision for unrealized losses on forward deals recorded for the year 2025 (2024: USD 0).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise, but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the *Directeur des Contributions* on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2025 (2024: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

- Hardware equipment: 4 years;
- Software: 4 years and 5 years;
- Other intangible assets: 5 years;
- Other tangible assets: 10 years;
- Goodwill: 5 years.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

2.9. Taxes

Taxes are accounted for on an accrual basis in the accounts of the year to which they relate. Provision for taxation corresponds to the difference between the estimated provisions created by the Bank and the advance payments for the financial years for which no final tax assessment notices have been received yet.

2.10. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.11. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.12. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

2.13. Revenue recognition

The Bank's main streams of revenue are comprised of interests and commissions receivable. The Bank earns fee and commission receivable from a wide range of services it provides to its customers.

Revenue is generally recognized when the related services are performed or recognized over the period that the services are provided.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand, presented at their nominal value may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2025 USD	2024 USD
Not more than three months	2.801.357.830	2.655.900.236
More than three months but less than one year	<u>2.006.670.642</u>	<u>1.638.591.298</u>
	<u>4.808.028.472</u>	<u>4.294.491.534</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 4 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Tangible assets	1,727,221	184,277	0	232,258	2,143,756	1,415,077	728,679
a) Hardware	608,987	100,028	0	81,718	790,733	652,466	138,267
b) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	1,118,234	84,249	0	150,540	1,353,023	762,611	590,412
2. Intangible assets	20,617,076	1,717,681	0	2,505,479	24,839,747	21,109,985	3,729,762
a) Software	18,671,637	1,717,681	0	2,505,479	22,894,308	19,164,546	3,729,762
b) Goodwill acquired for valuable Consideration	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
Total Fixed Assets	22,344,297	1,901,958	0	2,737,737	26,983,503	22,525,062	4,458,441

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 5 - OTHER ASSETS

	2025	2024
	USD	USD
Other assets	1.351	828
	<u>1.351</u>	<u>828</u>

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2025	2024
	USD	USD
Accrued interest income	45.906.135	51.215.873
Accrued Interest income on swaps	1.260.473	1.016.193
Commission from the Management Company	832.658	746.915
Commission on fiduciary operations	1.237.414	1.141.795
Commission on global custody	6.770.840	8.924.903
Commission on investment funds	12.281.965	9.463.198
Other accrued income	4.864.145	2.037.276
Other Commissions	0	1.333.062
Other prepayments	0	0
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap (note 2.2.)	0	24.854.537
Prepaid general expenses	1.500.995	985.936
Prepaid income taxes	21.092	114.246
VAT recoverable	<u>1.585.146</u>	<u>(139.426)</u>
	<u>76.260.863</u>	<u>101.694.508</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2025, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 5,128,275,651 (2024: USD 4,981,621,281).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2025, the amounts owed to customers comprise amounts repayable on demand USD 4,572,644,014 (2024: USD 4,535,446,327), and amounts with agreed maturity dates amounting to USD 223,145,500 (2024:nil).

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2025	2024
	USD	USD
Preferential creditors	1,227,760	951,876
Sundry creditors	<u>88,681</u>	<u>241,078</u>
	<u>1,316,441</u>	<u>1,192,954</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2025	2024
	USD	USD
Accrued commission	9,524,739	7,675,294
Accrued general expenses	8,484,858	9,047,023
Accrued interest expenses	14,845,211	19,335,272
Other deferred income	4,404	12,081
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap (note 2.2.)	4,228,096	0
Other accrued expenses	1,747,570	1,589,405
Restricted funds - sanctions*	2,429,672	0
Other commissions	777,753	0
	<u>42,042,303</u>	<u>37,659,075</u>

The balance of USD 2,429,672 (RUB 192,190,442) represent the funds subjects to international sanctions imposed in connection with Russia-Ukraine conflict, which restrict the company's ability to transfer, convert, or otherwise make these funds available to the respective clients.

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

The Bank prepares its annual accounts in USD, currency in which its statutory capital is denominated.

In September 2018 the Tax Authorities authorized the Bank to use the USD tax functional currency in accordance with the Circular L.G.-A no 60 dated June 21, 2016.

Consequently, the fiscal and commercial balance sheets are established in the same currency the USD.

As at December 31, 2025, there is no deferred tax.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions are made of provision for staff remuneration.

	2025	2024
	USD	USD
Provision for staff remuneration	<u>2.962.466</u>	<u>2.635.856</u>
	2.962.466	2.635.856

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

As of December 31, 2025, the Bank's subscribed and fully paid-up capital amounts to USD 187,117,966 for 5,002,575 shares of Class A and 49,080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve	Other reserves	Result brought forward
	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2025	18.771.180	444.441.760	470.846
Profit for the year ended December 31, 2024	0	0	114.746.918
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders	0	0	0
- Transfer to reserves for Net Worth Tax 2024	0	13.601.000	(13.601.000)
- Transfer from Reserve for Net Worth Tax 2019	0	0	0
Available reserve NWT 2020	0	(10.911.000)	10.911.000
- Allocation to Free reserve	0	112.000.000	(112.000.000)
- Allocation to Legal reserve	0	0	0
Balance at December 31, 2025	<u>18.771.180</u>	<u>559.131.760</u>	<u>527.764</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

As of December 31 2025, the special reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 65,180,675 (2024: USD 62,490,675).

As resolved in the Annual General Meeting dated April 30, 2025, the Bank has allocated an amount of USD 13,601,000 to special reserve for Net Worth Tax 2024 and reversed the available special reserve for Net Worth Tax constituted in 2020 which amounted to USD 10,911,000.

The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2025.

Years	2025 Reserve for Net Worth Tax
	USD
2021	11,874,000
2022	12,265,675
2023	13,380,000
2024	14,060,000
2025	13,601,000
Balance at December 31, 2025	<u>65,180,675</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As of December 31, 2025, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2025	2024
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	4,356,745,350	3,530,745,328
Prepayments and accrued income	<u>46,704,978</u>	<u>51,409,241</u>
	<u>4,403,450,328</u>	<u>3,582,154,569</u>

LIABILITIES

	2025	2024
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	3,053,545,332	2,453,893,363
Amounts owed to customers	466,207,461	487,520,002
Accruals and deferred income	<u>6,947,949</u>	<u>11,814,569</u>
	<u>3,526,700,742</u>	<u>2,953,227,934</u>

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2025, the aggregate amount of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 5,124,026,463 (2024: 4,981,621,281).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2025 USD	2024 USD
Counter-guarantees issued	<u>107,227</u>	<u>89,985</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off-Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2025 USD	2024 USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings		
From 1 to 5 years	2,217,576	3,150,645
More than 5 years	<u>0</u>	<u>0</u>
	<u>2,217,576</u>	<u>3,150,645</u>

As at the year-end, there are no related party balances.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2025 and 2024:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

NOTE 21 - COMMISSIONS RECEIVABLE

	2025	2024
	USD	USD
Fees on Investment Funds	30.753.412	28.904.862
Fees on Global custody from institutional customers	80.374.806	83.848.999
Fees on Fiduciary transactions	4.860.157	4.502.435
Fees on Services to Management Company	967.632	848.860
Other fees and commissions	3.556.560	3.202.289
	<u>120.512.567</u>	<u>121.307.445</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

Commissions receivables consist of the following:

Fees on Investment Funds consist of fees and commissions charged to Investment Funds for custody services, central administration, depositary and other services. The fees are calculated on the basis of the value of net assets of the funds under administration.

Fees on Global custody from Institutional customers consist of fees and commissions charged to institutional customers for global custody services including securities trade management, settlement, corporate actions, income collection and proxy voting. The fees are calculated on the basis of the assets held under custody and the number of transactions.

Fees on Fiduciary transactions consist of fees and commissions earned on fiduciary assets including custody transactions, cash management and fiduciary notes issuance. The fees are calculated on the basis of the assets held under management and the number of transactions.

Fees on Services to Management Company include fees covering functional expenditures and fees for support services in accordance with the Service Level Agreement.

Other fees and commissions include various fees such as listing agent fees, guarantee fees, banking services fees and fund order desk services fees.

By application of Article 69(2) of the law of June 17, 1992, on the annual accounts of credit institutions sources of income have not been analysed by geographical region.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2025	2024
	USD	USD
Adjustment of Income taxes regarding previous years	187.951	21.422
Adjustment for commission previous years	1.588.502	2.698.513
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	1.150.371	2.818.786
Sub-Custodian refund (*)	1.214.260	1.108.055
Other operating income	1.559	1.489
	<u>4.142.643</u>	<u>6.648.265</u>

(*) Sub-Custodian refund: Migration costs refund from Citibank relating to change of sub-custodian from Brown Brothers Harriman to Citibank.

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2025	2024
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	672.685	2.015.093
Commission on previous years (*)	2.871.992	1.709.746
Interest on previous years	0	621.603
Other operating losses	106.120	513.961
	<u>3.650.797</u>	<u>4.860.403</u>

(*) Commission on previous years include prior commissions of USD 2.871.992 representing fees paid to MFS not previously invoiced to the bank in respective period and recognised upon settlement during the year end.

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2025	2024
	Number	Number
Senior management	40	33
Middle management	121	110
Employees	<u>37</u>	<u>37</u>
	<u>198</u>	<u>180</u>

- 36 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2025	2024
	USD	USD
Senior management	<u>7,871,094</u>	<u>6,891,042</u>
Of which variable remuneration	818,877	786,127
Of which fixed remuneration	7,052,217	6,104,915

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2025 and 2024, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2025	2024
	USD	USD
Data charges	668,616	617,081
Maintenance	1,516,762	993,416
Membership fees	1,416,083	1,300,323
Professional fees	9,616,782	10,075,901
Rent and related expenses	2,032,586	1,968,873
Service contracts	7,085,964	5,410,449
Service fee	5,069,313	4,719,531
System cost	5,282,691	5,100,833
Telecommunication expenses	757,147	672,820
Travelling, moving, business trips	453,476	372,436
Other expenses	<u>154,467</u>	<u>163,697</u>
	<u>34,053,887</u>	<u>31,395,360</u>

- 37 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2025	2024
	USD	USD
Corporate Income Tax	25,826,879	27,645,152
Municipal Business Tax	<u>10,137,050</u>	<u>10,224,630</u>
	<u>35,963,929</u>	<u>37,869,782</u>

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2025	2024
	USD	USD
VAT	3,286,665	1,637,642
Other taxes	<u>87,451</u>	<u>135,895</u>
	<u>3,374,116</u>	<u>1,773,537</u>

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

Since December 31, 2020, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 100 %, which are under the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (the "Law"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

The deposit guarantee scheme ("*Fonds de garantie des dépôts Luxembourg*" (FGDL)) and the investor compensation system ("*Système d'indemnisation des investisseurs Luxembourg*" (SIIL)) cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

Credit institutions contribute on an annual basis to the Luxembourg banking resolution fund ("*Fonds de resolution Luxembourg*" (FRL)), respectively to the FGDL.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 107(1) of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount was collected during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FGDL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 179(1) of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. This amount was collected during the years 2016 to 2018. When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0.8% of covered deposits as defined in article 180(1) of the Law.

For the year end December 31, 2025, the Bank's annual contribution for FRL amounted to EUR 3.840 (USD 4.510) (2024: EUR 338 (USD 367)).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 30 - AUDIT FEES

Within the framework of the EU audit legislation and the mandatory audit firm rotation, the Bank has appointed BDO Audit S.A. starting from the fiscal year 2020.

The fees of the Auditor of the Bank are as follows (excluding VAT):

	2025	2024
	USD	USD
Audit fees	271.970	235.765
Audit related fees	89.522	73.515
Tax fees	<u>14.748</u>	<u>20.037</u>
	<u>376.240</u>	<u>329.317</u>

The other audit related fees provided of the Auditor included the following Service:

- ISAE 3402 Report for the period from January 1, 2025 to December 31, 2025.

The tax fees in relation to the financial year included the following services:

- Preparation of tax returns;
- Preparation of VAT returns;

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 31 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

31.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2025, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Balances with the BCL (including BCL reserve)	3,758,468,702	0	0	0	3,758,468,702
Treasury bills and similar securities	0	200,269,618	0	0	200,269,618
Loans and advances to credit institutions	2,801,357,830	2,006,670,642	0	0	4,808,028,472
Loans and advances to customers	251,052	0	0	0	251,052
Shares and other variable yield securities	0	0	0	0	0
Other Assets	0	0	0	0	0
Total Financial Assets	6,560,077,584	2,206,940,260	0	0	8,767,017,844
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	3,107,215,675	0	0	0	3,107,215,675
Amounts owed to customers	4,795,789,514	0	0	0	4,795,789,514
Total Financial Liabilities	7,903,005,189	0	0	0	7,903,005,189
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>					
Guarantees	107,227	0	0	0	107,227
Total Guarantees	107,227	0	0	0	107,227

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

31.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2024, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Balances with the BCL (including BCL reserve)	3,286,867,465	0	0	0	3,286,867,465
Treasury bills and similar securities	0	199,832,228	0	0	199,832,228
Loans and advances to credit institutions	2,655,900,236	1,638,591,298	0	0	4,294,491,534
Loans and advances to customers	4,714,184	0	0	0	4,714,184
Shares and other variable yield securities	0	0	0	0	0
Other Assets	0	0	0	0	0
Total Financial Assets	5,947,481,885	1,838,423,526	0	0	7,785,905,411
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	2,506,417,471	0	0	0	2,506,417,471
Amounts owed to customers	4,535,446,327	0	0	0	4,535,446,327
Total Financial Liabilities	7,041,863,798	0	0	0	7,041,863,798
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>					
Guarantees	89,985	0	0	0	89,985
Total Guarantees	89,985	0	0	0	89,985

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

31.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2025, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
<i>Instrument class</i>						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	972,248,510	228,843	0	0	972,477,353	12,401,799
Swaps	1,099,236,699	0	0	0	1,099,236,699	2,580,036
Total	<u>2,071,485,209</u>	<u>228,843</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2,071,714,052</u>	<u>14,981,835</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
<i>Instrument class</i>						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	987,260,298	238,339	0	0	987,498,637	12,401,919
Swaps	2,061,429,766	0	0	0	2,061,429,766	5,858,044
Total	<u>3,048,690,064</u>	<u>238,339</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3,048,928,403</u>	<u>18,259,963</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2025 and a value date after December 31, 2025.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

As at December 31, 2024, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	1,502,893,757	0	0	0	1,502,893,757	30,015,653
Swaps	2,828,974,903	0	0	0	2,828,974,903	26,209,809
Total	<u>4,331,868,660</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4,331,868,660</u>	<u>56,225,462</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	1,537,068,361	0	0	0	1,537,068,361	30,000,897
Swaps	155,717,393	0	0	0	155,717,393	752
Total	<u>1,692,785,754</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1,692,785,754</u>	<u>30,001,649</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2024 and a value date after December 31, 2024.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

31.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2025 the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2025	2024
	Carrying amount	Carrying amount
	in USD	in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	3.758.468.702	3.286.867.465
Of which BCL minimum reserve	74.436.888	69.995.793
EU member countries	3.758.468.702	3.286.867.465
Treasury bills and similar securities	200.269.618	199.832.228
North & Central America	200.269.618	199.832.228
Loans and advances to credit institutions	4.808.028.472	4.294.491.534
EU member countries	253.016.741	436.090.034
North & Central America	906.897.898	139.883.453
Asia	3.548.202.358	3.513.421.323
Europe, non-EU member countries	90.135.164	187.938.468
Australia and New Zealand	9.776.311	17.158.256
Loans and advances to customers	251.052	4.714.184
EU member countries	2.384	988.290
North & Central America	241.571	3.697.764
Asia	0	0
Europe, non-EU member countries	7.097	28.130
Shares and other variable yield securities	0	0
EU member countries	0	0
Other Assets	1.351	828
EU member countries	1.351	828
Total	8.767.019.195	7.785.906.239

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

31.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2025, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2025 Notional/payable amount in USD	2025 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	987,564,231	-12,153,195
<i>America</i>	904,100,554	12,152,583
<i>Asia</i>	0	0
<i>Europe, non-EU member countries</i>	68,311,206	492
Swaps		
<i>Europe, non-EU member countries</i>	3,160,666,464	-3,278,007
Total	5,120,642,455	-3,278,127

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

As at December 31, 2024, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2024 Notional/payable Amount	2024 Risk equivalent amount
	In USD	In USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	116,880,770	167,935
<i>America</i>	1,280,350,167	27,061,976
<i>Asia</i>	80,506,769	1,112,478
<i>Europe, non-EU member countries</i>	25,156,049	1,673,263
Swaps		
<i>Europe, non-EU member countries</i>	2,828,974,905	26,209,809
Total	4,331,868,660	56,225,461

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 32 - SUBSEQUENT EVENTS

The Board of Directors has taken note of the recent developments related to geopolitical tensions in the Middle East, particularly the escalation of the conflict in Iran.

Given the Bank's limited activities in this region [or with customers/suppliers located in this region], the Board of Directors considers at this stage that these recent developments are unlikely to have a significant adverse impact on the future results of the Bank.

In this context, The Risk Management function has performed a specific assessment of the potential impacts on the Bank's operations. Based on this assessment, the Bank confirms that, as at the date of approval of annual accounts, the geopolitical developments referred to above have no material impact on:

- Assets under custody and assets under management;
- Market values and net asset values of administered funds;
- Fund flows, transactions activity and commissions receivable.

The Board of Directors and Management will continue to monitor the situation closely.

Furthermore, geopolitical tensions may lead to increased volatility in energy and commodity markets as well as fluctuations in interest and exchange rates, which could contribute to a more uncertain economic environment. As the situation continues to evolve, it remains difficult at this stage to assess precisely the potential direct or indirect impacts on the Bank.

The Board of Directors continues to closely monitor developments in order to take any appropriate measures if necessary.

The Bank is not aware of any adjusting event that would have occurred between December 31, 2025 and the date when the present annual accounts were authorised for issue.

NOTE 33 - CONTINGENCIES

As it may occur in the normal course of business, the Bank is occasionally subject to certain claims. The outcome of litigations is intrinsically uncertain. The likelihood of any material claim being found in favour of a claimant for the litigation currently in process is viewed as remote by the Management; accordingly, no related provisions are made in these annual accounts. Should a reliable evaluation of a past event be possible, the respective provision will be made.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2025

- continued -

NOTE 34 - PILLAR TWO

The Company belongs to a multinational group that falls within the scope of the OECD Pillar Two model rules, which introduce a global minimum effective tax rate of 15% for large groups.

Pillar Two legislation has been enacted in Luxembourg and in the jurisdictions where the Group operates, including Ireland, and applies to the Company and its Dublin branch.

The Company is exposed to Pillar Two taxation through its activities in Luxembourg and via its foreign branch in Ireland.

Assessment and quantitative impact:

Luxembourg

The Group has performed an assessment of the transitional Country-by-Country Reporting (CbCR) safe harbour provisions. Based on this assessment, the Luxembourg Constituent Entities are expected to meet the simplified Effective Tax Rate (ETR) test.

Accordingly, no Pillar Two top-up tax or Qualified Domestic Minimum Top-up Tax (QDMTT) is expected to arise in Luxembourg for the financial year ended 31 December 2025.

Ireland (Dublin branch)

The Group has also performed an assessment of its Irish operations. Based on this analysis, the Dublin branch does not meet the criteria for the transitional safe harbour relief.

As a result, a potential Pillar Two top-up tax exposure has been identified for the Irish branch. The estimated top-up tax for the financial year ended 31 December 2025 amounts to approximately €90,000.

This amount has not been recognised in the Company's profit and loss account, as the calculation remains subject to uncertainty and refinement, and the Company does not yet have sufficient reliable information to determine the final liability at the reporting date.

NOTE 35 - RETURN ON ASSETS ("ROA")

The Bank's return on assets is as follows:

	2025	2024
	USD	USD
Total assets	8,847,738,499	7,891,504,120
Profit of the financial year	<u>113,316,032</u>	<u>114,746,918</u>
Return on Assets	<u>1.28%</u>	<u>1.45%</u>

4【利害関係人との取引制限】

利益相反

投資者は、以下の潜在的利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社、副管理会社、投資顧問会社、保管会社および管理事務代行会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）はそれぞれ、ファンドとの利益相反が時折生じうる他の金融、投資またはその他の専門的な活動に関与することがある。当該活動には、他ファンドの受託者、管理事務代行者、保管者、投資運用者または販売者としての行為および他ファンドまたは他社の取締役、役員、顧問または代理人としての役務が含まれる。管理会社、副管理会社および／または投資顧問会社は、ファンドと類似または重複する投資目的を掲げる他の投資ファンドに対する投資運用および投資助言サービスの提供に関与することがある。管理会社および副管理会社は、ファンドに対して提供されるサービスと類似するサービスを第三者に提供することがある。いかなる利害関係者も、当該活動から得られる利益について説明する責任を負わない。利益相反が生じた場合、受託会社、管理会社、副管理会社、投資顧問会社、保管会社または管理事務代行会社は、（必要に応じて）自身の利益相反方針のもとで定められた原則に従って、これを公正かつ誠実に解決することができるよう努力を払う。

受託会社またはその他のサービス提供者は、ファンドに関して銀行、ブローカーとして行為するかまたは管理事務、専門的もしくはその他のサービスを提供する場合、かかる資格において、これに関連して信託財産からファンドにより支払を受けることが合意されている報酬または費用を受領し保持する権利を有するものとする。

受託会社、管理会社、副管理会社または投資顧問会社は、権限もしくは裁量権の行使の方法もしくは結果または取引において何らかの別のまたは相反する利害関係（個人的な利害関係であるかもしくはその他の何らかの資格における利害関係であるか、または受託会社の場合、別の信託の唯一の受託者もしくは受託者の一人としての資格における利害関係であるかを問わない。）を有する可能性があることにかかわらず、信託証書または一般的な法令により授權される取引を締結および実行するための権限または裁量権を行使することができ、その結果としてかかる資格において得た利益について説明する責任を負わないが、受託会社の場合、受託会社は、単なる形式上の当事者にすぎない場合を除き、別のまたは相反する利害関係を有する可能性がある案件において活動することを差し控えることができる。

受託会社ならびにその役員および従業員は、何らかの形でファンドと関係のある会社、団体または企業の役員、従業員、代理人または顧問として得た合理的な報酬またはその他の合理的な利益について説明する責任を負わない。これは、自らの立場または役職が、受託会社としての地位またはファンドに帰属もしくは関連するいずれかの持分、株式、資産、権利もしくは権限を理由または手段として獲得または維持された可能性があるか否かを問わない。

適用ある法令または規則に規定されるところに従い、管理会社、副管理会社および／または投資顧問会社は、ファンドの勘定で、いずれかの利害関係者もしくは投資ファンドから、または当該利害関係者により助言もしくは管理される勘定から有価証券を取得し、またはこれらに対して当該有価証券を処分することができる。利害関係者（受託会社を除く。）は、自らが適当と考える受益証券を保有および取引することができる。利害関係者は、ファンドの勘定で類似する投資対象が保有されている可能性があるにかかわらず、自らの勘定で投資対象を購入、保有および取引することができる。

利害関係者は、受益者またはファンドによってもしくはファンドの勘定で有価証券が保有される事業体との間で金融取引その他の取引を契約し、もしくは締結することができ、または、当該契約もしくは取引について利害関係を有することができる。さらに、利害関係者は、ファンドの投資対象の販売または購入（当該利害関係者が当該ファンドの勘定で実行し、当該ファンドの利益となるもしくは利益とならないもの）に関して交渉できる手数料および利益を受領することができる。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、ＣＳＳＦは、ルクセンブルグの金融セクターに関する1993年4月5日法（随時改正される。）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は毎年12月31日に終了する。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2026年6月末日現在、31,204,749.00米ドル(約50億6,734万円)

(ロ) 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、また存続する会社である。受託会社は、世界有数の規模の銀行の一つであるカナダ帝国商業銀行が91.67%の株式を保有している子会社であるCIBC カリビアン銀行の子会社である。受託会社は、1965年に設立され、ケイマン諸島で最大級の総合銀行信託会社に数えられており、銀行、信託および投資業務の全範囲を提供している。その顧客には、ケイマン諸島および世界中の個人、法人およびその他の機関が含まれる。受託会社は、適法に設立され有効に存続しており、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)の条項に基づき事業を営む免許を付与されている。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法の条項に基づく免許ミューチュアル・ファンド管理事務代行会社でもある。

(2) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) (「保管会社」兼「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

前記「第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額(2026年6月末日現在)」に記載の通り。

(ロ) 事業の内容

前記「第1 管理会社の概況 2 事業の内容及び営業の概況」に記載の通り。

(3) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(MUFG Lux Management Company S.A.) (「副管理会社」)

(イ) 資本金の額

2026年6月末日現在、7,375,000ユーロ(約13億6,696万円)

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、2026年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=185.35円)による。以下同じ。

(ロ) 事業の内容

三菱UFJ信託銀行株式会社の100%子会社である副管理会社は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき、無期限の存続期間を有する公開有限会社として1995年1月4日付公正証書によって設立され、1995年4月5日にメモリアルに公告された。副管理会社は、投資信託の運用管理を行うことを目的とする運用管理会社である。副管理会社は、ルクセンブルグの商業および会社登録簿にB 49.759番として登録されている。

副管理会社は、ファンドを含む投資信託およびそのポートフォリオの設立、管理、運営および販売促進、組入証券の売買・買付けおよび交換を行うことができ、その管理運営するファンドおよびその他の契約型投資信託に関連するすべての権利を直接または間接に行使することができる。副管理会社は、その管理運営する他の投資信託の受益証券の発行および買戻しを実行し、それらの会計記録を維持することができる。副管理会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社の100%子会社である。副管理会社は、CSSFから2014年7月2日付でAIFMとしての許可を受領しており、AIFMDに基づくAIFMとしての業務を提供する。

(4) 東京海上アセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

2026年6月末日現在、20億円

(ロ) 事業の内容

投資顧問会社は、1985年に設立された日本の法人であり、東京海上ホールディングス株式会社の子会社である。投資顧問会社は、金融商品取引法に従い投資運用業を行う事業者として登録されており、日本国内外の機関投資家および個人投資家に対して投資運用および投資信託サービスを提供している。投資顧問会社は、2026年6月末日現在、10兆7,378億円の資産の運用を行っている。

(5) アリアンツ・グローバル・インベスターズ・UK・リミテッド (Allianz Global Investors UK Limited) (「副投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

2025年12月末日現在、52,800,000英ポンド(約113億5,464万円)

(注) 英ポンドの円貨換算は、便宜上、2026年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=215.05円)による。

(ロ) 事業の内容

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・UK・リミテッドはイングランドおよびウェールズ法の下で設立された有限責任会社であり、登録番号11516839で英国企業登記局に登録されており、英国 EC2M 3TY ロンドン・ビショップスゲート 199に主たる事務所を有する。同社は企業参照番号 959195のもと特定の投資サービスの実施について英国の金融行動監視機構の承認および規制を受けている。

(6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2026年6月末日現在、405億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド (CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (「受託会社」)

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務および保管業務を行う。

(2) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) (「保管会社」兼「管理事務代行会社」)

保管契約および管理事務代行契約に基づき、ファンド資産の保管および管理事務代行業務を行う。

(3) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(「副管理会社」)

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、ファンドの投資運用およびリスク・マネジメント業務を行う。

(4) 東京海上アセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

投資顧問契約に基づきファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(5) アリアンツ・グローバル・インベスターズ・UK・リミテッド(Allianz Global Investors UK Limited)(「副投資顧問会社」)

副投資顧問契約に基づきファンドの資産に関して投資運用業務を行う。

(6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

代行協会員として行為し、またファンド証券の販売および買戻しの取扱いを行う。

3【資本関係】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

第３【投資信託制度の概要】

１．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年７月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年２月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに依拠して解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年２月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年２月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

２．投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「ＣＩＭＡ」という。）が、ファンド法のもとのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。ＣＩＭＡは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者

の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

(a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法(改正済)に基づく免許を受けた者

(b) ケイマン諸島の住宅金融組合法(改正済)またはケイマン諸島の共済会法(改正済)に基づき登録された者、または

(c) 非ファンド・アレンジメント(アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。)

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して(直接的または仲介会社を通じて間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役(または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員)に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請

手数料とともにＣＩＭＡに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、ＣＩＭＡに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第４(３)条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第４(３)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が（ＣＩＭＡが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりＣＩＭＡに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年２月以前は登録を免除されていたが、現在はＣＩＭＡに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第４(３)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（ＣＩＭＡへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第４(３)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第４(３)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル／100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

４．投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、ＣＩＭＡに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類（当該書類はＣＩＭＡに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にＣＩＭＡに提出する義務がある。ＣＩＭＡは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、ＣＩＭＡが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から６か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはＣＩＭＡに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをＣＩＭＡに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後６か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、ＣＩＭＡに提出しなければならない。ＣＩＭＡは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、ＣＩＭＡにより承認された監査人を通じてＣＩＭＡに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をＣＩＭＡに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社またはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。)に関し管理者として行なうことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
- () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(改正済)(以下「BOT A」という。)において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいっただん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。

(k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

(l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。

(m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。

(n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

(a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

(b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

(c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。

(d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。

(e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

(f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。

(g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服しないと約定を取ることができる。

(h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

(a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。

(b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。

(c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島

または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登録をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社において

は、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

(c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ピークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。

(d) 特に、オンショア・オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらす、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約(第三者の権利)法(改正済)により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。

(e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、B O T Aに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(C I M A)による規制と監督

7.1 C I M Aは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつC I M Aが特定する時までにC I M Aにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に依りて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合、C I M Aは、その者に対して、C I M Aが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 C I M Aは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合

(b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合

(c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合

- (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてＣＩＭＡを警戒させるために、ＣＩＭＡは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) ＣＩＭＡが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をＣＩＭＡに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) ＣＩＭＡに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をＣＩＭＡに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しＣＩＭＡがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 ＣＩＭＡが第7.9項の行為を行った場合、ＣＩＭＡは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 ＣＩＭＡは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、ＣＩＭＡは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりＣＩＭＡに発生した費用は、投資信託がＣＩＭＡに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) ＣＩＭＡから求められたときは、ＣＩＭＡの特定する投資信託に関する情報をＣＩＭＡに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはＣＩＭＡが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してＣＩＭＡに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をＣＩＭＡに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後ＣＩＭＡが特定する情報、報告書、勧告をＣＩＭＡに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはＣＩＭＡの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、ＣＩＭＡは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、ＣＩＭＡは以下の措置を執ることができる。
- (a) ＣＩＭＡが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (c) B O T A に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、B O T A に違反した場合
 - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 C I M A は、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () C I M A に対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () C I M A の命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をC I M A に対して行うこと
 - () C I M A の命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、C I M A に対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () C I M A から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をC I M A に対し提出すること
 - (b) C I M A の承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) C I M A の書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M A の承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M A がとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M A に発生した費用は、管理者がC I M A に支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

(a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること

(b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること

(c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

(a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること

(b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること

(c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること

(d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

(e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが实际的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

(a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請

(b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、以下の場合はこの限りでない。

(a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法(改正済)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改正済)(以下「犯罪収益に関する法律」という。)またはケイマン諸島の薬物濫用法(改正済)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

(b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合

(c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。)に關係する場合

(d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに關連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合

(e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合

(f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合

(g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合

(h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合

- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法(改正済)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

() 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

() そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法(改正済)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法(改正済)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(i)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14．ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにＣＩＭＡに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をＣＩＭＡに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第５(２)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にＣＩＭＡに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはＣＩＭＡが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の１か月前までにその旨を書面でＣＩＭＡ、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、１か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはＣＩＭＡが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表２第３項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の１か月前までにＣＩＭＡ、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社また

はジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

(c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
- () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること

(d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。

(e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。

(f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
- () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- () 監査人の氏名および住所
- () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (x) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第４【その他】

- (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について
使用開始日を記載することがある。
次の事項を記載することがある。
 - ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。
図案を採用することがある。
- (2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがある。
 - ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載
 - ・「ファンドは投資元本が保証されているものではなく、受益証券１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。」との趣旨を示す記載
 - ・「投資信託は、預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。
- (4) ファンド証券の券面は発行されない。

（訳文）
独立監査人の監査報告書

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの受託会社としての立場のみにおけるCIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

私たちは、東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド（東京海上ストラテジック・トラストのサブ・ファンドである。）（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類が、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2025年２月28日現在の財政状態、ならびに経営成績および純資産変動の状況を、適正に表示しているものと認める。

監査意見の対象範囲

サブ・ファンドの財務書類は、以下で構成されている。

- ・ 2025年２月28日現在の純資産計算書
- ・ 2025年２月28日現在の投資有価証券およびその他の純資産明細表、
- ・ 同日に終了した会計年度における損益および純資産変動計算書、ならびに
- ・ 財務書類に対する注記（重要な会計方針に関する情報およびその他の説明情報を含む）

監査意見の根拠

私たちは、国際監査基準（ISA）に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私たちは、国際倫理基準審議会が公表した「職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)」（IESBA Code）に基づきサブ・ファンドに対して独立性を保持しており、また、当該 IESBA Code に準拠して、その他の倫理上の責任を果たした。

その他の記載内容

経営者は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営者の責任

経営者は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、経営者は、サブ・ファンドの継続企業の前提を評価し、必要な場合には継続企業に関連する事項を開示すること、また、経営者がサブ・ファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提として財務書類を作成する責任を有する。

財務書類監査に対する監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、国際監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、国際監査基準に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、サブ・ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・経営者が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められると結論づけた場合は、監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起すること、またはそのような開示が適切でない場合は、監査意見を修正する必要がある。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、サブ・ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含む全体としての財務書類の表示、構成および内容を評価し、財務書類が基礎となる取引や事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な発見事項について、統治責任者に対してコミュニケーションを行っている。

その他の事項

監査意見を含む本報告書は、私たちの契約書の条項に従ってサブ・ファンドの受託会社である立場でのCIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのみを利用者として作成されており、それ以外の目的には適合しないことがある。私たちは、この監査意見を表明するにあたり、私たちが事前に書面にて明示的に同意している場合を除き、その他の目的もしくは本報告書を提示されたその他の者または入手する可能性がある者に対して責任を有しない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2025年7月31日

() 上記は、英語で作成された監査報告書の訳文として記載されたものです。訳文においては原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

[次へ](#)

Independent auditor's report

To CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited
solely in its capacity as trustee of Tokio Marine Rogge Global Hybrid
Securities Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund (a sub-trust of Tokio Marine Strategic Trust) (the Series Trust) as at February 28, 2025, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at February 28, 2025;
- the statement of investments and other net assets as at February 28, 2025;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, comprising significant accounting policy information and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going

concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands

July 31, 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

（訳文）
独立監査人の監査報告書

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの受託会社としての立場のみにおけるCIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

私たちは、東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド（東京海上ストラテジック・トラストのサブ・ファンドである。）（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類が、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2026年2月28日現在の財政状態、ならびに経営成績および純資産変動の状況を、適正に表示しているものと認める。

監査意見の対象範囲

サブ・ファンドの財務書類は、以下で構成されている。

- ・ 2026年2月28日現在の純資産計算書
- ・ 2026年2月28日現在の投資有価証券およびその他の純資産明細表、
- ・ 同日に終了した会計年度における損益および純資産変動計算書、ならびに
- ・ 財務書類に対する注記（重要な会計方針に関する情報およびその他の説明情報を含む）

監査意見の根拠

私たちは、国際監査基準（ISA）に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私たちは、国際倫理基準審議会が公表した「職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)」(IESBA Code)に基づきサブ・ファンドに対して独立性を保持しており、また、当該 IESBA Code に準拠して、その他の倫理上の責任を果たした。

その他の記載内容

経営者は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外の情報である。

私たちの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営者の責任

経営者は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、経営者は、サブ・ファンドの継続企業の前提を評価し、必要な場合には継続企業に関連する事項を開示すること、また、経営者がサブ・ファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提として財務書類を作成する責任を有する。

財務書類監査に対する監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、国際監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、国際監査基準に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、サブ・ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・経営者が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められると結論づけた場合は、監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起すること、またはそのような開示が適切でない場合は、監査意見を修正する必要がある。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、サブ・ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含む全体としての財務書類の表示、構成および内容を評価し、財務書類が基礎となる取引や事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な発見事項について、統治責任者に対してコミュニケーションを行っている。

その他の事項

監査意見を含む本報告書は、私たちの契約書の条項に従ってサブ・ファンドの受託会社である立場でのCIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのみを利用者として作成されており、それ以外の目的には適合しないことがある。私たちは、この監査意見を表明するにあたり、私たちが事前に書面にて明示的に同意している場合を除き、その他の目的もしくは本報告書を提示されたその他の者または入手する可能性がある者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2026年7月24日

() 上記は、英語で作成された監査報告書の訳文として記載されたものです。訳文においては原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

[次へ](#)

Independent auditor's report

To CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited
solely in its capacity as trustee of Tokio Marine Rogge Global Hybrid
Securities Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund (a sub-trust of Tokio Marine Strategic Trust) (the Series Trust) as at February 28, 2026, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at February 28, 2026;
- the statement of investments and other net assets as at February 28, 2026;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, comprising significant accounting policy information and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have also fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going

concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands

July 24, 2026

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[次へ](#)

承認された監査人の報告書

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取締役会各位

ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「当行」という。）の2025年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、および重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当行の2025年12月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、EU規則No.537/2014、監査業務に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグについて採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件とともにルクセンブルグについてCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（「IESBA規程」）に従って当行から独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、我々の専門的な判断に基づき、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項である。当該事項は、財務書類の監査全体の過程およびそれに対する我々の監査意見の形成において取り上げられており、我々は、当該事項について個別の監査意見を提供するものではない。

収益の認識 - 未収手数料	
当該事項が監査における最重要事項の1つと考えられる理由	監査における当該事項の対応方法
我々は、財務書類の重要な会計方針の要約-注2.13「収益の認識」および注21「未収手数料」を参照する。 2025年12月31日現在、未収手数料は120,512,567米ドルであった。未収手数料は主に、投資信託および全体保管業務から生じる。	我々の監査は、以下の手続きに注力した。 我々は、財務および経理部門とインタビューを行い、未収手数料の認識プロセスを理解した。 我々は、未収手数料に関する内部統制の策定および実施を評価し、関連する主要な統制の運用上の有効性を検証した。

各種手数料に適用される利率は、保管および管理される投資資産、合意ならびに提供されたサービスに応じたものである。 未収手数料の認識処理には、手作業による介入が含まれ、計上される取引量と併せて、関連する金額が重大であるため、監査上の主要な事項とみなされる。	我々は、受取手数料の種類ごとの合計額について期待値を算出し、その期待値を当行が計上した金額と比較した。 異なる種類の手数料のサンプルについては、 ・我々は、科目のサンプルとして、未収手数料を独立して再計算することで未収手数料を試算した。これには、報酬条項の基礎となる契約および基礎となる基準の外部証拠への調整も含まれる。 ・我々は、期末後の支払いの未払手数料の受領に合意した。 ・我々は、報酬および受取手数料のプロセスにおいて、「四つ目の原則」の適用に加え、無作為に追加項目を選択し、職務の適切な分別を確認することにより、不正リスクに対応した手続きに「予測不能」の要素を組み込んだ。
--	---

その他の情報

取締役会は、経営者報告書に表示される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の公認企業監査人の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、当該その他の情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、当該財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当行が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、当行の取締役会が当行の清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 当行の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当行が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認企業監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認企業監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当行が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、統治責任者に独立性に関する当該倫理要件を遵守していることの表明を提供し、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に思われるすべての関係およびその他の事項、また該当する場合、脅威を排除するための措置または適用される予防対策を報告する。

統治責任者に報告した事項から、我々は、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項、従って監査上の主要な事項を決定する。法律または規則が当該事項についての公的開示を認めない場合を除き、我々は、当該事項を我々の監査報告書において記載する。

他の法令上の要件に関する報告

我々は、2025年4月15日付の取締役会によって公認企業監査人に任命され、前回の更新および再任命を含む我々の連続する契約期間は6年である。

経営者報告書は、財務書類と一致しており、適用される法律要件に従って作成されている。

我々は、EU規則No.537/2014において言及される禁じられている監査対象外の業務は提供されておらず、また我々は、監査の実施中、当行から独立した立場を維持していたことを確認している。

ルクセンブルグ、2026年5月27日

ビーディーオー オーディット ソシエテ アノニム

公認の監査法人を代表して

電子署名者：

パトリック・テラッチ

[次へ](#)

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

To the Board of Directors of
Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the “Bank”), which comprise the balance sheet as at 31 December 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Bank as at 31 December 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law of 23 July 2016 on the audit profession (“Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the EU Regulation No 537/2014, the law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the « Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Bank in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Key Audit Matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the annual accounts of the current period. These matters were addressed in the context of the audit of the annual accounts as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Revenue recognition - Commission receivable	
Why the matter was considered to be one of most significant in the audit	How the matter was addressed in the audit
We refer to Summary of significant accounting policies - Note 2.13 - Revenue Recognition and Note 21 on Commission Receivable of the annual accounts. Commission receivable amounted to USD 120.512.567 as of 31 December 2025. Commissions receivable mainly derive from investment funds and global custody operations. The applicable rates per each type of commission depend on the underlying assets under custody and administration, agreements and services provided. The recognition process of commission receivable includes manual intervention, and it is considered to be a key audit matter due to the materiality of the related amounts, combined with the volume of transactions that are recorded.	Our audit focused on the following procedures: We held interviews with Finance and Billing department and obtained an understanding of the commission receivable recognition process. We assessed the design and implementation of the internal controls surrounding commission receivable and tested operating effectiveness of the relevant related key controls. We developed expectations for the aggregate amounts per type of commission income and we compared the expectations to the amounts recorded by the Bank. For a sample of the different types of commissions: We tested commission receivable by performing independent recalculation of the commissions for a sample of items. This also included the reconciliation of the fee terms to the underlying contracts and the underlying basis to external evidence;

	• We agreed the receipt of accrued commissions to payments subsequent year end; • We included elements of “unpredictability” in the procedures performed in response to the risk of fraud by randomly selecting additional items and by verifying appropriate segregation of duties, as well as the application of the “4 eyes principle”, within the fee and commission income process.
--	---

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our report of the “réviseur d'entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Bank's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Bank or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Bank's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Bank's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Bank to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

From the matters communicated with those charged with governance, we determine those matters that were of most significance in the audit of the annual accounts of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our audit report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

We have been appointed as réviseur d'entreprises agréé by the Board of Directors on 15 April 2025 and the duration of our uninterrupted engagement, including previous renewals and reappointments, is 6 years.

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

We confirm that the prohibited non-audit services referred to in the EU Regulation N° 537/2014 were not provided and that we remained independent of the Bank in conducting the audit.

Luxembourg, 27 May 2026

BDO Audit
Cabinet de révision agréé
represented by
electronically signed by:

Patrick Terazzi

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。